

SALAD BOWL 20



かながわ自治体の国際政策研究会

平成24(2012)年度 年次報告書

はじめに

平成 24 (2012) 年度は、世界経済が緩やかな回復傾向にあるなか、近隣主要国のリーダーが交代するなど国際的に各国の動向が注目される年になりました。我が国においても安倍政権が発足し、アベノミクスによる経済への影響など、世界からも評価をいただける状況が続いております。

このような国際情勢のなか、社会におけるグローバル化は加速し続けており、行政や医療の現場、地域の生活において、多言語・多文化の相互理解がさらに求められています。

近年は、行政や N P O など様々な人たちで外国籍の方も含めたイベントが多く開催され、幅広い年代の方に、互いの文化の違いを認め合いながら生活するということへの理解を得られるようになってきています。

多文化共生についての活動が進められるなか、自治体としては多言語の対応など多くの課題を抱えている状況があります。

公共施設での多言語表示をはじめ、自治体や学校等での言葉の多言語化に対する課題は大きなものとなっています。かながわ自治体の国際政策研究会では、引き続き、多言語・多文化共生を進める人材の育成、研修や情報交換などについて進めていく必要性を感じています。そのために、多言語情報の共有化検討部会での研修や情報交換などを行っています。

また、自治体の現場では、新しい在留管理制度がスタートし、外国籍住民への対応等で苦慮されたのではないのでしょうか。

自治体ごとに見えてきた問題や窓口でのトラブル等への解決策を探るため、神奈川県行政書士会国際部の方を講師にお招きし、制度改正についての基礎を学ぶ研修を行いました。

この「サラダボウル 2 0 」では、当研究会の一年間の事業実績と県内の各自治体の国際関係施策についてまとめています。

ご活用いただけたら幸いに存じます。

平成 24 年度かながわ自治体の国際政策研究会代表幹事
鎌倉市経営企画部次長兼秘書広報課長 奈須 菊夫

目 次

平成24(2012)年度 事業概要	1
平成24年度第1回研修会「新しい在留管理制度がもたらす行政サービスの諸問題」	3
第1回研修会レジュメ	5
第1回研修会資料編	11
第1回研修会事前アンケート回答	48
法務省「2012年7月9日(月)から新しい在留管理制度がスタート！」	52
第1回研修会記録	68
平成24年度第2回研修会「多文化共生を進める人材の育成について」	81
第2回研修会レジュメ	83
第2回研修会記録	94
資料集	
平成24(2012)年度市町国際関係事業実績	104
縣市町村友好交流先一覧	111
外国籍住民に対応する施策状況	114
外国人登録者に関する統計	120
縣市町村国際政策担当課	123
国及び地域の国際化関係機関	124
主な国際交流協会・国際交流関係施設	125
かながわ自治体の国際政策研究会規約	127
平成24(2012)年度かながわ自治体の国際政策研究会役員名簿	129

< SALAD BOWL (サラダボウル) とは? >

現在、世界のボーダレス化がますます進展し、さまざまな国々から来た人々が、私たちの地域で生活しています。こうした状況の下、いろいろな背景をもつ人々が共に手を取りあい、また、お互いに個性を發揮して、いきいきとした社会を築いていくことが私たちの願いです。

ちょうど「サラダボウル」の中で、個性豊かなサラダの素材が、それぞれに自己主張しながらもサラダとして一体感を保っているように・・・

こうした願いから、当研究会の年次報告書のタイトルを「サラダボウル」としています。

平成24(2012)年度 事業概要

1 総会

開催日：平成24(2012)年6月7日(木)
場所：地球市民かながわプラザ 大会議室
内容：平成23(2011)年度事業報告・収支決算・監査報告
平成24(2012)年度事業計画(案)・収支予算(案)
情報交換

2 幹事会

【第1回】

開催日：平成24(2012)年6月1日(金)
場所：かながわ県民センター 特別会議室
内容：平成23(2011)年度事業報告・収支決算・監査報告
平成24(2012)年度事業計画(案)・収支予算(案)
情報交換

【第2回】

平成25年度事業計画(案)、平成25年収支予算(案)について書面表決(3月29日表決)をもって幹事会の開催に代えた。

3 調査研究事業

「県内の多言語情報共有化検討部会」

活動趣旨

県内の自治体が活用できる多言語情報を集約し、共有・活用を図る。また、外国籍県民への効果的な情報提供手段の確立についても検討を行う。

参加自治体(平成24年度)

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、秦野市、大和市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、神奈川県

計14自治体

【第1回】

開催日：平成24(2012)年9月12日(水)
場所：かながわ県民センター 第1会議室
内容：自己紹介、調査研究事業について、部会の名称について、意見交換

【第2回】

開催日：平成24(2012)年12月5日(水)
場所：かながわ県民センター 第1会議室
内容：部会長について、具体的な取組みについて、成果物について

【第3回】

開催日：平成25(2013)年1月23日(水)
場所：かながわ県民センター 第1会議室
内容：自治体の多言語情報ニーズについて、部会の方向性・スケジュール、フィールドワークについて

【第4回】

開催日：平成25(2013)年3月19日(火)

場所：かながわ県民センター 第1会議室

内容：多言語情報整理の検討、インタビュー調査について、情報交換

4 研修事業

総会での決定に則り「新しい在留管理制度に係る研修会」(平成24年11月13日実施)及び、「多文化共生を進める人材の育成について(仮称)」(平成25年2月12日実施)のテーマで、研修を二回実施する。

【第1回】

開催日：平成24(2012)年11月13日(火)

場所：地球市民かながわプラザ 研修室A

受講者：18名

テーマ：「新しい在留管理制度がもたらす行政サービスの諸問題」

内容：第一部 講演 「新しい在留管理制度の概略」

講師 渋谷 利郎氏(神奈川県行政書士会国際部部長)

第二部 講演 「外国人の在留に関する諸手続

- 中長期在留者が上陸してから出国するまでの流れ - 」

講師 箕輪ひろみ氏(神奈川県行政書士会国際部)

第三部 グループディスカッション

【第2回】

開催日：平成25(2013)年2月12日(火)

場所：地球市民かながわプラザ 研修室A

受講者：13名

テーマ：「多文化共生を進める人材の育成」

内容：第一部 講演 「外国人住民の抱える課題と支援について

～カンボジアのコミュニティの事例から～」

講師 富本潤子氏(かながわ国際交流財団職員)

萩原カナナ氏(かながわ国際交流財団 多文化サポーター)

第二部 講演 「実践事例の紹介 ～諸課題解決のための試み～

かながわ国際交流財団の取り組みの中から」

講師 富本潤子氏、森ちえろ氏(かながわ国際交流財団)

第三部 グループワーク

平成24年度 第1回研修会

「新しい在留管理制度がもたらす 行政サービスの諸問題」

平成24年11月13日（火）14:00～17:00
地球市民かながわプラザ研修室A

次 第

進行：神奈川県国際課

- 14：00 開会
挨拶：奈須 菊夫（かながわ自治体の国際政策研究会代表幹事、
鎌倉市経営企画部 次長）
- 14：10 第一部 講演「新たな在留管理制度の概要」
講師：渋谷 利郎（神奈川県行政書士会国際部 部長）
- 14：50 第二部 講演「外国人の在留に関する諸手続き ～中長期在留者が日本へ上陸して
から出国するまでの流れ～」
講師：箕輪 ひろみ（神奈川県行政書士会国際部 部員）
- 15：30 質疑応答
- 15：45 休憩
- 16：00 第三部 意見交換会
(会場レイアウト変更)
グループディスカッション
- 16：40 グループ発表及び講評
講評：神奈川県行政書士会
- 17：00 閉会

研修会の趣旨

新たな在留管理制度の導入、外国人登録制度の廃止に伴い、市町村における外国人への行政サービスの提供について様々な課題が生じていると考えられる。現実にどのような問題が起きているのか検討し、新制度と多文化共生推進の狭間で、自治体はどのように行動すべきかについて考える。

第1部 新たな在留管理制度の概要 (14:10 ~ 14:50)

講師 神奈川県行政書士会国際部 部長
渋谷 利郎

はじめに～このテーマの担当者として～

新たな制度はご承知の通り、平成24年7月9日(月)よりスタートしました。法制定から段階的に逐次施行された<参照:資料編 P3,P4>、制度の大きな改革です。新制度により創設された、在留カードの対象者又住基法改正で創設された、外国人の住民票の交付対象者、更に外国人登録制度の廃止により、自治体の行政サービスの対象外の外国人市民が想定され、本テーマの現実的な問題がそこにあります。当職は、新制度の内容(業務)に携わっている者として、このテーマを中心とした条項を抽出し、この講習会に参加された自治体実務者の皆様から、現実にはどのような問題が起きているのかを提出いただき<参照:事前アンケート回答(レジュメ P7~P10)>、検討し、新制度と多文化共生の狭間の中で、いったい自治体はどのように行動すべきかを、ともに検討し、コメントいたしたい、と考えております。

1. 同制度の関連根拠法等(法務省・総務省・文科省)

平成21年第171回通常国会で可決成立し平成21年7月15日公布。平成24年7月9日施行された。

- 1) 出入国管理及び難民認定法<入管法>及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部<入管特例法>を改正する等の法律<同施行規則>(法務省 平成21年法律第79号)

参照(リーフレット)「新しい在留管理制度がスタート！」

- 2) 住民基本台帳法の一部を改正する法律(総務省 平成21年法律第77号)

参照(リーフレット)「外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします！」

- 3) 参考条文 上記1) 関連

イ 改正入管法(平成21年法律第79号)附則第60条 <参照:資料編 P26>

ロ 外国人児童生徒教育の充実について(通知)(平成18年6月22日、18文科初第368号、文部科学省初等中等教育局長、銭谷眞美)(別添1) <参照:資料編 P29,P30>

ハ 外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について(通知)(24文科初第388号 平成24年7月5日文部科学省初等中等教育局長、布村幸彦) <参照:資料編 P27,P28>
(別添1)外国人児童生徒教育の充実について <参照:資料編 P29,P30>

(別添2)被仮放免者情報の市町村への通知について(平成24年5月15日付け法務省入国管理局警備課長事務連絡) <参照:資料編 P31>

(別添3)外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間 <参照:資料編 P33>

- ニ **参照** 第171国会法務委員会 議事録<資料集 P34>及び参議院付帯決議<資料集: P35>

2. 新たな在留管理制度の導入（その目的）

その前に、改正前までの内外の主な経緯

- ・2001年9月11日米国同時多発テロ事件発生。
- ・2004年1月5日導入のUS-VISITプログラム。（米国に入国する外国人に指紋・写真撮影）
- ・2008年11月20日日本版US-VISITプログラム。

各界からの反応

- ・アムネスティインターナショナル日本 ・外国人入権法連絡会 ・在日コリアン青年連合
- ・反住基ネット ・参議院の附帯決議 ・第171国会 法務委員会 第11号h.21 6.19.（仮放免許可者の市町村等に通知の件） ・森国務大臣A「...不法滞在者の行政サービスの範囲は法改正後も基本的に変更ない...」

1) 法務大臣が、外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図る。

二元的管理（外登法制度＋入管法）から一元的管理（改正入管法）へ。外登法制度の廃止。

<参照：資料編 P5 図解>

2) 新制度の導入により外国人の在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになり適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置が可能となった。

新制度の主なポイント：<参照：法務省リーフレットP4.P5.P6.P7.>

在留カードの交付（常時携帯義務）

在留期間の上限伸長（3年 5年） 会社区分カテゴリー-1.2.3.4.

再入国許可制度の見直し（みなし再入国許可制度の導入・1年以内に帰国・特永者2年）
但し注意事項あり。

外国人登録制度の廃止（外国人登録証明書の廃止）

特別永住者は入管特例法により、特別永住者証明書（市区町村交付、常時携帯義務なし）

新制度の対象者 <参照：在留資格一覧表 資料編 P1,P2>

中長期在留者のみ（3か月を超える在留期間）

対象にならない外国人 <参照：法務省リーフレット P3>

「3月」以下の在留期間が決定された人 その発生の意味は？

「短期滞在」の在留資格が決定された人

「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人

から の外国人に準じるものとして法務省令で定める人（注1）

特別永住者

在留資格を有しない人（注2）（不法滞在者・仮放免許可の者）

（注1）及び（注2）は <参照：法務省リーフレット P3>

については退去強制手続 出国命令制度手続の対象となる。

3) 住民基本台帳法の一部改正とあわせ大きな制度の改正が行なわれた。

<参照：総務省リ - フレット P3 住民票が作成される外国人と、住民票の記載事項>

日本人と同じ様に住民票の交付対象とした。世帯主に外国人は？

家族単位の構成とした。

この対象者は、

- ・ 中長期在留者（在留カード交付対象者）
- ・ 特別永住者
- ・ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ・ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者
- ・ 住基法対象者が行政のサービスを受けることになる。

不法滞在者・仮放免許可者は住基法の対象外とされ、行政のサービス等は今後どうなるのか？

3. 新たな在留管理制度の問題点

1) アンケート回答結果

2) 改正入管法附則第 60 条

参照 アンケート回答 1〔新制度の施行によって外国人住民が行政サービスを受けられなくなったケースはありますか。〕の 及び の回答

就学案内の送付が出来なくなった。

(途中略)住民基本台帳へ記載された人口は外国人登録人口と比較し約 350 名少なくなった。

第 2 部 外国人の在留に関する諸手続

- 中長期在留者が上陸してから出国するまでの流れ - (14:50 ~ 15:30)

講師 神奈川県行政書士会国際部

箕輪 ひろみ

レジュメ P4、P5

在留カードの携帯義務、住居地の届出義務等、新制度の外国人管理が一段と強化される。

第 2 部資料編

在留カードの携帯義務、住居地の届出義務等、新制度の外国人管理が一段と強化される。

【第2部】 外国人の在留に関する諸手続 ～ 中長期在留者が日本へ上陸してから出国するまでの流れ ～

- 【二元的管理から一元的管理へ（点から線へ）】 法 … 入管法
- … 上陸許可の証印を受け、上陸が許可される。在留資格・在留期間の決定（法9条）
- ☆ 中長期在留者には、「在留カード」の発行
- … 常時携帯義務あり【罰則】20万円以下の罰金

【注意!!】以下の住居地関係の届出につき、資料P14参照

虚偽の届出や届出義務違反等⇒罰則（在留資格の取消し等の対象）

- 「新規住居地の届出」（法19条の7）
 - 住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村役場にて在留カードを提出して、新規住居地を届出
 - * 在留カードを提出して住民基本台帳法上の転入届を行った場合には入管法上の住居地の届出を行ったものとみなされる。
- 「住居地の変更届出」（法19条の9）
 - 住居地を変更した場合は、新住居地に移転した日から14日以内に新住居地の市区町村役場にて 在留カードを提出して住居地の変更を届出
- 「在留資格変更等に伴う住居地届出」（法19条の8①）
 - 在留資格の変更等により新たに中長期在留者となった者は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村役場にて、在留カードを提出して住居地を届出
 - * 在留カードを提出して住民基本台帳法上の転入届・転居届を行った場合には入管法上の住居地の届出を行ったものとみなされる。
 - * 転出の際は、転出地で転出届をし「転出証明書」の交付を受けて、新住居地で転入届。
 - * 同一の市区町村内で住所を変更する際には、お住まいの市区町村役場に転居の届出。

【参考】中長期在留者 … 中長期在留者は住民票作成対象者 関連：印鑑登録条例

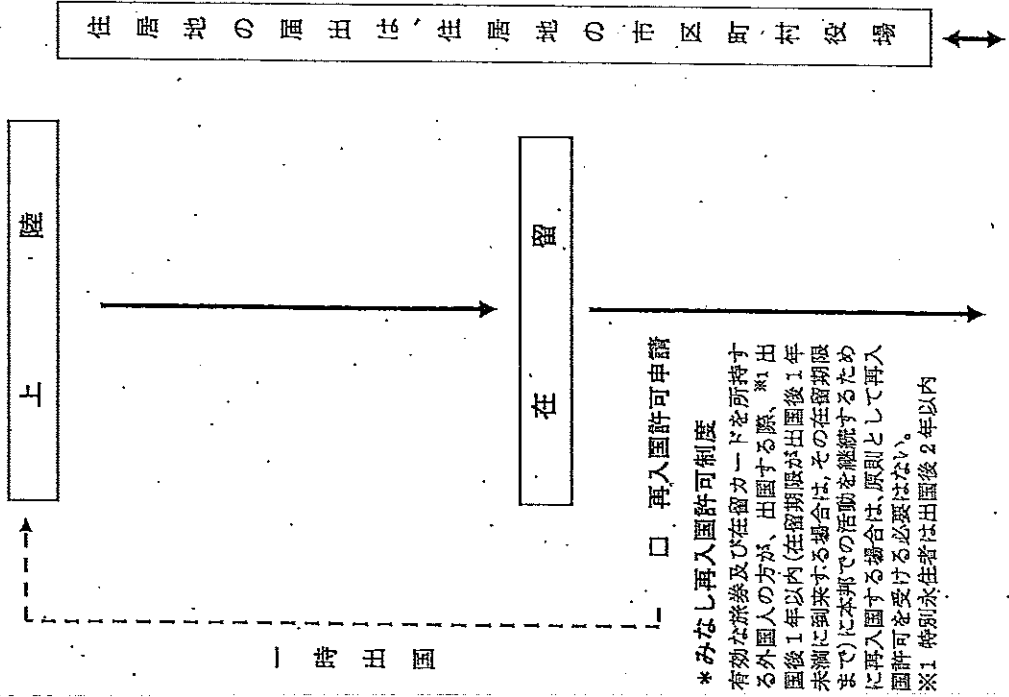
①～⑥のいずれにもあてはまらない人 ⇒ 条例：P25 資料参照

① 「3月」以下の在留期間が決定された人 ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人

③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人

④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人

⑤ 特別永住者 ※特別永住者証明書交付 ⑥ 在留資格を有しない人



- 再入国許可申請
 - * みなし再入国許可制度
 - 有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が、出国する際、^{※1}出国後1年以内（在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限まで）に本邦での活動を継続するため再入国する場合、原則として再入国許可を受ける必要はない。
 - ※1 特別永住者は出国後2年以内

【二元的管理から一元的管理へ（点から線へ）】

- 【注意】各種罰則等あり** 資料 P14～P24 参照
- 在留カード交付申請
 - (在留カードとみなされる外登証からの切替え) … 法附則 15 条の 3
 - 居住地以外の在留カード記載事項の変更届出 (14 日以内) … 法 19 条の 10①
 - 在留カードの有効期間の更新申請 … 法 19 条の 11①②
 - 紛失等による在留カードの再交付申請 (14 日以内) … 法 19 条の 12①
 - 汚損等による在留カードの再交付申請 (14 日以内) … 法 19 条の 13③
 - 活動機関に関する届出 (14 日以内) … 法 19 条の 16 1 号
 - 契約機関に関する届出 (14 日以内) … 法 19 条の 16 2 号
 - 配偶者に関する届出 (14 日以内) … 法 19 条の 16 3 号
 - ※ 「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格を有する方のうち、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して 6 月以上行わないで在留 (正当な理由がある場合を除く) ⇒ 在留資格取消の対象者
 - 在留カードの返納 … 法 19 条の 15
 - 在留期間更新許可申請
 - 在留資格変更許可申請
 - 在留資格取得許可申請
 - 資格外活動許可申請
 - 就労資格証明書交付申請
 - 証印転記の願出
 - 在留資格抹消の願出
 - 永住許可申請

【参考】外国人住民に係る住民票を作成する対象者

- ① 中长期在留者 (在留カード交付対象者)
- ② 特別永住者
- ③ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ④ 出生による経過滞在者
又は国籍喪失による経過滞在者

居住地以外の各種届出・在留諸申請は、居住地を管轄する地方入国管理局

在 留

出 国

* 在留特別許可

* 出国命令制度

日本での在留活動を終え帰国

- ・入国審査官へ在留カードの返却 (法 19 条の 15)
- ・入国審査官が出国の確認 (出国の証印) (法 25 条)

第3部 意見交換会（16:00～17:00）

グループディスカッション

A 自治体現場からのメッセージ

新しい外国人の「在留管理制度」は平成24年7月9日（月）から施行され4か月が過ぎました。

- 1) 現実にどのような問題が起きているのか？
- 2) 自治体側での外国人の対応は変わったか？
- 3) 外国人自身の自治体側に対する対応は？

今まで、コミュニティによく出席していた外国人に変化はあるか？

- 4) 多文化共生推進の間での対応は変わったか？

B 検討そして自治体の取るべき行動は？

グループ発表及び・講評

「新しい在留管理制度に係る研修会」

資料編

資料編目次

1. 在留資格一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 3 ~ P 1 4
2. 新制度で施行された主な項目・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 5 ~ P 1 6
3. 図解 1 新たな在留管理のイメージ・・・・・・・・・・・・ P 1 7
4. 図解 2 「入管法」「入管特例法」「住民基本台帳法」改定案の対象者・・・・・・・・ P 1 8
5. 図解 3 新たな在留管理制度における情報の流れ・・・・・・・・ P 1 9
6. 図解 4 < 登載事項の比較表 >・・・・・・・・・・・・ P 2 0
7. 図解 5 住民票 / 外国人住民票の記載事項比較・・・・・・・・ P 2 1
8. 図解 6 現在の非正規滞在者への法・行政サービスの適用・・・・・・・・ P 2 2
9. 図解 7 新しい在留管理体制における外国人個人情報のシェア（共有）・・・・・・・・ P 2 3
10. 図解 8 U S - V I S I T における個人情報のシェア（情報共有）・・・・・・・・ P 2 4
11. 退去強制手続き及び出国命令手続きの流れ・・・・・・・・ P 2 5
12. 改正入管法施行に伴う主な罰則など・・・・・・・・ P 2 6 ~ P 3 2
13. 改正入管特例法施行に伴う主な罰則など・・・・・・・・ P 3 3 ~ P 3 6
14. 改正入管法施行と各自治体の条例（印鑑条例（一部））・・・・・・・・ P 3 7
15. 改正入管法（平成 21 年 7 月 15 日法律第 79 号）附則・・・・・・・・ P 3 8
16. 外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について（24 文科初第 388 号）・ P 39 ~ P 40
17. （別添 1）外国人児童生徒教育の充実について（18 文科初第 368 号）・・ P 4 1 ~ P 4 2
18. （別添 2）被仮放免者情報の市町村への通知について（法務省管警第 123 号）・・ P 4 3 ~ P 4 4
19. （別添 3）外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間・ P 4 5
20. 第 171 国会 法務委員会 第 11 号 平成 21 年 6 月 19 日 議事録・・・・・・・・ P 4 6
21. 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案 参議院 附帯決議（平成 21 年 7 月 7 日）・ P 4 7

在留資格一覧表

	在留資格 Status of Residence	在留期間 Period of Stay	該当例	査証 (VISA) 区分	基準省令 の適用	就労	
法別表 第1	1 外交 (Diplomat)	外交活動の期間	外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族	外交査証	なし	(付与された在留資格の範囲内で) 認められる	
	公用 (Official)	5年、3年、1年、3月、30日又は15日	外国政府の大使館・領事館の職員、国政機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	公用査証			
	教授 (Professor)	5年、3年、1年又は3月	大学教授等	就業査証			
	芸術 (Artist)		作曲家、画家、著述家等				
	宗教 (Religious Activities)		外国の宗教団体等から派遣される宣教師等				
	報道 (Journalist)		外国の報道機関の記者、カメラマン等				
	2 投資・経営 (Investor/Business Manager)	5年、3年、1年又は3月	外資系企業等の経営者・管理者等	就業査証	あり	(付与された在留資格の範囲内で) 認められる	
	法律・会計業務 (Legal/Accounting Services)		弁護士、行政書士、公認会計士等				
	医療 (Medical Services)		医師、歯科医師、看護師等				
	研究 (Researcher)		政府関係機関や私企業等の研究者				
	教育 (Instructor)		小学校・中学校・高等学校等の語学教師等				
	技術 (Engineer)		機械工学等の技術者				
	人文知識・国際業務 (Specialist in Humanities/International Services)		通訳、デザイナー、私企業の語学教師等				
	企業内転勤 (Intra-company Transferee)		外国の事業所からの転勤者				
	興行 (Entertainer)		3年、1年、6月、3月又は15日				俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
	技能 (Skilled Labor)		5年、3年、1年又は3月				外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等
	技能実習 (Technical Intern Training)	1年又は6月 1年を超えない範囲内	技能実習1号イ又は口の活動 技能実習2号イ又は口の活動	一般査証 -			
	3 文化活動 (Cultural Activities)	3年、1年、6月又は3月	日本文化の研究者等	一般査証	なし	認められない	
	短期滞在 (Temporary Visitor)	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間	観光、短期商用、親族訪問、知人訪問等	短期滞在査証			
		15日	日本経由で他の国に旅行するため短期間(15日以内)日本に滞在し出国	通過査証			
	4 留学 (Student)	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	大学、短期大学、高等専門学校等の学生 高等学校、専修学校(高等又は一般過程)等の生徒	一般査証	あり	認められない	
研修 (Trainee)	1年、6月又は3月	研修生					
家族滞在 (Dependent)	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	法別表第1の在留資格を持っている外国人が扶養する配偶者又は子(外交、公用、技能実習、研修、留学(基準省令第1号ハ)の在留資格を持って在留する者の配偶者又は子を除く)					
5 特定活動 (Designated Activities)	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は5年を超えない範囲内で法務大臣が個々に指定する期間	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手等 特定研究・事業活動等	特定査証	なし	個々の許可内容による		

	在留資格 Status of Residence	在留期間 Period of Stay	該当例	査証 (VISA) 区分	基準省令 の適用	就労
法別表 第2	永住者 (Permanent Resident)	無期限	法務大臣から永住許可を受けた者	-	-	就労制限 なし
	日本人の配偶者等 (Spouse or Child of Japanese National)	5年、3年、1年又は6月	日本人の配偶者・実子・特別養子	特定査証	-	
	永住者の配偶者等 (Spouse or Child of Permanent Resident)		永住者・特別永住者の配偶者及び日本 で出生し引き続き在留している実子		-	
	定住者 (Long-Term Resident)	5年、3年、1年、6月又は 5年を超えない範囲内で 法務大臣が個々に指定 する期間	ミャンマー難民、日系3世、外国人配偶 者の実子等		-	

資料 新制度で施行された主な項目

このように、在留カードの交付をはじめ改正のポイントは10項目に及び、これは段階的に施行され、上記の平成24年7月9日まで、3年がかりの大きな改正といわれております。次にそれを見て参りましょう。

○「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」

1 平成21年7月8日可決成立、同年7月15日公布され、段階的に施行

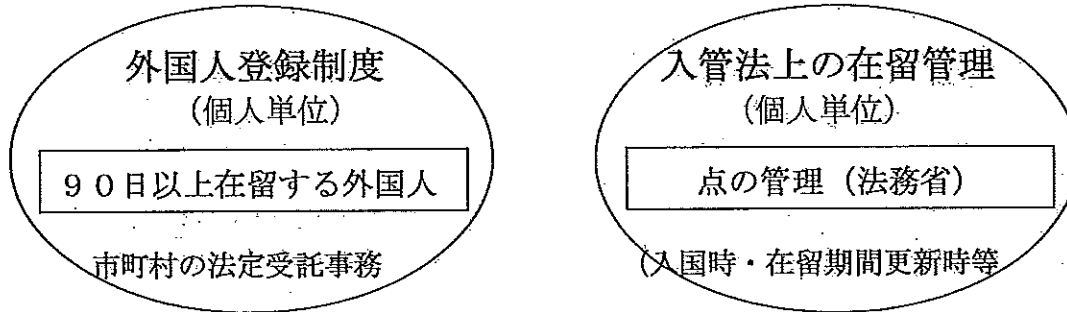
平成21年7月15日施行	<p>○<u>拷問等禁止条約等の送還禁止規定明文化</u> 拷問等禁止条約と同様の規定がある強制失踪条約に係る規定については、当該条約が発効した平成22年12月23日～施行されている。</p>
平成22年1月1日施行	<p>○<u>乗員上陸許可者の乗員手帳等携帯・提示義務化</u> 顔写真が貼付ある旅券の携帯義務。</p>
平成22年7月1日施行	<p>○<u>研修・技能実習制度の見直し</u> 身分保護の強化・知識習得活動・雇用契約による技能修得。</p> <p>○<u>在留資格「就学」「留学」一本化</u> 留学生の安定的在留のため、在留資格を「統一」した。</p> <p>○<u>入国者収容所等視察委員会の設置</u> 収容所視察、被収容者と面接し運営に関し、警備処遇の透明性の確保、入国者収容所の運営改善を図る。</p> <p>○<u>在留期間更新申請等における在留期間の特例導入</u> 在留期間の期限までに申請した場合において、申請に対する処分 が期限までにないときは、その期限後、当該処分がされる時又は従前の期限から2月を経過する日の早い時まで、在留資格を持って、在留することが出来る規定。</p> <p>○<u>上陸拒否の特例制度導入</u> 上陸拒否事由に該当する特定の事由がある場合であっても、法務大臣が相当と認めるときは、改めて入国審査官、特別審査官、法務大臣と三段階の手続を経て上陸特別許可を再度行なわずに、入国審査官が上陸許可の証印を出来る規定。</p> <p>○<u>不法就労助長行為等に対処するための退去強制事由追加</u> 他の外国人に不正に上陸許可等を受けさせる目的での偽変造文書等の作成等を教唆・幫助する行為。 不法就労助長行為。 資格外活動の罪により禁錮刑以上に処せられた。</p>
平成24年7月9日施行	<p>○<u>在留カードの交付など新しい在留管理制度の導入</u> ○<u>特別永住者への特別永住者証明書交付</u></p>

2. 平成24年7月9日施行改正法の主な内容

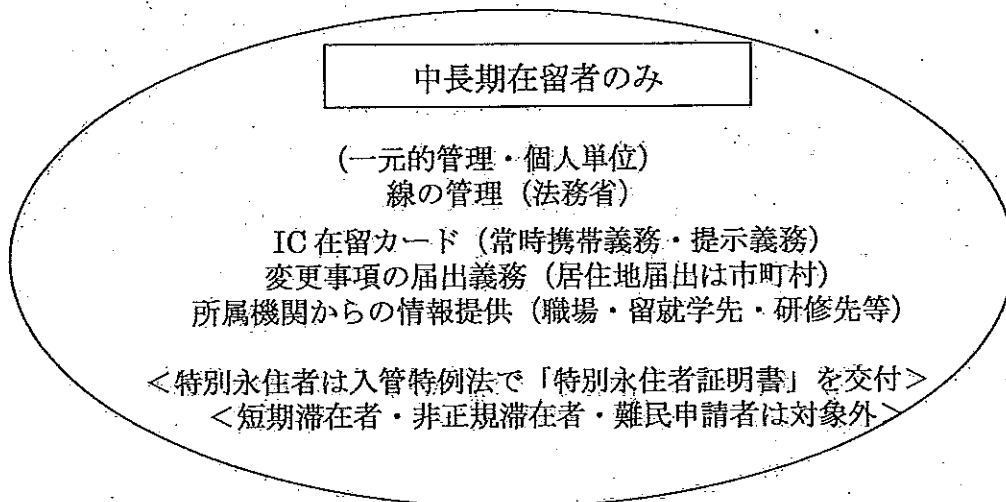
<p>新しい在留管理制度の導入</p>	<p>○「<u>在留カード</u>」の交付 中長期在留者に上陸許可、変更・更新許可時に交付される。※第2部で図解等詳細</p> <p>○<u>在留期間が最長5年に</u> 在留期間の上限が最長5年 ※第2部で説明</p> <p>○<u>再入国許可制度の変更（みなし再入国）</u> 再入国制度の併存</p> <p>○<u>外国人登録制度の廃止</u> 替わって、日本人と同じ住民票の交付</p>
<p>特別永住者制度の変更</p>	<p>○「<u>特別永住者証明書</u>」の交付 外登証に替わり、交付される。</p> <p>○<u>再入国許可制度の変更（みなし再入国）</u> 出国し2年以内に帰国</p>
<p>外国人の住民基本台帳制度導入</p>	<p>○<u>外国人住民にも住民票を作成</u> 家族ぐるみの単位</p>

新たな在留管理のイメージ

現在の制度 (二元的管理)



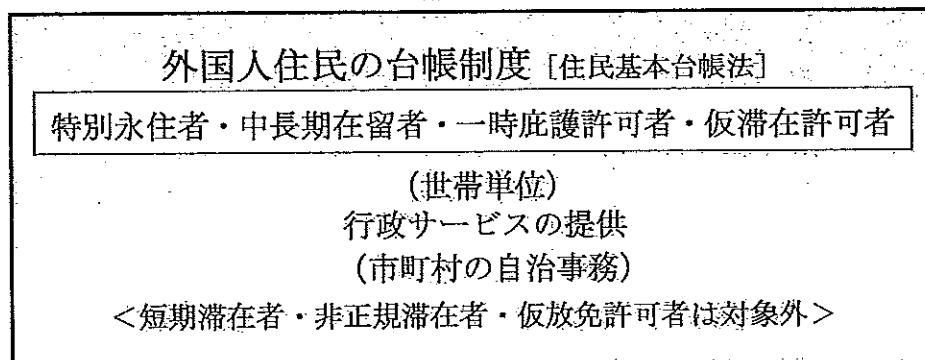
新たな在留管理制度 [改定入管法]



在留情報の通知



住民票記載事項の通知



「入管法」「入管特例法」「住民基本台帳法」改定案の対象者

現行法の在留資格		現行法の在留期間	外国人登録者数 (2007年末)	新規入国者数 (2007年)	外国人登録 対象者	在留カード 対象者	住民登録 対象者	
別 表 第 一	外交	外交活動の期間		9,205	↑	↑	↑	
	公用	公用活動の期間		14,519				
	教授	3年または1年	8,436	2,365				
	芸術		448	239				
	宗教		4,732	985				
	報道		279	119				
	投資・経営		7,916	918				
	法律・会計業務		145	8				
	医療		174	6				
	研究		2,276	559				
	教育		9,832	2,951				
	技術		44,684	10,959				
	人文知識・国際業務		61,763	7,426				
	企業内転勤		16,111	7,170				
	興行		1年、6月、3月ほか	15,728				38,855
	技能		3年または1年	21,261				5,315
	文化活動	1年または6月	3,014	3,454				
	留学	2年または1年	132,460	28,779				
	就学	1年または6月	38,130	19,160				
	研修	1年または6月	88,086	102,018				
家族滞在	3年、2年、1年、 6月、3月	98,167	20,268					
特定活動	3年、1年、6月ほか	104,488	8,009					
別 表 第 二	永住者	無期限	439,757	—	↓	↓	↓	
	日本人の配偶者等	3年または1年	256,980	24,421				
	永住者の配偶者等	3年または1年	15,365	1,710				
	定住者	3年、1年ほか	268,604	27,326				
特別永住者	無期限	430,229	—	↓	↓	↓		
仮滞在の許可者		57 (2008年。不許可は599人)						
一時庇護	—	30	4					
未取得者、その他	—	34,091						
超過滞在の非正規滞在者		113,072 (2009年1月1日現在)		↓	↓	↓		

・入管協会『平成20年版 在留外国人統計』、法務省『平成20年版 出入国管理』などから作成

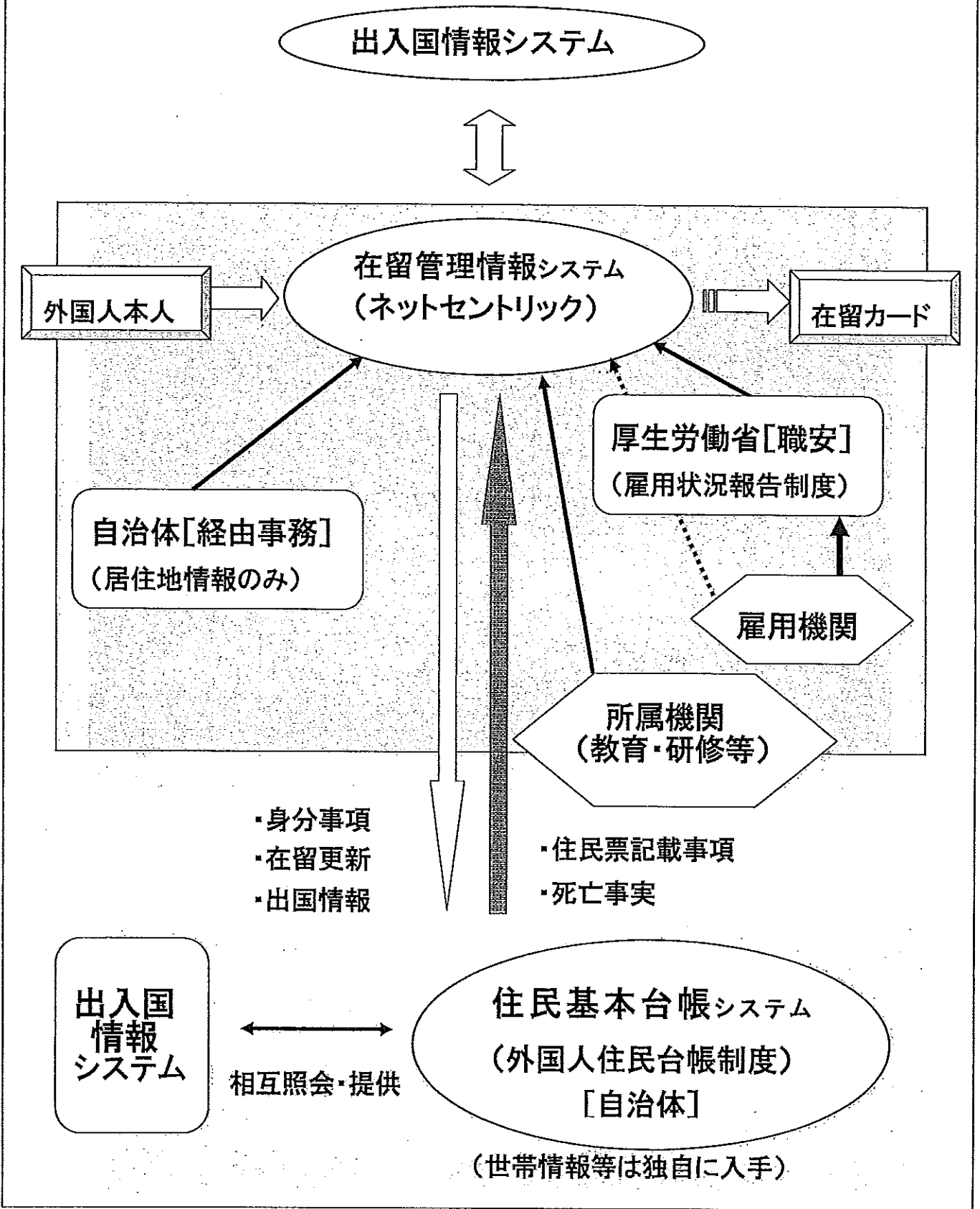
◇「在留カード」交付対象者

外国人登録総数 2,152,973 人－短期滞在 49,787 人－特別永住者 430,229 人－未取得者など 34,121 人
＝1,638,806 人（プラス新規入国者）

◇「外国人台帳」対象者

外国人登録総数 2,152,973 人－短期滞在 49,787 人－未取得者など 34,121 人
＝2,069,065 人＋仮滞在許可者（プラス新規入国者）

新たな在留管理制度における情報の流れ



<登載事項の比較表>

住民基本台帳	外国人台帳	外国人登録原票		外国人登録証明書	新在留管理制度	在留カード	特別永住者証明書
住民票コード	住民票コード	①	登録番号	○	○	在留カード 番号	特別永住者 証明書番号
住民となった 年月日	外国人住民と なった年月日	②	登録年月日	交付年月日	○	交付年月日+ 有効期間満了日	交付年月日+ 有効期間満了日
○	○	③	氏名	○	○	○	○
○	○	④	生年月日	○	○	○	○
○	○	⑤	性別	○	○	○	○
○	○	⑥	住所(住居地)	○	○	○	○
	○	⑦	国籍	○	○	○	○
	○	⑧	在留資格	○	○	○	
	○+ 在留期間満了日	⑨	在留期間	在留期限	○	○+ 在留期間満了日	
○	○	⑩	世帯主の氏名	○			
○	○	⑪	世帯主との続柄	○			
		⑫	世帯構成員情報				
	在留カード番号 特別永住者 証明書番号	⑬	(職業)*	○	△	就労制限の有無	
		⑭	旅券番号	○			
国民健康保険	国民健康保険	⑮	旅券発行の 年月日	○			
後期高齢者医療	後期高齢者医療	⑯	上陸許可の 年月日	○	許可の種類 及び年月日	許可の種類 及び年月日	
介護保険	介護保険	⑰	(勤務所等の 名称・所在地)	○	所属機関**		
国民年金	国民年金	⑱	国籍の属する国 における 住所又は居所				
児童手当	児童手当	⑲	出生地	○			
米穀配給	米穀配給	⑳	本邦にある 父母及び配偶者 の氏名、出生の 年月日、国籍				
戸籍の表示、 選挙人名簿登録		㉑		顔写真	報酬 △	顔写真	顔写真

* (職業) : 永住者は適用除外
** 所属機関
雇用機関: 雇用状況報告(賃金等) // 教育機関: 在籍事実、退学・除籍・所在不明事実等 // 研修機関: 受入れ先変更、失踪その他問題情報

住民票／外国人住民票の記載事項比較

記載事項		日本籍者	外国籍者			
			特別永住者	中長期 在留者	一時庇護 許可者／ 仮滞在許可者	出生による 経過滞在外者／ 国籍喪失による 経過滞在外者
1	氏名					
2	出生の年月日			○		
3	男女の別					
4	世帯主との続柄					
5	戸籍の表示	○			-	
	国籍			○		
	(滞在区分の表示)		特別永住者	中長期 在留者	一時庇護 許可者／ 仮滞在許可者	出生による 経過滞在外者 国籍喪失による 経過滞在外者
	在留資格			○		-
	滞在の期間	-	-	在留期間	上陸期間 ／仮滞在 期間	-
	在留期間の満了の日			○	-	
	(カード・証明書の番号)		特別永住者 証明書の 番号	在留カード 番号		-
6	住民となった年月日	○			-	
	外国人住民となった年月日	-			○	
7	住所					
8	住所を定めた年月日			○		
9	選挙人名簿に登録の旨	○			-	
10	国民健康保険の被保険者資格					
11	後期高齢者医療の被保険者資格					
12	介護保険の被保険者資格					
13	国民年金の被保険者資格			○		
14	児童手当の受給資格					
15	米穀の配給に関する事項					
16	住民票コード					
17	政令で定める事項					

凡例	共通の記載事項
	日本籍者固有の記載事項
	外国籍者固有の記載事項
	(○)記載される / (-) 記載されない

図解-5-

現在の非正規滞在者への法・行政サービスの適用

制 度	適用の 可否	概 要
労働基準法	○	最低労働基準
労働組合法	○	労働組合活動の保障
最低賃金法	○	最低賃金の確保
労働安全衛生法	○	職場の安全
労災保険	○	仕事上の負傷・疾病
雇用保険	×	失業時の保障
健康保険	×	私生活上の負傷・疾病
生活保護	×	最低生活の保障
学校教育	○	子どもの教育を受ける権利の保障
母子手帳	○	妊娠・出産支援
入院助産	○	出産費用援助
養育医療	○	未熟児医療
育成医療	○	障害児の先天性障害の除去・軽減
更正医療	△	育成医療の成人版（人工透析・HIV等）
結核治療	○	命令入所も含む
精神保健医療	○	統合失調症・うつ病等慢性精神疾患
小児慢性疾患	○	治療研究事業として
予防接種	○	
行旅病人	○	入院、定住所・定職なし、教護者なし
未払医療費補填制度	○	制度のある自治体に限られる
児童手当	×	小学校6年生まで

<参考資料> 外国人の医療と福祉に関する質問主意書及び答弁書 2000.4-5

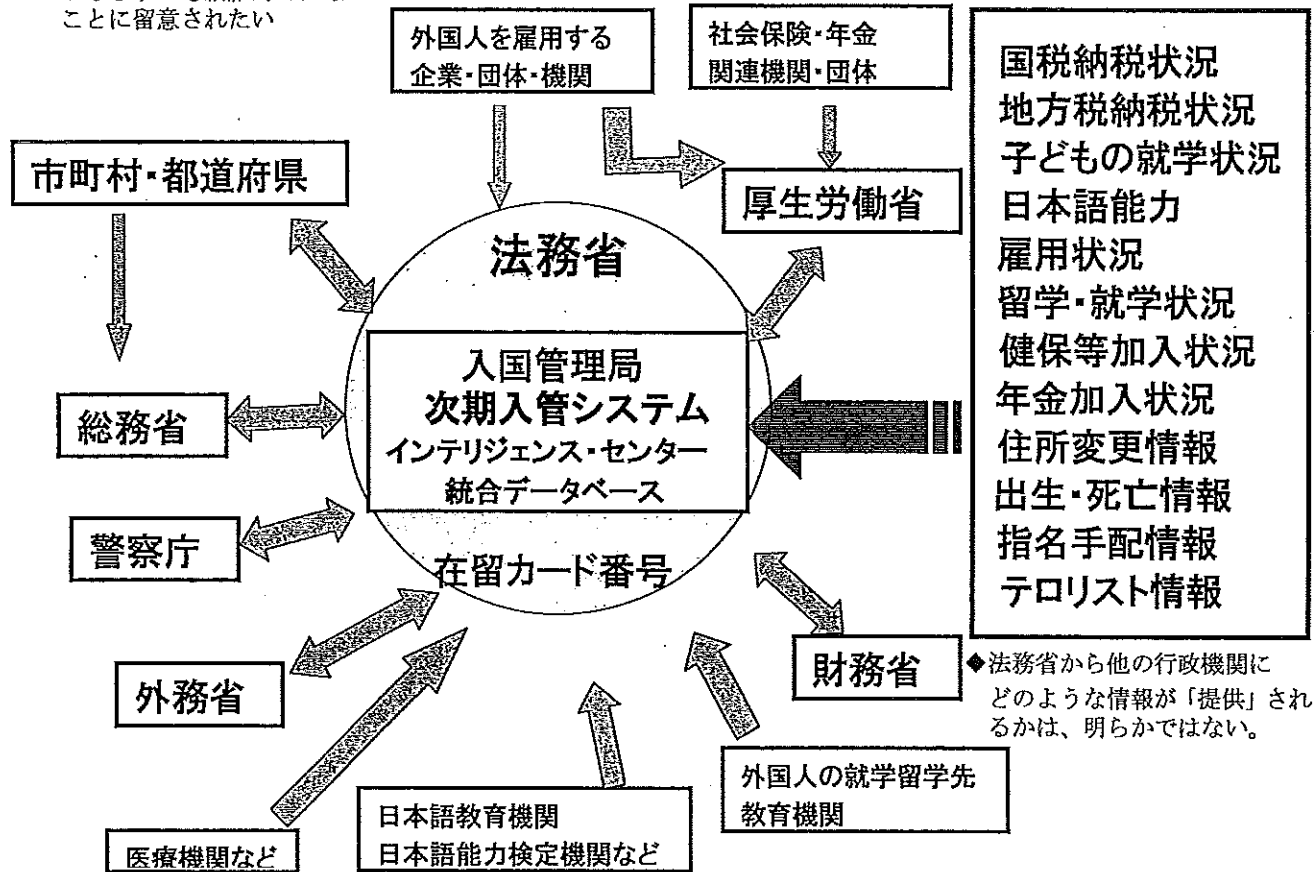
質問主意書（2000.4.28 147 国会参院質問 26）

答弁書（2000.5.26）

新しい在留管理体制における 外国人個人情報のシェア(共有)

法務省入国管理局が
行政機関等から収集予定
のおもな外国人情報

◆この図の情報共有関係は、
かならずしも網羅的ではない
ことに留意されたい



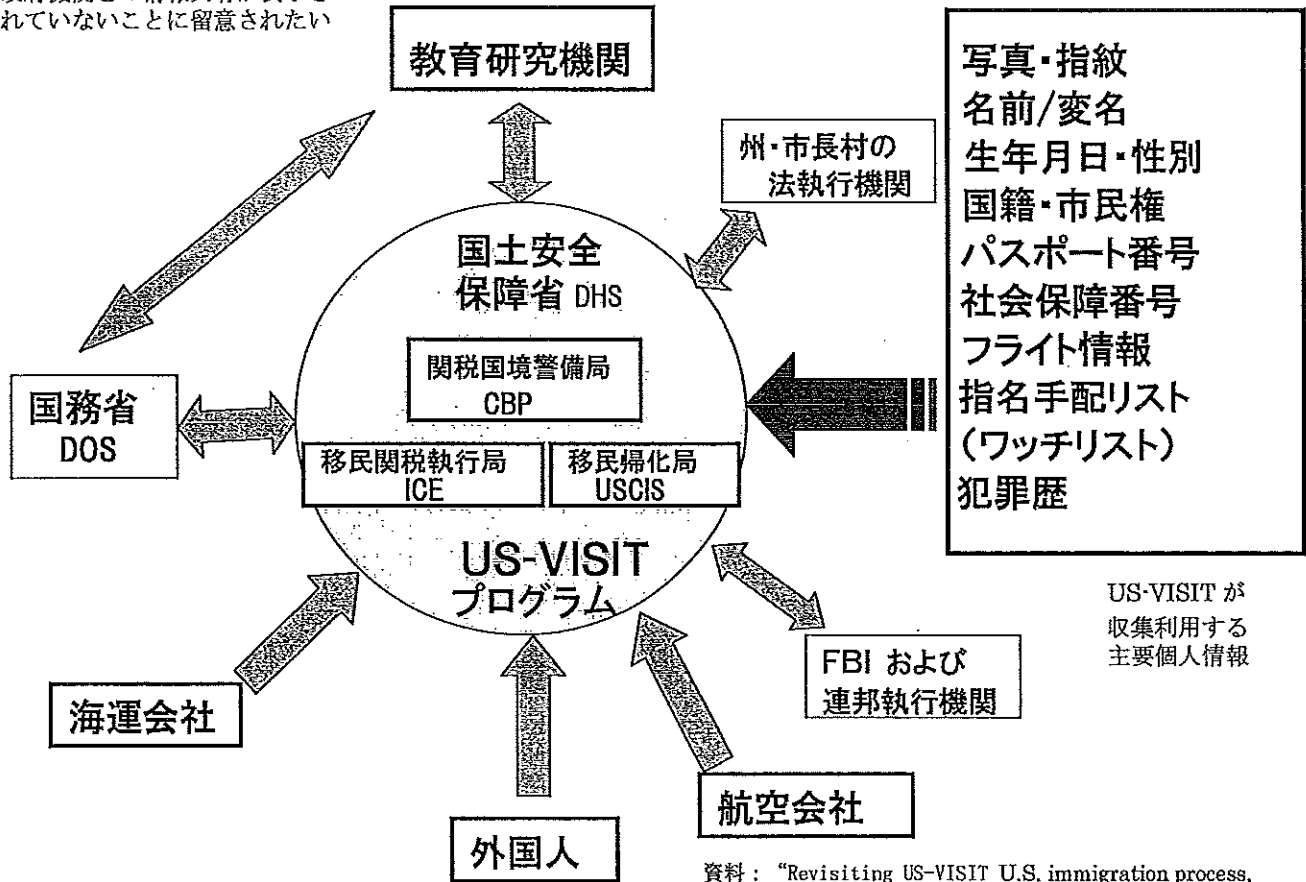
◆法務省から他の行政機関に
どのような情報が「提供」され
るかは、明らかではない。

*日本語能力については、並行して、本人から
直接文書などの提出を受けるともいわれている

資料：規制改革会議「3ヵ年計画」2007.6.22 法務省「入国管理業務・システム最適化計画」2006.3.30 など

US-VISITにおける 個人情報のシェア(情報共有)

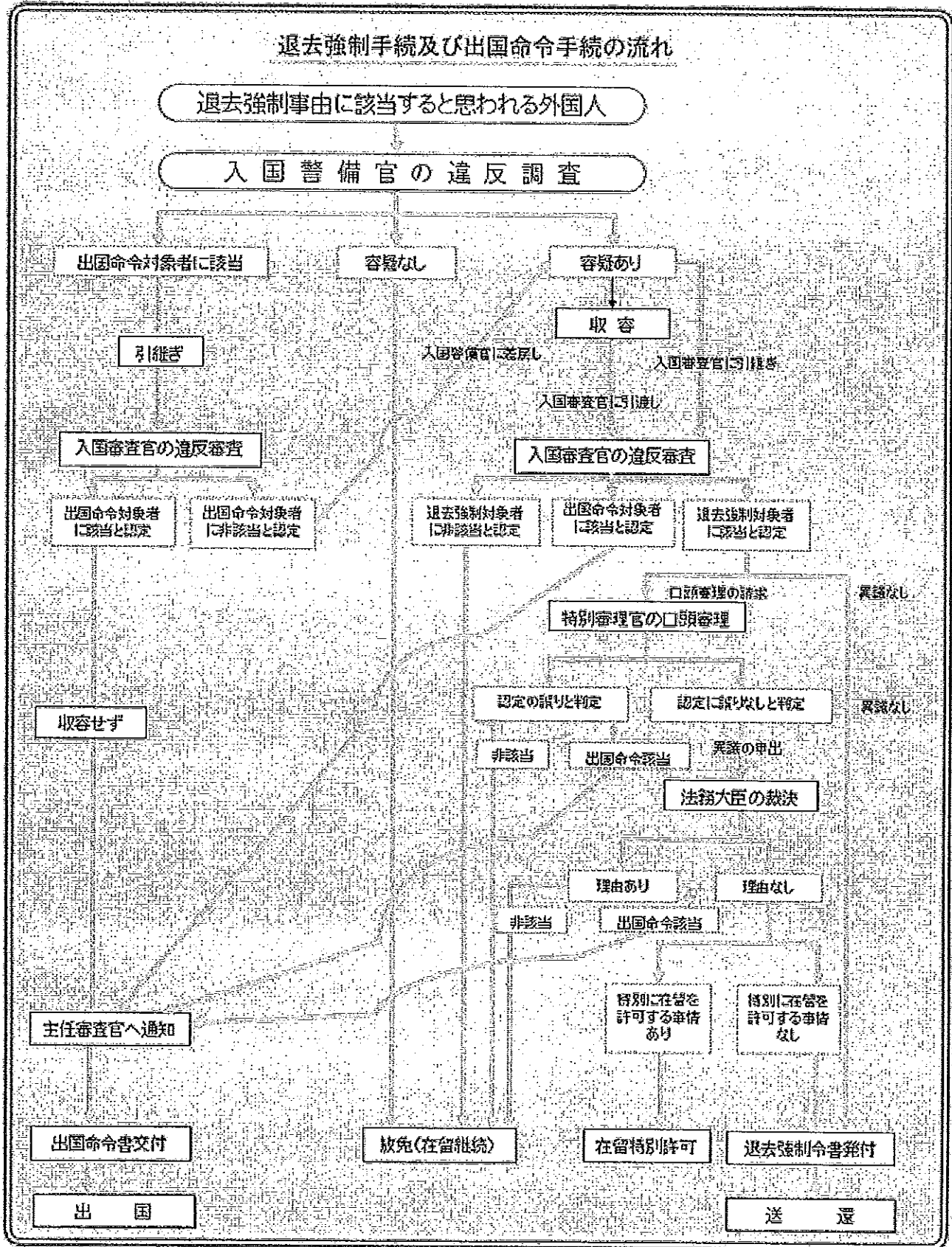
◆この図には国際機関・外国の
政府機関との情報共有が表示さ
れていないことに留意されたい



資料：“Revisiting US-VISIT U.S. immigration process, Concerns, and Consequences” p.36,RAND Corporation,2006 などをもとに作成

2007.10.27 シンポジウム「どこまで強まる？ 外国人管理」資料

退去強制手続及びの出国命令手続の流れ



改正入管法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
新規上陸後の住居地届出	法19条の7①	中長期在留者は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市区町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。	虚偽の届出 (法71条の2 1号) 1年以下の懲役または20万円以下の罰金 届出義務違反 (法71条の3 1号) 20万円以下の罰金 在留資格の取消し (法22条の4①8・10号) 上陸許可を受けて新たに中長期在留者となった者が、当該上陸許可を受けた日から90日以内に、住居地の届出をしないこと(正当理由がある場合を除く) 虚偽の住居地を届け出したこと
在留資格変更等に伴う住居地届出	法19条の8①	在留資格の変更等により新たに中長期在留者となった者は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市区町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。	虚偽の届出 (法71条の2 1号) 1年以下の懲役または20万円以下の罰金 届出義務違反 (法71条の3 1号) 20万円以下の罰金 在留資格の変更等により新たに中長期在留者になった者が、当該許可を受けた日から90日以内に、住居地の届出をしないこと(正当理由がある場合を除く) 虚偽の住居地を届け出したこと
住居地の変更届出	法19条の9①	中長期在留者は、住居地を変更したときは、新住居地に移動した日から14日以内に、新住居地の市区町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市区町村の長を経由して、法務大臣に対し、その新住居地を届け出なければならない。	虚偽の届出 (法71条の2 1号) 1年以下の懲役または20万円以下の罰金 届出義務違反 (法71条の3 2号) 20万円以下の罰金 在留資格の取消し (法22条の4①9・10号) 中長期在留者が、法務大臣に届け出した住居地から退去した場合において、当該退去の日から90日以内に、新住居地の届出をしないこと(正当理由がある場合を除く) 虚偽の住居地を届け出したこと
			退去強制 (法24条 4号の4) 虚偽の届出 (法71条の2 1号) 届出義務違反 (法71条の3 1号) 1年以下の懲役または20万円以下の罰金 退去強制 (法24条 4号の4) 虚偽の届出 (法71条の2 1号) 届出義務違反 (法71条の3 2号) 20万円以下の罰金 退去強制 (法24条 4号の4) 虚偽の届出 (法71条の2 1号) 届出義務違反 (法71条の3 2号) 20万円以下の罰金

改正入管法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
住居地以外の変更届出	法19条の10①	<p>中長期在留は氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第2条第5号ロに規定する地域に変更を生じたときは、その変更を生じた日から14日以内に、法務大臣に対し、変更の届出をしなければならぬ。</p>	<p>虚偽の届出 (法71条の2 1号)</p> <p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>
在留カードの返納	法19条の15	<p>在留カードの交付を受けた中長期在留者は、以下の場合、在留カードを返納しなければならない。</p> <p>① 中長期在留者でなくなったとき</p> <p>② 在留カードの有効期間が満了したとき</p> <p>③ 再入国許可を受けて出国し、再入国許可の有効期間内に再入国しなかったとき</p> <p>⇒ 当該事由が生じた日から14日以内</p> <p>④ 今後再入国するつもりがなく日本から出国するとき</p> <p>⑤ 新たな在留カードの交付を受けたとき</p> <p>⇒ 直ちに返納しなければならない</p> <p>⑥ 在留カードを紛失して再交付を受けた後に紛失した 在留カードを発見したとき</p> <p>⇒ 発見した日から14日以内</p> <p>⑦ 中長期在留者が死亡したとき</p> <p>⇒ 死亡の日から14日以内</p>	<p>返納義務違反 ※左記⑦を除く (法71条の3 3号)</p> <p>20万円以下の罰金</p>
所屬機関等に関する届出	法19条の16	<p>中長期在留者で、教授・経営・投資・経営、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学、研修の在留資格をもって在留している者</p> <p>⇒ 活動機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は活動機関からの離脱、移籍があった場合、当該事由が生じた日から14日以内に、法務大臣に対し、届出をしなければならない。</p>	<p>虚偽の届出 (法71条の2 1号)</p> <p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>
①活動機関に関する届出	法19条の16 1号		<p>届出義務違反 (法71条の3 3号)</p> <p>20万円以下の罰金</p>
			<p>退去強制 (法24条 4号の4)</p> <p>虚偽の届出で懲役に処せられたもの</p>

改正入管法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など	
<p>② 契約機関に関する届出</p>	<p>法19条の16 2号</p>	<p>中長期在留者で、研究、技術、人文知識・国際業務、異行、技能の在留資格をもって在留している者 ⇒ 契約機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は契約機関との契約の終了若しくは新たな契約の締結があった場合、当該事由が生じた日から14日以内に、法務大臣に対し、届け出をしなければならない。</p>	<p>虚偽の届出 (法71条の2 1号)</p>	<p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>
			<p>届出義務違反 (法71条の3 3号)</p>	<p>20万円以下の罰金</p>
			<p>退去強制 (法24条 4号の4)</p>	<p>虚偽の届出で懲役に処せられたもの</p>
<p>③ 配偶者に関する届出</p>	<p>法19条の16 3号</p>	<p>家族滞在(配偶者として行う日常的な活動を行うことができる者に限る。)、特定活動(配偶者として行う日常的な活動を行うことができる者に限る。)、日本人の配偶者等(日本人の配偶者の身分を有する者に限る。)、永住者の配偶者等(永住者等の配偶者の身分を有する者に限る。))の在留資格を有する中長期在留者 ⇒ 配偶者と離婚又は死別した場合、当該事由が生じた日から14日以内に、法務大臣に対し、届け出をしなければならない。</p>	<p>虚偽の届出 (法71条の2 1号)</p>	<p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>
			<p>届出義務違反 (法71条の3 3号)</p>	<p>20万円以下の罰金</p>
			<p>在留資格の取消し (法22条の4①7号)</p>	<p>「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格を有する方のうち、配偶者の身分を有する者として活動を継続して6月以上行わないうで在留すること(正当な理由がある場合を除く)</p>
			<p>退去強制 (法24条 4号の4)</p>	<p>虚偽の届出で懲役に処せられたもの</p>

改正入管法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
<p>在留カード交付申請 (在留カードとみなされる 外国人登録証明書からの 切替え)</p>	<p>法附則15条③</p>	<p>法施行(2012年(平成24年)7月9日)の時点において外国人の方が有する在留資格及びその年齢により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は以下のとおり。</p> <p><永住者> 16歳以上の方 2015年7月8日まで 16歳未満の方 2015年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで</p> <p><特定活動> ※特定研究活動等により「5年」の在留期間を付与されている者に限る。 16歳以上の方 在留期間の満了日又は2015年7月8日のいずれか早い日まで 16歳未満の方 在留期間の満了日、2015年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで</p> <p><それ以外の在留資格> 16歳以上の方 在留期間の満了日 16歳未満の方 在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで</p>	<p>申請義務違反 (法71条の2 2号 附則15条①)</p> <p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>
<p>在留カードの 有効期間の更新</p>	<p>法19条の11 ①②</p>	<p>永住者又は在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている中長期在留者は以下の期間内に在留カードの更新申請を行わなければならない。</p> <p>①16歳以上の永住者 ⇒現に有する在留カードの有効期間の満了日の2か月前から有効期間満了日まで ②在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている者 ⇒16歳の誕生日の6か月前から同誕生日まで ③申請期間内に申請することが困難であると予想されるもの ⇒出張や留学のため長期間本邦外で生活することとなり申請期間内に再入国することができないなどのやむを得ない理由のために申請期間内に申請をすることが困難であると認められる場合は、申請期間前においても申請できる。</p>	<p>退去強制 (法24条 4号の4)</p> <p>申請義務違反で懲役に処せられたもの</p> <p>退去強制 (法71条の2 2号)</p> <p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p> <p>退去強制 (法24条 4号の4)</p> <p>申請義務違反で懲役に処せられたもの</p>

改正入管法施行に伴う主な罰則など

届出等		条文	内容	罰則など	
紛失等による 在留カードの再交付	法19条の12①	在留カードの交付を受けた中長期在留者が、紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失ったときは、その事実を知った日から(本邦から出国している間に当該事実を知った場合)あっては、その後最初に入国した日)から14日以内に、法務大臣に対し、在留カードの再交付申請をしなければならない。	申請義務違反 (法71条の2 2号)	1年以下の懲役または20万円以下の罰金	
汚損等による 在留カードの再交付	法19条の13③	所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又はIC記録が毀損した中長期在留者に対し、法務大臣は、在留カードの再交付の申請を命じることができる。当該命令を受けた日から14日以内に、法務大臣に対し、在留カードの再交付申請をしなければならない。	申請義務違反 (法71条の2 2号)	1年以下の懲役または20万円以下の罰金	
不法就労助長行為の特則	法73条の2①②	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者 ② 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者 ③ 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は ※ ②の行為に関しあつせんした者 ※ 事業主などは、過失がないこと理由として、不法就労に該当することを知らないと認められない。 ※ 助長罪による処罰を免れることはできない。 ・当該外国人の活動が、その外国人の在留資格に応じた活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動であること。 ・当該外国人が当該外国人の活動を行うにあたり、資格外活動の許可を受けていないこと ・当該外国人が、不法入国者、不法上陸者や不法残留者などに該当する者であること。	退去強制 (法24条 4号の4) 不法就労助長罪 (法73条の2①②)	申請義務違反で懲役に処せられたもの 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科	

改正入管法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
在留カードの偽変造等の行為 他人名義の在留カードの行使等の行為	法73条の3	①行使の目的で、在留カードを偽造又は変造した者(未遂含む) ②偽造又は変造の在留カードを行使した者(未遂含む)	偽変造行為(法73条の3①④) 1年以上10年以下の懲役
	法73条の4	③行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを提供し、又は收受した者(未遂含む)	偽変造カードの行使(法73条の3②④) 1年以上10年以下の懲役
	法73条の5	④行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを所持した者 ⑤ ①の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者	偽変造カードの所持(法73条の4) 偽変造カード器械又は原料準備(法73条の5) 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
			退去強制(法24条3号の5イ、ハ、ニ)(唆し、補助した者も含む) ・行使の目的で、在留カードを偽変造し、又は偽変造した留カードを提供し、收受し、若しくは所持すること ・偽変造した留カードを行使すること ・在留カードの偽変造の用に供する目的で器械又は原料を準備すること
	法73条の6	①他人名義の在留カードを行使した者(未遂含む) ②行使の目的で、他人名義の在留カードを提供し、收受し、又は所持した者(未遂含む) ③行使の目的で、自己名義の在留カードを提供した者(未遂含む)	他人名義の在留カードの行使等の行為(法73条の6①②) 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金
			退去強制(法24条3号の5ロ、ハ)(唆し、補助した者も含む) ・行使の目的で、他人名義の在留カードを提供し、收受し、若しくは所持し、又は自己名義の在留カードを提供すること ・他人名義の在留カードを行使すること

改正入管法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など	
在留カードの 常時携帯義務等	法23条②	中長期在留者は、法務大臣が交付し、又は市区町村の長が返還する在留カードを受領し、常にこれを携帯していなければならない。	在留カードの 常時携帯義務違反 (法75条の3)	20万円以下の罰金
	法23条③	入国審査官、警察官、法務省令で定める国又は地方公共団体の職員等が、その職務の執行に当たり、旅券等の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。	在留カードの 受領義務違反 (法75条の2 1号) 退去強制 (法24条 4号の4)	1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 在留カードの受領義務違反で 懲役に処せられたもの
			在留カードの 提示義務違反 (法75条の2 2号) 退去強制 (法24条 4号の4)	1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 在留カードの提示義務違反で 懲役に処せられたもの

改正入管特例法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
住居地届出	特例法10条①	住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村の長に対し、当該市区町村の長を經由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。	虚偽の届出 (特例法31条1号) 届出義務違反 (特例法32条1号)
住居地の変更届出	特例法10条②	特別永住者は、住居地を変更したときは、新住居地に移転した日から14日以内に、新住居地の市区町村の長に対し、当該市区町村の長を經由して、法務大臣に対し、その新住居地を届け出なければならない。	虚偽の届出 (特例法31条1号) 届出義務違反 (特例法32条2号)
住居地以外の変更届出	特例法11条①	特別永住者は氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条第5号ロに規定する地域に変更を生じたときは、その変更を生じた日から14日以内に、居住地の市区町村の長を經由して、法務大臣に対し、変更の届出をしなければならない。	虚偽の届出 (特例法31条1号) 届出義務違反 (特例法32条3号)
特別永住者証明書の返納	特例法16条	特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、以下の場合、特別永住者証明書を返納しなければならない。 ①特別永住者でなくなったとき ②特別永住者証明書の有効期間が満了したとき ③再入国許可を受けて出国し、再入国許可の有効期間内に再入国しなかったとき ⇒当該事由が生じた日から14日以内 ④今後再入国するつもりがなく日本から出国するとき ⑤新たな特別永住者証明書の交付を受けたとき ⇒直ちに返納しなければならない ⑥特別永住者証明書を紛失して再交付を受けた後に紛失した特別永住者証明書を発見したとき ⇒発見した日から14日以内 ⑦特別永住者が死亡したとき ⇒死亡の日から14日以内	返納義務違反 ※左記⑦を除く (特例法32条3号)

改正入管特例法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
<p>特別永住者証明書 交付申請 (特別永住者証明書 とみなされる 外国人登録証明書 からの切替え)</p>	<p>特例法 附則28条③</p>	<p>特例法施行(2012年(平成24年)7月9日)の時点において外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間は以下のとおり。</p> <p>16歳未満の方 16歳の誕生日まで</p> <p>16歳以上の方 ・次回確認(切替)申請期間が2012年7月9日から3年以内に到来する方 ⇒2015年7月8日まで</p> <p>・上記以外の方 ⇒次回確認(切替)申請期間の始期とされた誕生日まで</p>	<p>申請義務違反 (特例法31条2号 法附則28条①)</p> <p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>
<p>特別永住者証明書の 有効期間の更新</p>	<p>特例法12条 ①②</p>	<p>特別永住者証明書は以下の有効期間があり、有効期間満了日の2か月前から有効期間満了日までの間に更新申請をしなければならない。(ただし、有効期間満了日が16歳の誕生日とされているときは、当該誕生日の6か月前から有効期間満了日までの間に更新申請。) (注)申請期間内に申請することが困難であると予想されるもの(出張や留学のため長期間本邦外で生活することとなり、申請期間内に申請をすることが困難であると認められる者)は、申請期間前においても申請可能。</p> <p>①16歳以上の方 ⇒各種申請・届出後7回目の誕生日まで (特別永住者証明書の更新をする場合には、更新前の有効期間満了後の7回目の誕生日まで)</p> <p>②16歳未満の方 ⇒16歳の誕生日まで</p>	<p>申請義務違反 (特例法31条2号)</p> <p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>
<p>紛失等による 特別永住者証明書の 再交付</p>	<p>特例法13条①</p>	<p>特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、紛失、盗難、滅失その他の事由により特別永住者証明書 の所持を失ったときは、その事実を知った日から(本邦から出国している間に当該事実を知った場合にあっては、その後最初に入国した日)から14日以内に、特別永住者証明書の再交付申請をしなければならない。</p>	<p>申請義務違反 (特例法31条2号)</p> <p>1年以下の懲役または20万円以下の罰金</p>

改正入管特例法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
汚損等による特別永住者証明書の再交付	特例法14条③	所持する特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又はC記録が毀損した特別永住者に対し、法務大臣は、特別永住者証明書の再交付の申請を命じることができる。当該命令を受けた日から14日以内に、特別永住者証明書の再交付申請をしなければならぬ。	1年以下の懲役または20万円以下の罰金
特別永住者証明書の偽変造等の行為	特例法26条	①行使の目的で、特別永住者証明書を偽造又は変造した者(未遂含む)	1年以上10年以下の懲役
		②偽造又は変造の特別永住者証明書を行使した者(未遂含む)	1年以上10年以下の懲役
	③行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を提供し、又は收受した者(未遂含む)	1年以上10年以下の懲役	
	特例法27条	④行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を所持した者	5年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特例法28条	⑤ ①の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
			<ul style="list-style-type: none"> ・行使の目的で、特別永住者証明書を偽変造し、又は偽変造した特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持すること ・偽変造した特別永住者証明書を行使すること ・特別永住者証明書の偽変造の用に供する目的で器械又は原料を準備すること

改正入管特例法施行に伴う主な罰則など

届出等	条文	内容	罰則など
<p>他人名義の特別永住者証明書の行使等の行為</p>	<p>特例法29条</p>	<p>①他人名義の特別永住者証明書を行使した者(未遂含む) ②行使の目的で、他人名義の特別永住者証明書を提供し、收受し、又は所持した者(所持未遂以外の未遂含む) ③行使の目的で、自己名義の特別永住者証明書を提供した者(未遂含む)</p>	<p>他人名義の在留カードの行使等の行為 (特例法29条①②)</p> <p>1年以下の懲役又は20万円以下の罰金</p>
<p>特別永住者証明書の提示義務等</p>	<p>特例法17条① 特例法17条②</p>	<p>特別永住者は、法務大臣が交付し、又は市区町村の長が返還する特別永住者証明書を受領しなければならぬ。 特別永住者は、入国審査官、警察官、法務省令で定める国又は地方公共団体の職員等が、その職務の執行に当たり、特別永住者証明書の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>退去強制(法24条 3号の5ロ、ハ) (唆し、幫助した者も含む) 特別永住者証明書の受領義務違反(特例法31条3号)</p> <p>・行使の目的で、他人名義の特別永住者証明書を提示し、收受し、若しくは所持し、又は自己名義の特別永住者証明書を提示すること ・他人名義の特別永住者証明書を行使すること</p> <p>1年以下の懲役又は20万円以下の罰金</p> <p>1年以下の懲役又は20万円以下の罰金</p>

改正入管法施行と各自治体の条例(印鑑条例(一部))

自治体名	条例名	主な該当箇所	内容
横浜市	横浜市印鑑条例	第2条	<p>【改正前】 (登録者の資格等) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、次のとおりとする。 (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、横浜市の住民基本台帳に記録されている者 (2) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定に基づき、横浜市の外国人登録原票に登録されている者</p> <p>【改正後】 (登録者の資格等) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づき、横浜市の住民基本台帳に登録されている者とする。</p>
川崎市	川崎市印鑑条例	第2条	<p>【改正前】 (登録資格等) 第2条 本市に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)による外国人登録原票に登録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>【改正後】 (登録資格等) 第2条 本市に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により住民基本台帳に登録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p>
鎌倉市	鎌倉市印鑑条例	第2条	<p>【改正前】 (印鑑の登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、年齢15歳未満の者及び未成年被後見人は登録を受けることができないものとする。 (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に登録されている者 (2) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)による外国人登録原票に登録されている者</p> <p>【改正後】 (印鑑の登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)により、本市の住民基本台帳に登録されている者とする。ただし、年齢15歳未満の者及び未成年被後見人は、登録を受けることができないものとする。</p>

（検討）

第60条 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものうち入管法第54条第2項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2（略）

3（略）

外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について

24 文科初第 388 号

平成 24 年 7 月 5 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

布村 幸彦

(印影印刷)

平成 21 年 7 月 15 日に住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 77 号)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)が公布され、平成 24 年 7 月 9 日より施行されることとなりました。これにより、現行の外国人登録制度は廃止され、新たに在留カードの交付対象者となる外国人住民(3 月を超える中長期在留者)や、特別永住者については、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の対象となり、住民票が作成されることとなります。

我が国に居住する外国人の子どもに対する就学案内の徹底や就学手続時の居住地確認方法の弾力化については、「外国人児童生徒教育の充実について」(平成 18 年 6 月 22 日付け 18 文科初第 368 号初等中等教育局長通知)(別添 1 参照)において周知しているところですが、貴職におかれては、上記の改正法の施行も踏まえ、下記の点に留意し、引き続き外国人の子どもの就学機会の確保に一層努められるようお願いいたします。また、各都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に対して、この趣旨を徹底されるようお願いいたします。

記

1. 就学案内等の徹底

外国人の子どもが義務教育諸学校への入学の機会を逸することのないよう、その保護者に対し、従来の外国人登録原票等に代わり、住民基本台帳の情報に基づいて、公立義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を通知すること。

また、市町村又は都道府県が発行している広報誌、市町村又は都道府県のホームページ等を利用し、外国人の子どもの就学について広報することにより、就学機会が適切に確保されるように努めること。

なお、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 1 条第 2 項に規定する学齢簿の編製については、学齢児童生徒等が対象であり、日本国籍を有しない外国人の子どもについては、引き続き学齢簿を編製する必要がないものの、子どもの就学機会の確保の点から、外国人の子どもについても、住民基本台帳等の情報に基づいて学齢簿に準じるものを作成するなど、適正な情報管理に努めること。

2. 外国人関係行政機関との連携の促進

外国人の子どもの就学機会を確保する観点から、市町村の住民基本台帳担当部署や福祉担当部署、公共職業安定所(ハローワーク)等との連携を図りつつ、外国人の保護者に適切な情報提供を行うこと。例えば、関係行政機関において、市町村教育委員会で就学案内を行っている旨の伝達や、就学ガイドブックの備付け等の協力を求めることが考えられる。

なお、「被仮放免者情報の市町村への通知について」(平成 24 年 5 月 15 日付け法務省入国管理局警備課長事務連絡)(別添 2 参照)において周知されたとおり、仮放免された者の情報が市町村に通知されることから、仮放免された者の情報の中に、就学年齢の外国人の子どもが含まれる場合は、各担当部局と連携の上、必要に応じて就学案内等を行うこと。

3. 就学手続時の居住地等確認方法

就学手続時の居住地等の確認については、従来の外国人登録証明書に代わり、在留カード又は特別永住者証明書による確認を行うこと。

なお、出入国管理に関する手続などにおいて、外国人登録証明書についても、一定期間は在留カード等とみなされることとなっているので、当該有効期間中は、在留カード等の代替となり得ること。(別添 3 参照。)

仮に、在留カード等の提示がない場合であっても、一定の信頼が得られると判断できる書類により、居住地等の確認を行うなど、柔軟な対応を行うこと。

- (別添 1)外国人児童生徒教育の充実について
- (別添 2)被仮放免者情報の市町村への通知について
- (別添 3)外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間

18文科初第368号
平成18年6月22日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長 殿
附属学校を置く各国立大学長

文部科学省初等中等教育局長
銭谷真美

(印影印刷)

外国人児童生徒教育の充実について（通知）

我が国における外国人児童生徒の現状に関し、文部科学省が毎年度行っている「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」の平成17年9月1日現在の調査結果において、公立小・中・高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校に在籍する日本語指導を必要とする外国人児童生徒数が、調査開始以来最も多い数（20,692人）となったところです。

各都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会（以下「都道府県教育委員会等」という。）におかれては、これまでも外国人児童生徒の受入体制の整備及び就学後の教育の充実にご尽力いただいているところですが、不就学等の新たな課題に対応するためには、平成17年4月21日付け17初国教第5号「外国人児童生徒に対する就学ガイドブックについて」において周知したとおり、就学ガイドブックの作成等による、外国人に対する教育関係の情報提供の充実が重要であり、さらに就学手続き時の居住地確認方法の弾力化や関係行政機関との連携を図ることが求められているところです。

貴職におかれては、下記の点に留意しつつ、外国人児童生徒教育に関する取組の充実に一層努められるようお願いいたします。また、各都道府県教育委員会においては、城内の市町村教育委員会に対して、この趣旨を徹底されるようお願いいたします。

記

1. 就学案内等の徹底

平成15年8月の総務省の「外国人児童生徒等教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知」（別添概要）の指摘を受け、文部科学省において、平成17年4月に「就学ガイドブック」について、就学案内の例文の掲載を行う等の改訂を行い、各都道府県、市町村教育委員会に配布したことを踏まえ、以下の事柄について徹底すること。

- (1) 外国人の子どもが義務教育諸学校への入学の機会を逸することのないよう、外国語による就学ガイドブックについて、地域の実情に応じた自治体独自のものを作成・配布し、外国語による就学案内、就学援助制度等の教育関連情報の的確な提供を行うこと。
- (2) 中学校新入学相当年齢の外国人の子どもについても、公立中学校への就学案内を発給するなど、義務教育を受ける機会を適切に保障するための方策を講ずること。
- (3) 就学援助制度について、新入学相当年齢の外国人の子ども及び学齢相当の子どもの保護者が入学を決定する前の適時での周知を行うこと。また就学援助制度を説明する資料の作成に当たっては、外国人の居住状況も踏まえつつ、英語や外国人登録の多い国籍の者が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること。
- (4) 学校教育法施行令の規定に基づく就学校の指定及び変更については、これまで通学区域制度の運用の弾力的化や手続きの明確化等が図られてきたところ。これらの趣旨を踏まえ、外国人児童生徒の居住地等の通学区域内の学校が日本語指導体制が整備されていない場合には、地域の実情に応じ、日本語指導体制が整備されている学校への通学を認めるなど、柔軟な対応を行うこと。

2. 外国人関係行政機関との連携の促進

外国人の子どもの教育機会を確保する観点から、市町村の外国人登録窓口やハローワーク等との連携を図り、適切な情報提供を行うこと。例えば、関係行政機関に対して、就学ガイドブックの備え付けや教育委員会等の紹介の実施等を協力要請する等の連携を図ること。

3. 就学手続き時の居住地等確認方法の弾力化

外国人の子どもの就学手続きの際に、居住地等の確認を行う必要がある場合には、外国人登録証明書による確認に限らず、居住地等の確認に関して、一定の信頼が得られると判断できる書類による確認とするなど、柔軟な対応を行うこと。

4. 多様な人材の積極的活用

日本語指導が必要な外国人児童生徒の数が増加する中、多様な言語、多様な文化を有する児童生徒に対して、きめ細かな対応をすることが必要である。このためには、JETプログラムを活用したり、NPOを通じて適切な人材を得るなど、地域の実情に応じた、多様な人材の確保ための工夫を行いつつ、外国人児童生徒教育に当たること。

〈本件連絡先〉

文部科学省初等中等教育局

国際教育課適応・日本語指導係 高橋、白田

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL 03-5253-4111 内線(2035)

ファクス 03-6734-3738

法務省管警第123号
平成24年5月15日

各市町村担当課長 殿
東京都各特別区担当課長 殿

法務省入国管理局警備課長 (公印省略)

被仮放免者情報の市町村への通知について (事務連絡)

平素より出入国管理業務に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局におきましては、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号、以下「入管法等改正法」という。)附則第60条第1項の規定に基づき、標記通知のあり方について検討した結果、入管法第54条第2項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過した者(以下「対象者」という。)について、入管法等改正法施行日(平成24年7月9日)以後においてもなお対象者が行政上の便益・サービスを受けられることとなるようにするとの観点から、その住居、身分関係等を各地方入国管理局から市町村(東京都においては特別区も含む。以下同じ。)に通知することとしました。

具体的には、対象者のうち自らの情報が市町村に通知されることに同意した者の国籍、氏名、性別、生年月日、仮放免した日、住居、仮放免の失効及び住居変更等の情報について、仮放免した日からおおむね2か月以内に、対象者の住居が所在する市町村(ただし、住居変更の場合には変更前後の市町村)に対し、当該市町村を管轄する地方入国管理局又は地方入国管理局支局から、毎月1回郵送によって通知します。第1回目の通知は、入管法等改正法施行日前行う予定です。

つきましては、入管法等改正法附則第60条第1項の規定の趣旨を踏まえ、被仮放免者への行政上の便益・サービスの付与の目的の範囲内で、適正に御活用いただきますようお願いいたします。

なお、個別の行政上の便益・サービスの付与の決定・運用等に関しましては、各所管の省庁にお問い合わせください。

添付物

参考条文等

1部

参考条文等

●出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第60条

- 1 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であって入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のもののうち入管法第54条第2項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2～3（省略）

●出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）第54条

- 1 収容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者収容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。
- 2 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。
- 3（省略）

【参考：仮放免に関する概要】

退去強制事由（入管法第24条に規定）に該当すると思われる外国人に対して入国警備官が違反調査を行い、容疑者が退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があれば、主任審査官が発付する収容令書により容疑者を収容することとなります。また、その後の一連の手続を経て、我が国から退去強制させられることが確定した外国人には退去強制令書が発付され、速やかに送還先に送還されることとなりますが、直ちに送還できない場合には、送還可能なときまで収容することができることとされています。

仮放免とは、このように収容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて収容されている被収容者について、本人等からの請求により又は職権で、一時的に収容を停止し、身柄の拘束を仮に解く措置です。収容令書による収容期間は「30日以内（但し、主任審査官においてやむを得ない事由があると認めるときは、30日を限り延長することができる）」、退去強制令書による収容は「送還可能なときまで」と定められています。その間に、被収容者の健康上の理由、出国準備等のために身柄の拘束をいったん解く必要が生じることもありますので、そのような場合に対応するために仮放免制度が設けられています。

外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間

永住者	改正入管法施行日において 16歳以上の方	平成27年7月8日まで
	改正入管法施行日において 16歳未満の方	平成27年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動（特定研究活動等により4年又は5年の在留期間を付与されている者に限る）	改正入管法施行日において 16歳以上の方	在留期間の満了日又は平成27年7月8日のいずれか早い日まで
	改正入管法施行日において 16歳未満の方	在留期間の満了日、平成27年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
それ以外の在留資格	改正入管法施行日において 16歳以上の方	在留期間の満了日まで
	改正入管法施行日において 16歳未満の方	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特別永住者	改正入管法施行日において 16歳以上の方で旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間（以下「確認期間」という。）が平成27年7月8日までに到来する方	平成27年7月8日まで
	改正入管法施行日において 16歳以上の方で確認期間が平成27年7月8日後に到来する方	確認期間の始期である誕生日まで
	改正入管法施行日において 16歳未満の方	16歳の誕生日まで

○保坂委員 次の点について、入管局長に時間がありませんが聞きたいのです。

この間、この法案の審議はかなり長いことストップをしました。このストップをした点は、外の方には余りわかりませんが、やはり住民基本台帳のシステム、いわゆる地方自治の住民サービスという考え方と、今回の入管法改正における、いわば不法滞在者以外の方にカードを持ってもらいたいということ、そこはどのようなふうに組み合わせができるのか、では仮放免をされた方が九十日たてばどうなるのか、そこをめぐった議論だったと思います。

そこで入管局長に聞きたいんですが、きのう総務委員会で私が聞いたところ、佐藤大臣は、住民サービスは変わらないんだというふうに断言するんですね。そうであれば、しかし入管法は変わっているんで、実は変わるんじゃないか、カードを持っていない方については住民サービスを受けられない、こういうことにならないか。この点について簡潔に、いかがでしょうか。

○西川政府参考人 今の御質問の前に、情報の提供を求める受け入れ機関という中で、報道機関と宗教法人というのが先ほどの発言の中にあっただと思うんですが、この両者については届け出の対象にするという予定はございませんので、その点は付言させていただくということでございます。

それから、行政サービスの提供、不法滞在者について行政サービスが提供されるか否かというのは、各サービスの目的によって定められるということで、それぞれの所管の行政庁が定めているということでありまして。

今回の法改正によって直ちに今まで受けられていた行政サービスが受けられなくなるというのではなくて、法改正後も基本的には変更がないものというふうに承知しております。

○保坂委員 大臣に伺いますけれども、総務大臣は住民サービスは変わらないと。これまでは、仮に非正規、オーバーステイの住民であっても住民サービスはしてきたわけですね。変わらないと総務大臣は言っておられる。法務大臣においてはどうかという点が一点。

時間がなくて、大臣、これはほんの一部なんですね。もっといっぱいあるわけですよ。実は、このコンピューター時代、法案作成もこういったコンピューター企業との共同作業になるということですね。しかし、その中で、今局長とやりとりがあったように、法務省が予定もしていないようなことが入っている。静脈、しかも日本人からとる、日本人に ID を振る、こういう計画を法務省は持っているんじゃないかと、これを見れば疑うわけですね。

そういうことについてきちっとガバナンスをきかず。同時に、費用も膨れ上がりますよ、入管局の件費以外の半分以上がこの電子政府予算ですからね。そういう意味で、ガバナンスをしっかりきかすということはぜひ早急にやらなければいけない。

そして、日本人、スマートカード、静脈とるなんという計画があるのかどうかも一応調べていただきたい。いかがでしょうか。

○森国務大臣 まず最初の御質問でございますけれども、今回の法改正によって直ちに今まで受けられていた行政サービスが受けられなくなるというのではなく、不法滞在者が受けられる行政サービスの範囲は、法改正後も基本的に変更がないものと理解しております。

今の後段についてでございますが、その検討について私は詳細を、詳細というか全く承知しておりませんし、また、民間企業がどんな提案をしようとも、それは民間企業の自由意思であって、それをどのようなふうに採用するかというのは発注側のそれこそガバナンスでございますから、それについては、直ちにその提案が実現するとは思っておりません。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案 参議院 附帯決議（平成21年7月7日）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1～2, 4～15（略）

3 在留カード又は特別永住者証明書の有無にかかわらず、すべての外国人が予防接種や就学の案内等の行政上の便益を引き続き享受できるよう、体制の整備に万全を期すこと。

事前アンケート回答

平成24年10月22日付で事務局が市町村に照会したものを取りまとめた。

1 新制度の施行によって外国人住民が行政サービスを受けられなくなったケースはありますか。

- (1) 就学案内の送付ができなくなった。(川崎市)
- (2) 現時点で問題の発生はあまり見えていませんが、7月9日前後で外国人登録人口と比較して住民基本台帳へ記載された人口は約350人少なくなっています。これにより今後問題が発生する可能性が考えられます。(大和市)
- (3) 特別永住者証明書に切り替えた特別永住者が金融機関で既に開設している口座にかかる手続きをしようとしたところ、通称名の記載がないため手続きが出来なかった等のクレームが寄せられている。
漢字圏の外国人住民にはアルファベット表記氏名は馴染みがないようで、住基事務においてクレームにつながっている。(小田原市)
- (4) 3ヶ月以下の在留期間が決定された場合、住民登録されないため、印鑑登録することができず、証明書の発行ができない。(海老名市)
- (5) 妊婦健診の補助券が発行できない事があった。(その際、当該住民には住民票の手続きを行うよう促した。)(座間市)
- (6) 在留期間90日未満のため、住民登録対象外外国人について、日本での滞在地在記載された証明がとれなくなった。(法改正前は、外国人登録をすると居住地在記載された記載事項証明の取得が可能であった。)(三浦市)
- (7) 短期滞在者からの印鑑登録申請に対し、住民登録対象外のため登録ができない事例がある。(綾瀬市)

2 上記質問のほかに問題が発生していますか。

- (8) 問題と言うほどではないですが、外国人登録証をすぐに在留カードに切り替える必要があるのか、といった在留カードへの切り替えに関する質問のために来庁される方が増えています。(大和市)

(9) みなし在留カードから在留カードに切替をした方が、数日後住民票請求に求められましたが、新しい在留カード番号が反映されておらず、入国管理局に法務省通知を催促した例がありました。また、転入してから数日経過しているにも関わらず、法務省通知が前住所に送信されるケースが1件あり、問い合わせ中です。

また、トラブルにはなっておりませんが、窓口が市区町村から入国管理局へ移った手続きが多く、必要書類等の案内を求められるのですが、入国管理局のHPに詳細がないので電話で確認していただいております。外国人住民向けの手続きの詳細の案内の必要を感じています。(茅ヶ崎市)

(10) システムを使った法務省との連携がうまくできていない。従来の紙ベースでやり取りをしていた時のほうが確実だったように思う。(秦野市)

(11) 在留期限等が変更になったときの法務省通知が、市町村に届いているのかシステム的に不確実であり、不達の通知を発見し再送付してもらうことに手間が掛かる。何月何日に何件といった具合に、件数でチェックできればすぐに発見できるので、そのような仕組みを作ってほしい。同様に、市町村から法務省に送付する市町村通知も、確実に到達しているのか不安である。チェック方法が現在はない。

行政官庁は今回の法改正を承知しているが、民間の銀行等は承知していない。

「みなし在留カード」(旧外国人登録証明書)の記載方法が変わったことを知らず、外国人客に、「住所地の市役所に行って書き直してもらってください。」と言われ、市役所で銀行に電話して説明し、やっと納得したケースがあった。何度も往復することになり、御不便をお掛けしている。(南足柄市)

(12) 入管に直接手続きに行ったが、まだ必要ないといわれ、いったん帰された。書類の内容が難しい。

サインをしてから郵送で返却するよう言われたが不安だった。

(横浜市港南国際交流ラウンジ)

3 研修で取り上げてほしい内容はありますか。

(13) 住民基本台帳に載らなかった外国人住民への行政サービスに対し、自治体の中で統一した指針を作ったところがあるのか、あるならばどのような内容なのかを知りたいと思います。

また、上記の内容について、市町村議会でどのような質問があり答弁がなされたのかも実例を聞けると幸いです。（大和市）

(14) 外国人向けパンフレット等で在留管理制度をわかりやすく説明して好評を得ている事例があれば参考にしたい。（鎌倉市）

(15) 法務省から出されていない情報も多い中、外国人住民からの相談対応で留意すべき点について、教えていただきたい。（かながわ国際交流財団）

(16) ビザの有無で各市町村単位での対応の違いはどれほどあるのか気になるところです。大和市では各課で取りまとめたものがあったと思います。（大和市国際化協会）

(17) オーバーステイ・生活困窮という状況に置かれた外国人が相談に来ます。しかし入管法では、オーバーステイに対する通報義務があることで各相談窓口の現場では、対応や判断・支援に悩んでいるとの声が上がっています。

学校等の教育現場でも、同様な状況にあるとの話を聞いています。上記に対しての対処・助言をお願いします。（JOCA）

4 その他、新制度に関する意見がありますか。

(18) 新しい在留管理制度については、入管法は法務省、住民基本台帳は総務省と管轄が異なるためか、広報活動も別々になされ、外国人住民やその支援者にとっては「結局何が変わるのか、何をすればいいのか」が分かりにくかったと思います。7月9日以降もこの変更についてよくわかっていない外国人住民が多いというのが実感で、テレビ・ラジオCMやインターネット広告、電車の中吊り広告等で、昨年地上デジタル放送への切り替えと同じくらい大規模に広報すべきだったというのが個人的な感想です。（大和市）

(19) 法務省と総務省がそれぞれ管轄の事務だけ行うので、煩雑になってしまい、外国人住民にもわかりにくい制度になってしまっているのではないかと。

特永証などについて携帯義務はなくなったが、提示義務が残っており、意味が薄れてしまうなど新制度の目的意義が十分達成されていないのではないかと。

（鎌倉市）

(20) 法務省と自治体の窓口対応で情報が異なり混乱が生じているケースがある

ようなので、正しい情報が外国人住民の皆さんに伝わる仕組みが必要だと感じています。（かながわ国際交流財団）

- (21) 可能であれば、外国籍県民相談窓口、情報フォーラムのインフォメーション、また、各自治体からの情報提供の依頼をアナウンスさせていただければと思います。（JOCA）

日本に在留する
外国人の皆さんへ

2012年7月9日(月)から 新しい在留管理制度がスタート!

新しい在留管理制度はどういう制度なの?

ポイント 1 「在留カード」が交付されます

ポイント 2 在留期間が最長5年になります

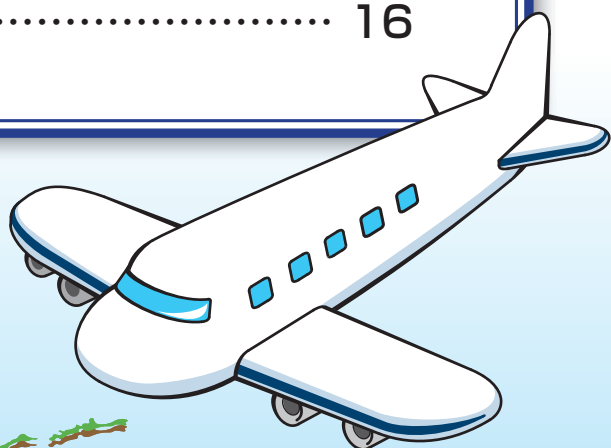
ポイント 3 再入国許可の制度が変わります

ポイント 4 外国人登録制度が廃止されます



目次

- 新しい在留管理制度の対象者 3
- **ポイント1** 「在留カード」の交付 4
- **ポイント2** 在留期間が最長5年に 5
- **ポイント3** 再入国許可制度の変更 6
- **ポイント4** 外国人登録制度の廃止 7
- 手続の流れ 8
- 出入国港での手続 9
- 市区町村での手続 10
- 地方入国管理官署での手続 11 ~ 13
- ご注意ください 14
- Q&A 15
- お問い合わせ先 16



「新しい在留管理制度」の対象となる人たちは？

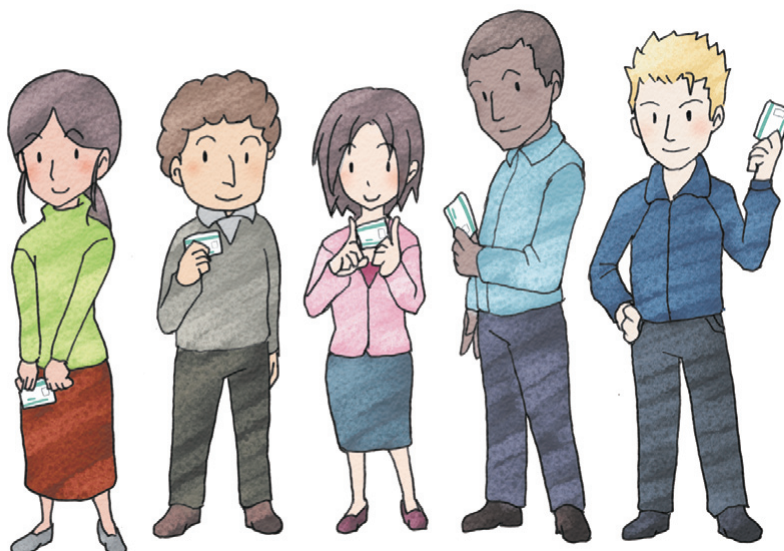
新しい在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人（以下「**中長期在留者**」といいます。）で、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない人です。

- ① 「**3月**」以下の在留期間が決定された人
- ② 「**短期滞在**」の在留資格が決定された人
- ③ 「**外交**」又は「**公用**」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人（注1）
- ⑤ **特別永住者**
- ⑥ **在留資格を有しない人**（注2）

この制度の対象となる中長期在留者は、例えば、日本人と結婚している方や日系人の方（在留資格が「日本人の配偶者等」や「定住者」）、企業等にお勤めの方（在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務」など）、技能実習生、留学生や永住者の方であり、観光目的で我が国に短期間滞在する方は対象となりません。

（注1）法務省令には、「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方が定められています。

（注2）外国人登録制度においては、不法滞在者についても登録の対象となっていました。新しい在留管理制度においては対象とはなりません。**不法滞在の状態にある外国人の方は、速やかに最寄りの入国管理官署に出頭して手続きを受けてください。**なお、詳しくは、入国管理局ホームページに掲載している「出頭申告のご案内～不法滞在で悩んでいる外国人の方へ～」(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan87.html)を御覧ください。



ポイント 7

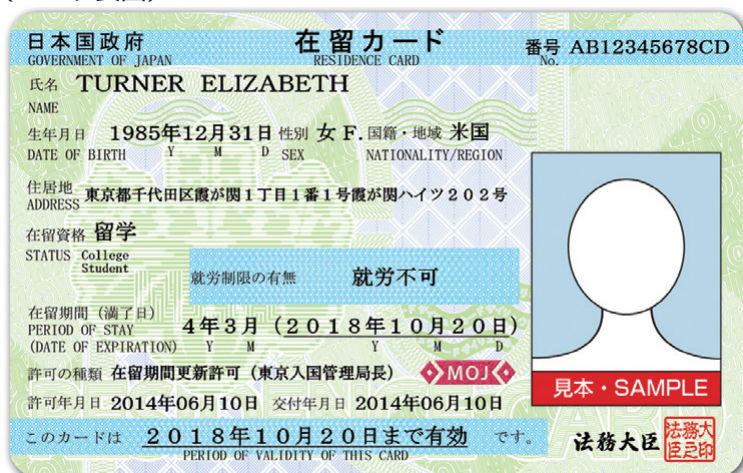
「在留カード」が交付されます

■「在留カード」はどういうカード？

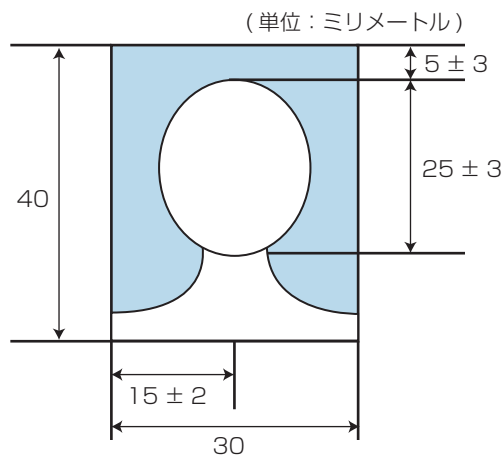
在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

※ 在留カードには偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されます。

(カード表面)



在留カードの交付を伴う各種申請・届出には次の規格の写真が必要となります



(カード裏面)



- 1 申請人本人のみが撮影されたもの
- 2 縁を除いた部分の寸法が、上記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）からあご先まで）
- 3 無帽で正面を向いたもの
- 4 背景（影を含む。）がないもの
- 5 鮮明であるもの
- 6 提出の日前3か月以内に撮影されたもの

在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載される欄です。

※申請後、更新又は変更の許可がされたときは、新しい在留カードが交付されます。

在留カードには「有効期間」があります

在留カードの有効期間は、次のとおりです。

永住者

- 16歳以上の方 交付の日から7年間
- 16歳未満の方 16歳の誕生日まで

永住者以外

- 16歳以上の方 在留期間の満了日まで
- 16歳未満の方 在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

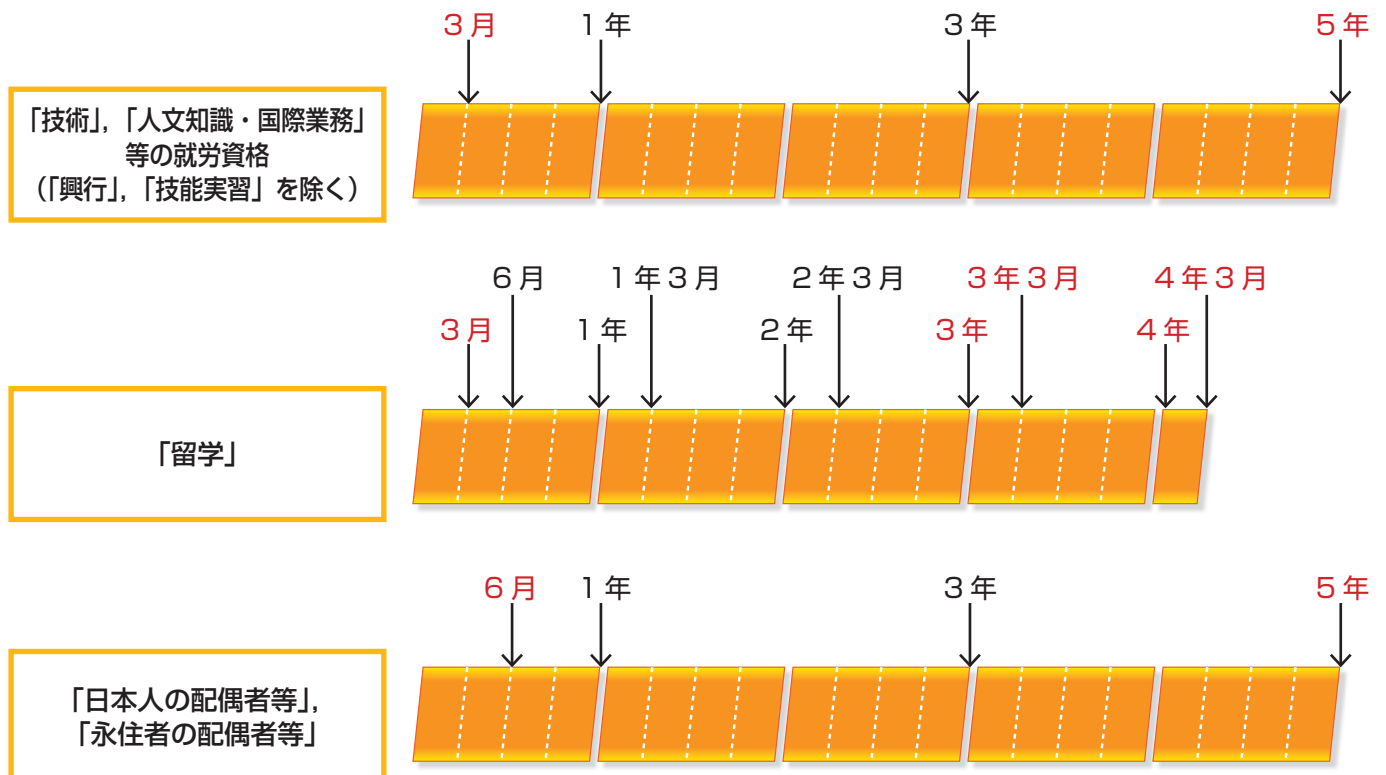
ポイント 2

在留期間が最長5年になります

在留期間の上限が最長「5年」となったことにより、各在留資格に伴う在留期間が次のように追加されます。

主な在留資格	在留期間 (赤字は新設されるもの)
「技術」, 「人文知識・国際業務」等の就労資格 (「興行」, 「技能実習」を除く)	5年, 3年, 1年, 3月 (注)
「留学」	4年3月, 4年, 3年3月, 3年, 2年3月, 2年, 1年3月, 1年, 6月, 3月 (注)
「日本人の配偶者等」, 「永住者の配偶者等」	5年, 3年, 1年, 6月

(注) 当初から3月以下の在留を予定している場合があることから、新たに「3月」の在留期間を設けています。この場合、新しい在留管理制度の対象とはならず、在留カードは交付されません。



ポイント 3

再入国許可の制度が変わります

■「みなし再入国許可」の制度が導入されます

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人(注1)の方が、出国する際、出国後1年以内(注2)に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります(この制度を「みなし再入国許可」といいます)。

出国する際に、必ず在留カードを提示してください。

みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内(注2)に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。

(注1)「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券や、在留カードとみなされる外国人登録証明書(詳しくは7ページを御覧ください。)を所持する場合にも、みなし再入国許可制度の対象となります。

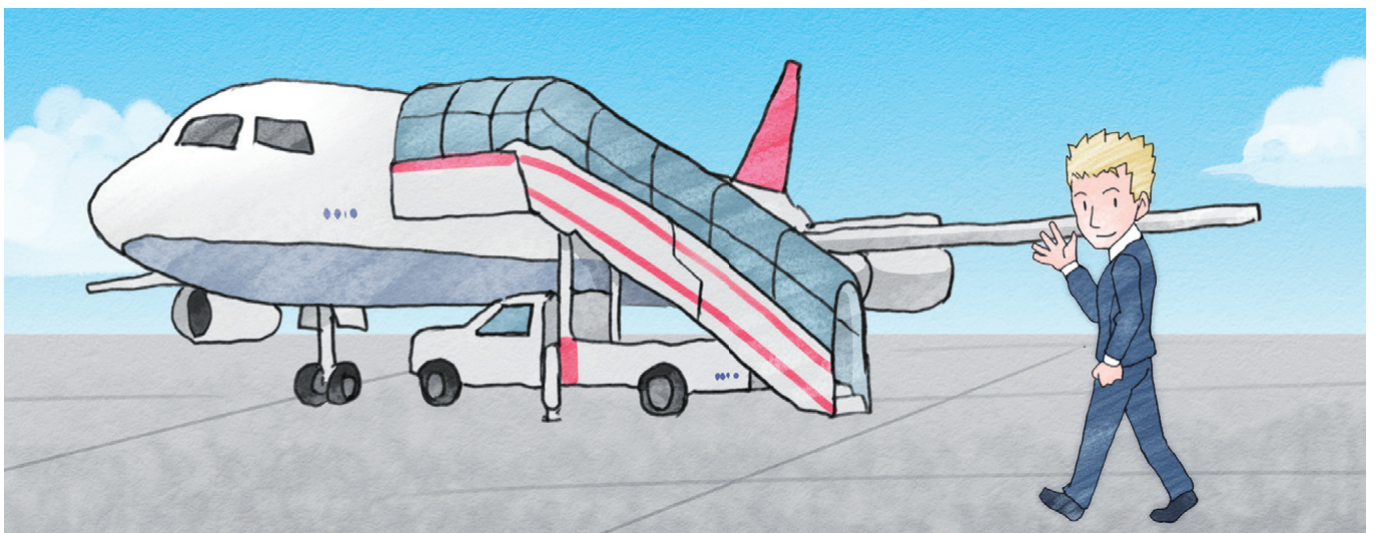
(注2)在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

次の方は、みなし再入国許可制度の対象となりません

- 在留資格取消手続き中の者
- 出国確認の留保対象者
- 収容令書の発付を受けている者
- 難民認定申請中の「特定活動」の在留資格をもって在留する者
- 日本国の利益又は公安を害するおそれがあること その他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者

■再入国許可の有効期間の上限が「5年」となります

施行日後(2012年7月9日以降)に許可される再入国許可は、有効期間の上限が「3年」から「5年」に伸長されます。



ポイント 4

外国人登録制度が廃止されます

新しい在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止されます。

■ 中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定の期間「在留カード」とみなされます

中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」については、新しい在留管理制度の導入後、地方入国管理官署での手続や市区町村での住居地関係の手続においては、一定の期間「在留カード」とみなされますので、**在留カードが交付されるまで引き続き所持してください**。中長期在留者は、地方入国管理官署における新たな在留カードの交付を伴う各種届出・申請の際に、在留カードに切り替えていただくこととなるほか、地方入国管理官署で希望していただければ切り替えることができます。

「外国人登録証明書」が在留カードとみなされる期間

施行日（2012年（平成24年）7月9日）の時点において外国人の方が有する在留資格及びその年齢により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は次のようになります。

その期間が外国人登録証明書に記載されている次回確認申請期間よりも短い場合がありますのでご注意ください。

永住者

16歳以上の方	2015年（平成27年）7月8日まで
16歳未満の方	2015年（平成27年）7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

特定活動 ※

※特定研究活動等により「5年」の在留期間を付与されている者に限ります。

16歳以上の方	在留期間の満了日又は2015年（平成27年）7月8日のいずれか早い日まで
16歳未満の方	在留期間の満了日、2015年（平成27年）7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

それ以外の在留資格

16歳以上の方	在留期間の満了日
16歳未満の方	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

新しい在留管理制度における手続の流れ

出入国港で

入国の審査

旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付します。

(注) 在留カードが交付されるのは、2012年(平成24年)7月からの制度導入当初は、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港に限定されます。詳しくは9ページを御覧ください。

市区町村で

住居地の(変更)届出

地方入国管理官署で

住居地以外の(変更)届出

氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出

在留カードの有効期間更新申請

(永住者・16歳未満の方)

在留カードの再交付申請

(在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい毀損又は汚損等をした場合)

所属機関・配偶者に関する届出

(就労資格や「留学」等の学ぶ資格、配偶者としての身分資格で在留する方)

在留審査

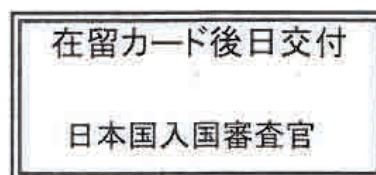
在留期間更新許可、在留資格変更許可等の際、中長期在留者の方には新しい在留カードを交付します。

出入国港での手続

入国の審査

成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者になった方には在留カードを交付します。

その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印をし、その近くに次のように記載します。この場合には、中長期在留者の方が市区町村の窓口に住居地の届出をした後に、在留カードが交付されることとなります（原則として、地方入国管理官署から当該住居地に郵送されます。）。



■ 出入国港で資格外活動許可申請ができるようになります！

次のいずれにも当てはまる方を対象として、出入国港において、資格外活動許可申請ができるようになります。

- 新規入国者
* 再入国許可による入国者は対象となりません。
- 「留学」の在留資格が決定された方
* 「3月」の在留期間が決定された方は対象となりません。



市区町村での手続

住居地の（変更）届出

新たに来日された方

出入国港において在留カードが交付された方（注）は、住居地を定めてから14日以内に、**在留カードを持参**の上、住居地の**市区町村**の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。

（注）旅券に「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参の上、手続をしてください。

*在留資格変更許可等を受けて新たに中長期在留者となった方についても、同様に、住居地の届出が必要になります

引越しをされた方

中長期在留者の方が、住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、**在留カードを持参**の上、移転先の**市区町村**の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。

■ 転入届・転居届と一括して行えます！

新しい在留管理制度の導入と合わせて、外国人住民の方は住民基本台帳制度の対象となります。具体的には、中長期在留者など適法に3か月を超えて在留し住所を有する外国人を主な対象としています。

新しい在留管理制度における住居地の届出は、在留カードを持参していただいて、住民基本台帳制度における転入届・転居届と一括して行うことができます。

これらの届出は、原則として、本人が行っていただくこととなりますが、委任状により代理人に委任することもできます。



地方入国管理官署での手続

住居地以外の（変更）届出

地方入国管理官署において、次の届出・申請をしていただく際には、**旅券、写真及び在留カードを持参**してください。原則として、届出・申請がなされた日に、新しい在留カードが交付されます。

氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出

結婚して姓や国籍・地域が変わった場合など、**氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときは、14日以内に地方入国管理官署で法務大臣に届け出**てください。

*氏名については、アルファベット表記を原則としていますが、漢字（正字）表記を併記することができます。その場合、漢字表記に変更が生じた場合にも変更届出が必要となりますのでご注意ください。

在留カードの有効期間更新申請

永住者の方や、**16歳未満の方で在留カードの有効期間が16歳の誕生日となっている方は、有効期間が満了する前に、地方入国管理官署で在留カードの有効期間の更新申請**をしてください。

なお、永住者の方は有効期間が満了する2か月前から、**16歳未満の方で在留カードの有効期間が16歳の誕生日となっている方は16歳の誕生日の6か月前から申請**することができます。

在留カードの再交付申請

在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい汚損又は毀損等をした場合には、地方入国管理官署に再交付を申請してください。

- 在留カードの紛失、盗難又は滅失等をした場合には、その事実を知った日（海外で知ったときは再入国の日）から14日以内に再交付を申請してください。
（注）申請の際には、在留カードを持参する代わりに警察署で発行される遺失届受理証明書、盗難届受理証明書、消防署で発行される火災証明書等の疎明資料を持参してください。
- 在留カードの著しい汚損又は毀損等が生じた場合には、できるだけ速やかに再交付を申請してください。
- 在留カードに著しい汚損又は毀損等が生じていなくても、在留カードの交換を希望するときは、再交付の申請をすることができます。なお、この場合には手数料が必要です。

取次等による届出・申請が可能です

これらの届出・申請は、原則として、本人が地方入国管理官署の窓口に出頭して行っていただくこととなりますが、**16歳未満の方、疾病等により出頭して届出・申請をすることができない方**については、同居している親族の方が代理人として届出・申請をしていただく必要があります。

地方入国管理局長が相当と認めるときには、法定代理人ほか、依頼を受けて次の方が届出・申請に係る書類提出等の手続を行うことができます。

- 受入れ機関の職員・公益法人の職員で地方入国管理局長が相当と認める者
- 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会・行政書士会を經由して地方入国管理局長に届け出た者

このほか、一定の場合には、本人の親族・同居人や同居人に準ずる者で地方入国管理局長が相当と認める方が届出・申請に係る書類提出等の手続を行うことができます。

地方入国管理官署での手続

所属機関・配偶者に関する届出

地方入国管理官署において、次の届出をしていただく際には、**在留カードを持参**してください。また、郵送による届出の場合は、在留カードの写しを同封してください。なお、この届出により、新しい在留カードが交付されることはありません。

○所属機関に関する届出

中長期在留者のうち「技術」等の就労資格（「芸術」、「宗教」及び「報道」を除きます。）や「留学」等の学ぶ資格をもって在留する方が、所属機関（雇用先や教育機関）の名称変更、所在地変更、消滅、離脱（契約終了）、移籍（新たな契約締結）が生じた場合には、14日以内に**地方入国管理官署**への出頭又は**東京入国管理局**への郵送により法務大臣に届け出てください。

○配偶者に関する届出

中長期在留者のうち配偶者として「家族滞在」、「特定活動（ハ）」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する方が、配偶者と離婚又は死別した場合には、14日以内に**地方入国管理官署**への出頭又は**東京入国管理局**への郵送により法務大臣に届け出てください。



地方入国管理官署での手続

在留審査

在留期間更新許可，在留資格変更許可，永住許可や在留資格取得許可の際，中長期在留者の方には**新しい在留カード**を交付します（旅券に証印をしません）。

取次等による申請が可能です

これらの申請は，原則として，本人が地方入国管理官署の窓口に出頭して又は法定代理人が代わって行っていただくことになります。

なお，地方入国管理局長が相当と認めるときには，次の方が依頼を受けて申請に係る書類提出等の手続を行うことができます。

- 受入れ機関の職員・公益法人の職員で地方入国管理局長が相当と認める者
- 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会・行政書士会を經由して地方入国管理局長に届け出た者

このほか，一定の場合には，本人の親族・同居人や同居人に準ずる者で地方入国管理局長が相当と認める方が申請に係る書類提出等の手続を行うことができます。

外国人を受け入れている所属機関の方へのお知らせ

新しい在留管理制度の導入に伴い，外国人を受け入れている所属機関の方には，次の届出をしていただく必要があります。

就労資格を有する中長期在留者に関する届出

中長期在留者のうち「技術」等の就労資格（「芸術」，「宗教」，「報道」，「技能実習」を除きます。）をもって在留する方を受け入れている所属機関（雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出が義務付けられている機関は除きます。）の方は，その中長期在留者の方の受入れを開始（雇用・役員就任等）又は終了（解雇・退職等）した場合には，14日以内に地方入国管理官署への出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

留学生に関する届出

中長期在留者のうち「留学」の在留資格をもって在留する留学生を受け入れている教育機関の方は，留学生の受入れを開始（入学・編入等）又は終了（卒業・退学等）した場合には，14日以内に地方入国管理官署への出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

また，留学生を受け入れている教育機関の方は，毎年5月1日と11月1日における留学生の受入れ状況をそれぞれ14日以内に地方入国管理官署への出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

❗ ご注意ください！

新しい在留管理制度の導入に伴い、以下のような在留資格の取消し事由、退去強制事由、罰則が設けられます。不法就労助長罪については、被雇用者が不法就労活動をしていることを雇用主が知らないことに過失があったときも処罰を免れないこととなります。

在留資格の取消し

- ・ 不正な手段により在留特別許可を受けたこと
- ・ 配偶者として「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の在留資格で在留する方が、正当な理由^(注1)がなく、配偶者としての活動を6か月以上行わないで在留すること
- ・ 正当な理由^(注2)がなく住居地の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたこと

(注1) 配偶者としての身分を有する者としての活動は認められなくても、子の親権を巡って調停中の場合や日本人配偶者が有責であることなどを争って離婚訴訟中の場合などは、「正当な理由」があるものと考えられます。また、配偶者としての活動を6か月以上行わないで在留している場合であっても、日本国籍を有する実子を監護・養育しているなどの事情がある場合には、他の在留資格への変更が認められる場合があります。

(注2) 勤めていた会社が急に倒産して住居を失った場合や、長期にわたり入院したため住居地の変更を届け出ることができなかった場合などのほか、DV被害者が加害者に所在を知られないようにするため住居地の変更を届け出なかった場合は、「正当な理由」があるものと考えられます。

退去強制事由

- ・ 在留カードの偽変造等の行為をすること
- ・ 虚偽届出等により懲役以上の刑に処せられたこと

罰則

- ・ 中長期在留者の各種届出に関して虚偽届出・届出義務違反、在留カードの受領・携帯・提示義務違反をすること
- ・ 在留カードの偽変造等の行為をすること

Q & A

Q. 現在持っている外国人登録証明書は、すぐに在留カードに換える必要はありますか？

A. 新しい在留管理制度導入後、**すぐに在留カードに換える必要はありません**（希望する場合には換えることができます。）。改正法の施行期日から一定期間は、中長期在留者の方が現在お持ちの外国人登録証明書を在留カードとみなすこととなります。

永住者以外の方の具体的な切替えについては、基本的に制度導入後の在留期間更新等の手続の際に在留カードを交付することとなります。

永住者の方については、新しい在留管理制度導入後、原則として3年以内に在留カードの交付を申請していただく必要があります。（詳しくは7ページを御覧ください。）

Q. 外国人に発行される在留カードには、これまでの外国人登録証明書と同様、簡体字等の漢字氏名や通称名も記載されるのでしょうか？

A. 在留カード上の氏名は、アルファベットの氏名表記を原則としつつ、漢字氏名を併記できる取り扱いになります。その際、簡体字等は正字^(注)の範囲の文字に置き換えて券面に記載されます。なお、通称名は、在留管理に必要な情報でないため記載されません。

(注) 法務省の告示において、正字の範囲及び表記原則等を規定します。

Q. 現在住民票の写しと同様の効果で各種手続に利用されている登録原票記載事項証明書に代わる証明書は、新しい在留管理制度の導入後はどこで交付を受けることができますか？

A. 在留カードの交付対象となる方は、改正された住民基本台帳法に基づき、お住まいの市区町村で住民票が作成され、現在の日本国民と同様、市区町村の窓口で住民票の写しの交付を受けることができますようになります。

お問い合わせはこちらへ

札幌入国管理局	〒 060-0042	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目	TEL 011-261-7502(代)
仙台入国管理局	〒 983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20	TEL 022-256-6076(代)
東京入国管理局	〒 108-8255	東京都港区港南 5-5-30 (審査管理部門 (再入国)) (就労審査部門) (留学審査部門) (研修・短期滞在審査部門) (永住審査部門)	TEL 03-5796-7111(代) TEL 03-5796-7251 TEL 03-5796-7252 TEL 03-5796-7253 TEL 03-5796-7254 TEL 03-5796-7255
成田空港支局	〒 282-0004	千葉県成田市古込字古込 1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル6階	TEL 0476-34-2222(代)
羽田空港支局	〒 144-0041	東京都大田区羽田空港 2-6-4 羽田空港 CIQ 棟	TEL 03-5708-3202(代)
横浜支局	〒 236-0002	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7	TEL 045-769-1720(代)
名古屋入国管理局	〒 455-8601	愛知県名古屋市港区正保町 5-18	TEL 052-559-2150(代)
中部空港支局	〒 479-0881	愛知県常滑市セントレア 1-1 CIQ 棟内	TEL 0569-38-7410(代)
大阪入国管理局	〒 559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53	TEL 06-4703-2100(代)
関西空港支局	〒 549-0011	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	TEL 072-455-1453(代)
神戸支局	〒 650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り 29	TEL 078-391-6377(代)
広島入国管理局	〒 730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 2-31	TEL 082-221-4411(代)
高松入国管理局	〒 760-0033	香川県高松市丸の内 1-1	TEL 087-822-5852(代)
福岡入国管理局	〒 812-0003	福岡県福岡市博多区下臼井 778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	TEL 092-623-2400(代)
那覇支局	〒 900-0022	沖縄県那覇市樋川 1-15-15	TEL 098-832-4185(代)

【お問い合わせはこちらへ】

外国人在留総合インフォメーションセンター (平日 8:30 ~ 17:15)
TEL 0570-013904 (IP 電話・PHS・海外からは 03-5796-7112)

○ 住民基本台帳法における転入届・転居届については、最寄りの市区町村までお問合せください。

平成 24 年度第 1 回研修会記録

第 1 部 新たな在留管理制度の概要

講師 渋谷 利郎 氏(神奈川県行政書士会国際部長)

ご紹介いただきました、渋谷です。本日は 3 部構成で研修を行います。第 1 部は私が、第 2 部は箕輪講師が担当し、第 3 部はグループワークで皆さんのお考えをお聞きすることができればと思います。お手元にレジユメの本文と資料編、法務省と総務省のリーフレットがあるかと思いますが、これらを参考にしながら進めてまいります。

本日のテーマは「新しい在留管理制度がもたらす行政サービスの諸問題」ということであります。はじめに、この研修会を担当するにあたっての私の心構えを皆さんに申し上げます。この新しい在留管理制度は平成 24 年 7 月 9 日よりスタートしました。段階的に施行された大きな改革です。法制定から 3 年間をかけて 17 項目にわたって段階的に施行されましたが、新制度により一部の外国人が行政サービスを受けられなくなる可能性があり本テーマの現実的な問題がそこにあります。本日は、自治体の現場でどのような問題があるのかを把握し、自治体がどのように行動すべきかを検討したいと考えております。したがって、皆さんからの事前アンケートの回答を添付している次第です。

それでは、第 1 部、新たな在留管理制度の概要についてです。この制度の関連法を申し上げます。関連法としては、入管法、入管特例法、それから、住民基本台帳法。参照としまして、法務省と総務省のリーフレットをお配りしています。参考条文としまして、改正入管法附則第 60 条。「外国人児童生徒教育の充実について」、「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」、別添 1「外国人児童生徒教育の充実について」、別添 2「被仮放免者情報の市町村への通知について」、別添 3「外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間」を資料編に掲載しております。そして最後に参照としまして、第 171 国会法務委員会の議事録及び参議院付帯決議です。

それでは、レジユメの 2 ページへまいりたいと思いますが、新たな在留管理制度の導入の目的は、大きく分けて 2 つありますが、その前に、改正前までの主な経緯について述べさせていただきます。2001 年 9 月 11 日、米国の同時多発テロが発生し、2004 年導入の US-VISIT プログラム。これはアメリカに入国する外国人の指紋を採取し顔写真を撮影するというものです。4 年後の 2008 年 11 月に日本版 US-VISIT プロ

グラムが運用されました。同じように日本に入国する外国人は、指紋と顔写真の提供が義務付けられました。

そして、国務大臣の答弁をピックアップしますと「不法滞在者の行政サービスの範囲は法改正後も基本的に変更ない」と言っている。そういう背景で在留管理制度がスタートしたわけです。

その目的は、法務大臣が、外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図るということ。これはなんでもないようなことですが、大きな問題が含んでいると思います。どういうことかといいますと、資料編の5ページ。従来の外国人の在留管理制度というのは二元的管理。つまり、外国人登録制度と入管法による在留管理、この2つがあったわけですね。そして、このたび外国人登録制度を廃止しようということになりました。外国人登録制度というのは在留しているほとんどの外国人全員が登録します。そして自治体のサービスを受けられていました。ところが、この新しい在留管理制度では在留外国人全員が登録することはできなくなったわけです。同時に外国人住民基本台帳制度というものが新たに創設された。これは、外国人も日本人同様、住民票の対象とするものです。その前に新たな改正入管法の流れで在留カードが発行されることになりましたが、その対象者は中長期滞在者のみです。短期滞在者、非正規滞在者、仮放免許可者は対象外なので

資料編6ページですが、従来の外国人登録対象者は、ほとんどの外国人が対象となっていました。在留カード発行の対象者は別表第二までとなっており、超過滞在等の非正規滞在者は除外されています。

続きまして、資料編10ページ。現在の非正規滞在者への法・行政サービスの適用にもありますように、入管法改正前に非正規滞在者も自治体のサービスを受けていました。今まで外国人登録制度と入管法があるがゆえに、二極的な対応をしていたわけですが、今度は一極的な点から線の対応ができることとなります。

新制度の導入により、外国人の在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになり、適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置が可能となりました。今のよう、二極から一極集中化した情報が、在留外国人の一人一人、隅々まで全部情報が網羅されるというなかでは、適法に在留する者、不適法に在留する者というようにはっきりと分かるわけで、適法に在留している方は、大いにプラスというのが一つの考え方です。

ここでは、新制度の主なポイントを説明しましょう。法務省リーフレットの3ページから7ページを見ていただきたいと思います。まず3ページですが、新しい在留管理制度の対象にならない人をここに載せているのです。

4ページ、ポイント1です。在留カードというものが、どのようなものであるかというところ、写真にありますように、外国人登録証明書と同じ大きさで、このように日本国政府在留カード、在留カード番号、氏名、生年月日、在留資格等々、記載されています。それと、顔写真。裏面は住居地関係が記載されます。そして、現在資格変更許可申請中だということもはっきり分かるようになっていきます。それから資格外活動許可も記載されます。この方が就労できるかできないかということが全部分かるようになっており、在留カードにはICチップが搭載されているのです。

在留カードは、新規に日本に入国する外国人は、例えば成田、羽田、中部、関西で、一定の審査を受けて在留カードが即日交付されますが、平成24年7月9日の段階では大変混乱があったようで、即日交付ができませんでした。

また、在留カードには有効期間があり、4ページの下のほうに書いてありますが、永住者の場合は、16歳以上の方は交付の日から7年間、16歳未満の方は16歳の誕生日まで。永住者以外の場合は、16歳以上の方は在留期間の満了日まで。16歳未満の方は在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日までということになっております。

続いてポイント2、在留期間が最長5年になります。今まで最長の在留期間が3年であったのが5年になりました。今まで3年、1年であったものが5年に伸ばしたと同時に、3月という、3か月という期間も追加されました。これは当然にして在留カードの対象者にはなりませんし、住民票の対象者にもなりません。

ポイント3にまいります。再入国許可制度ですが、再入国許可制度が変わったのではなくて、従前の再入国許可制度があって、みなし再入国許可制度が新たに導入されたということです。これはどういうことかと端的に言いますと、再入国許可を受けずに出国しても、1年以内に戻ってくれば再入国許可は不要ということです。改正法前は3.11の予想はしてなかったみたいですね。突発的なことがあった場合は、再入国許可を受けずにすぐ帰国できる。3.11の時には8,000人以上の方々が再入国許可を受けずに帰国したと言われていきます。

次にポイント4、これは一番大きな問題でありまして、外国人登録制度が廃止されました。二元的管理の一つであったわけですが、これが廃止されました。一元的なものにして、

点から線の情報管理にしました。新しい在留管理制度の導入によって、外国人登録制度は廃止されたわけですが、この外国人登録証明書は、ある一定の期間、在留カードとみなされます。外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は、施行日2012年7月9日の時点において、外国人の方が有する在留資格及びその年齢により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は次のようになります。永住者の場合、16歳以上の方は、2015年7月8日までの3年間です。そして、16歳未満の方、特定活動の方、それ以外の在留資格の方ということで在留カードとみなされる期間が分かれています。この期間の中で、在留カードの交付申請を急がなければいけないのでしょうかという質問があるのですが、急ぐ必要はないですね。この期間の中で更新すればよろしいわけです。この方々は、永住者を除いて在留期間が決められていまして、在留期限の3か月前から更新申請はできるのですね。更新許可の際に、在留カードがその都度交付されるわけです。ただし、永住者については、放っておくと忘れてしまいますよね。ですから、私が企業の方に申し上げているのは、永住者の方はおよそ3年以内に在留カードに切り替えていただきたいと。外国人登録証明書の期限を見ながら、忘れないでほしいと言っています。

また3ページに戻ります。これは大きな問題を抱えているところでありまして、注2、外国人登録制度においては、不法滞在者についても登録の対象となっていました。新しい在留管理制度においては対象とはなりません。不法滞在の状態にある外国人の方は、速やかに最寄りの入国管理局に出頭して手続きを受けてくださいと。これはどういうことかと言いますと、入管に出頭して退去強制手続きをしてほしいと言っているわけですね。

改正入管法の附則60条では、オーバーステイをしても、改正前の従来どおり、行政のサービスを受けることはできると書いてあります。

続いて、3)住民基本台帳法の一部改正については、この対象者となるのは中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者または仮滞在許可者、出生による経過滞在者。新制度では出生届が提出されると、住所地において「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。なお、出生から30日以内に入国管理局において在留資格の取得を申請する必要があります。そして、国籍喪失による経過滞在者。日本人で日本国籍を失い外国人になる方です。60日を超えて日本に滞在する場合は、日本国籍喪失から30日以内に入国管理局において在留資格の取得を申請する必要があります。これらの住基法対象者が行政のサービスを受けることとなります。反対に、対象者から外れた者は行政のサービスを受けることはないということになるわけです。不法滞在者、仮放免許可者は住基法

の対象外とされ、行政のサービス等は今度どうなるのか、大きな問題であるわけです。

新たな在留管理制度の問題点について、自治体からのアンケート回答結果を見ますと、(1)「新制度の施行によって外国人住民が行政サービスを受けられなくなったケースはありますか」という質問について、「就学案内の送付が出来なくなった」、「住民基本台帳へ記載された人口は外国人登録人口と比較し約350名少なくなった」という回答がありました。これは今日のディスカッションの大きな対象になるのではないかと推測します。このほかにアンケート回答数は19件ございました。

改正入管法の附則関係ですけれども、資料編の26ページを見てください。これは改正入管法の附則です。第60条、法務大臣は、現にわが国に在留する外国人であって入管法又は特例法の規定により、わが国に在留することができる者以外の者のうち入管法第54条第2項の規定により仮放免をされ、当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするがあります。それに関連しまして、文部科学省初等中等教育局長からの通達がありまして、これは28ページに掲載しています。それと31ページ別添2ですが、法務省入国管理局警備課長からの通知です。仮放免許可者情報について、毎月1回各市町村に通知する。つきましては入管法等改正附則第60条第1項の規定の趣旨を踏まえて被仮放免者への行政上の便益サービスの付与の目的の範囲内で適正にご活用いただきますようお願いいたしますとなっております。なお、個別の行政上の便益サービスの付与の決定、運用等に関しましては各所管の省庁にお問い合わせくださいということです。

以上、第1部はこれにて終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

第2部 外国人の在留に関する諸手続 - 中長期在留者が上陸してから出国するまでの流れ -

講師 箕輪 ひろみ 氏（神奈川県行政書士会国際部）

皆さんこんにちは。神奈川県行政書士会国際部の箕輪です。私のほうでは、外国人、なかでも中長期在留者の方が日本に入国してから出国するまでの流れについて、ご説明いたします。このたびの法改正によって、外国人の在留管理というものが二元的な管理から一元的な管理、“点から線へ”ということで、新しい在留管理制度が法改正によって構築されました。これは、法務省が一括して外国人の方の在留状況を知る上で必要な情報を、“点”ではなく、継続的に把握するという“線”の管理を行うということですが、この継続的な在留状況を把握する“線”の管理を行うために、このたびの法改正において、中長期在留者の方々には、様々な届出義務が課されていると同時に、この届出制というものを強化するために、様々な罰則なども設けられているという状況です。

正確な在留状況の把握によって外国人の方の利便性が向上するという、そういう一面も確かにありますけれども、反面、在留管理というものが、従来よりも一段と強化されている状況とも言えます。

そして、今回のテーマが、「新しい在留管理制度がもたらす行政サービスの諸問題」ということですので、中長期在留者であった方が、罰則等によって、この中長期在留者の対象から外れてしまう。すなわち、住民基本台帳制度の対象外になってしまうこともあり得るのです。

そこで、第2部では、改正法で施行された項目、それから法改正前より強化された項目、罰則等とポイントを絞り、中長期在留者の方が日本に在留している間に、これらの項目がどのように絡んでくるのかというところをお話したいと思います。

それでは、レジュメの4ページをご覧くださいませでしょうか。まず、外国人の方は、パスポート、それと査証を持って日本にやってきます。そして、外国人の方は、空港等で上陸申請を行い、そこで入国審査官による上陸審査が行われます。上陸条件に適合すると認められた場合には、上陸が許可され、資料編の1ページから2ページに記載してある在留資格、在留期間が決定され、日本へ在留するという流れになります。

上陸が許可されると、パスポートに上陸許可の証印シールが貼られます。今回の改正に

より、上陸許可時に中長期在留者に該当する方には、在留カードが交付されることになりました。この在留カードですが、16歳以上の中長期在留者の方には、常時携帯義務が課されており、入管特例法で定められている特別永住者証明書には、常時携帯義務は課されておりません。特別永住者の方は、日本国との平和条約の発効によって日本の国籍を離脱した方で、戦前から引き続いて日本に在留している方や、その方の子孫である方が対象ですが、この特別永住者の方の歴史的経緯から配慮が必要ということで、特別永住者証明書については、常時携帯義務というものは課されておりません。

先ほど申し上げましたとおり、16歳以上の中長期在留者の方には、在留カードの常時携帯義務が課されていますが、中長期在留者の方が現在所持されている旧外国人登録証明書については、一定の期間、在留カードとみなされます。在留カードとみなされる期間は、法務省のリーフレットの7ページに記載されています。この期間は、みなし在留カードということで、中長期在留者の方のお手元にある旧外国人登録証明書に関しても、常時携帯義務が課されています。この常時携帯義務に違反すると、20万円以下の罰金の対象となってしまいますので注意が必要です。

また、この旧外国人登録証明書をすぐ在留カードに切り替える必要があるのでしょうかといったご質問が増えておりますが、旧外国人登録証明書が在留カードとみなされている期間中は、すぐに切り替える必要はありません。永住者以外の方に関しては、基本的に2012年7月9日以降の在留期間更新等の許可の際に、在留カードが交付されます。ただし、永住者の方については、16歳以上の永住者は2015年7月8日までに、16歳未満の永住者の方は2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日までに在留カードの交付申請をすることが必要です。

ここで、在留カードに関して補足します。旧外国人登録証明書には、通称名の記載がございましたが、今回の改正で、在留カード、特別永住者証明書には通称名の記載はされなくなりました。通称名については、住民基本台帳法によって情報が付与されることになっておりますので、市区町村役場にて通称名の登録をしていれば、住民票の写しには氏名と通称名が記載されることになっております。

レジュメの7ページ、アンケート回答の1番の(3)、特別永住者証明書に切り替えた特別永住者の方が、金融機関で既に開設されている口座の手続きの際、特別永住者証明書に通称名の記載がなかったため手続きができなかった等のクレームが寄せられているということですが、旧外国人登録証明書から在留カードまたは特別永住者証明書への切り替え申

請の際には、旧外国人登録証明書に記載されていた通称名は、在留カードや特別永住者証明書には記載されないけれども、住民票には氏名と通称名が記載されますといったアナウンスが必要になってくるかと思えます。

また、漢字圏の外国人の方には、氏名に漢字を使用する中長期在留者や特別永住者からの申出により、在留カードや特別永住者証明書に漢字または漢字及び仮名で表記された氏名をローマ字氏名と併記することができるとしていますので、そのアナウンスも必要かと思えます。

それでは、レジユメの4ページに戻ります。中長期在留者の方が、上陸許可を受けて、在留カードが交付されたあと、中長期在留者の方は、日本在留中に様々な手続きを行います。今回の改正では、継続的な在留状況を把握する、“線”の管理を行うために、従来からある在留諸申請に加え、各種届出手続きを行わなければならなくなりました。

まず一つ目が、住居地に関する届出です。法務省のリーフレットでは8ページ、10ページに記載があります。住居地に関する届出は、市区町村役場にて行います。中長期在留者の方は、上陸後、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村役場に行き、在留カードを提出して、新規住居地を届け出なければなりません。中長期在留者の方は、今回の改正によって、住民基本台帳法の対象となりますので、日本人同様、転入届をしなければなりません。在留カードを提出して住民基本台帳法上の転入届を行った場合には、入管法上の住居地の届出を行ったものとされますので、「上陸後、住居地を定めた日から14日以内に、在留カードを持参して転入届を行ってください」と外国人の方へアナウンスをする必要があります。

その後、住居地を変更した場合は、新住居地を定めた日から14日以内に、それから在留資格の変更などに伴って新たに中長期在留者となった場合には、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村役場へ在留カードを提出して住居地の届出を行わなければなりません。なお、在留カードを提出して住民基本台帳法上の転入届、転居届を行った場合には、入管法上の住居地の届出を行ったものとみなされます。

旧外国人登録法においては、居住地の変更をした場合には、新居住地にて変更登録を行えばよかったのですが、改正法によって住民基本台帳法の対象となりますので、転入先の手続きだけでなく、転出地での手続きも行わなければなりません。転出届を提出して、転出証明書の交付を受け、新住居地で転入届を行うこととなります。ここは旧外国人登録法の頃と大きく違うところになります。

この住居地関係の届出については、かなり厳しい罰則が設けられております。資料編の14ページに記載しましたが、住居地の虚偽の届出をした場合には、1年以下の懲役または20万円以下の罰金。それから、届出義務違反については、20万円以下の罰金。上陸許可を受けて新たに中長期在留者となった方が上陸許可を受けた日から90日以内に、在留資格の変更等によって新たに中長期在留者となった方がその許可を受けた日から90日以内に、そして、中長期在留者の方が法務大臣に届け出た住居地から退去した場合に、その退去した日から90日以内に、いずれも正当な理由がある場合を除き、住居地の届出をしなかったり、虚偽の住居地を届け出た場合には、在留資格の取消しの対象になってしまいます。虚偽の届出で懲役に処せられた場合には、退去強制の対象にもなります。

旧外国人登録制度においては、法務省側から見ると、外国人登録の情報について調査権限がなく、上陸、在留にかかわる許可の申請時に、外国人から情報を取得するだけであったこと。また、外国人登録法上の申請義務違反が、入管法上の処分と結びついていなかったことにより、外国人の在留状況、特に居住実態を正確に把握できていない状況がありました。今回の法改正により、法務大臣が、外国人の在留管理に必要な情報を、一元的に管理する制度へと舵を切りましたが、住居地の届出、それに附随する罰則などは、この改正法の趣旨を顕著に表している部分ではないかと思えます。住居地の届出について様々な罰則が設けられている部分、この点をおろそかにしていると、中長期在留者の方々におかれましては、日本での在留基盤である在留資格を失ってしまう可能性がありますので、十分ご留意いただきたいと思えます。

ここで少し再確認したいと思えます。先ほどから、中長期在留者の方は住民基本台帳法の対象となると申し上げておりますが、住民基本台帳法の対象となる外国人の方々を確認したいと思えます。レジユメの5ページの右下、点線で囲ってある「【参考】外国人住民に係る住民票を作成する対象者」という部分をご覧ください。

住民基本台帳法の対象となる外国人の方は、 中長期在留者 特別永住者 一時庇護許可者または仮滞在許可者 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者といった、 から の方々に住民票が作成されることになっています。そして、住民票作成対象者となっている中長期在留者はどういう方かという、レジユメの4ページに戻りまして、「3月」以下の在留期間が決定された人 「短期滞在」の在留資格が決定された人 「外交」または「公用」の在留資格が決定された人 から の外国人に準じるものとして法務省令で定める人 特別永住者。ただし、特別永住者の方は、入管特例法によ

って特別永住者証明書が交付され住民票の作成対象者となっています。最後に、在留資格を有していない人、これら から に当てはまらない人が中長期在留者ということになります。ここで、今回の改正法によって、中長期在留者に該当しないため、住民票の作成対象者にならない在留資格を有していない人だけに弊害が出ているのではないという部分で、印鑑登録について少し触れてみたいと思います。

資料編の25ページをご覧ください。ここには印鑑条例について、横浜市さん、川崎市さん、鎌倉市さんの印鑑条例を掲載させていただきました。紙面の関係上、この3市町村のみを挙げさせていただいたのですが、県内各市区町村において、このような印鑑条例の改正が今回なされていると思います。レジュメの7ページのアンケート回答の1番、(4)、(6)、(7)ですね。こちらにも挙がっていますが、法改正前は、短期滞在者であっても外国人登録をすることができました。したがって、外国人登録原票に登録されることによって、短期滞在者であっても印鑑登録をすることができました。しかし、改正法による外国人登録の廃止に伴い、外国人も住民基本台帳法の対象となったことにより、印鑑条例から外国人登録関係の文言が削除され、住民基本台帳法対象者が印鑑登録者となった、すなわち、短期滞在者や3月以下の在留資格が決定された方は中長期在留者ではありませんので、住民基本台帳法の対象外となり、印鑑登録をすることができなくなっている状況です。

例えば、外国企業が日本で営業活動をする場合、会社、子会社を設立する、あるいは支店、営業所を設置する場合があります。その設立や設置の際に、日本における代表者を定めなければなりません。この場合において、日本における代表者のうち、1人以上は日本に住所を有する者でなければならないとされております。この設立登記や営業所設置の登記の場面では、日本における代表者が日本に住所を有していることの証明書として、印鑑登録証明書の添付が必要です。改正法前までは、短期滞在者が「短期滞在」の在留資格で在留中に外国人登録を行うことによって印鑑登録をすることができましたので、設立などで必要な印鑑登録証明書の添付が可能であり、短期滞在者が単独で会社設立等することが可能でした。しかし、今回の法改正によって、短期滞在者は住民基本台帳法の対象外となり、印鑑登録をすることができなくなってしまいましたので、短期滞在者が単独で会社設立等することができなくなっているという状況です。この印鑑登録に関しては、今後、何かしらの改善策が取られることを期待しております。

それでは、レジュメの4ページをご覧ください。左下に、みなし再入国許可制度というものがあります。外国人の方が、この再入国許可を受けずに出国してしまった場合には、

それまで与えられていた在留資格は、出国した時点で消失してしまいますので、一時的に外国に渡航して、再び同じ在留目的で入国を希望する場合には、再入国許可というものを受けて、一時出国しなければなりません。このたびの法改正で、外国人の方の利便性向上という観点から、この再入国許可制度に、「みなし再入国許可制度」というものが導入されました。中長期在留者の方は、出国後1年以内、在留期限が出国後1年未満に到来する場合にはその在留期限までに、特別永住者の方は、出国後2年以内に、日本での活動を継続するために再び同じ在留目的で入国を希望する場合には、原則として再入国許可を受ける必要はなくなりました。ただし、今申し上げた期間を超えて再入国をする場合には、再入国許可を受けて出国する必要があります。再入国許可の申請は住居地を管轄する地方入管となります。法務省のリーフレットでは6ページに記載してあります。

特別永住者証明書につきましては、法務省のホームページをご覧ください。特別永住者に関する情報が掲載されています。法務省ホームページに掲載されているリーフレットにも、特別永住者に関する再入国許可、みなし再入国許可について記載があります。

それではレジユメの5ページをご覧ください。4ページでは届出手続の住居地に関する届出に関して見てまいりましたが、住居地以外にも継続的な在留状況を把握する“線”の管理を行うために、様々な届出手続きが設けられました。2012年7月9日以降の在留カードなどに関する手続きは、住居地関係の届出も含めて19項目、特別永住者証明書関係も、住居地関係も含めて11項目、合計すると30項目近くでしょうか。従来の在留諸申請に加えて、新たにこのような手続き関係が追加されました。レジユメの点線部分で囲っている部分は、そのなかの主なものを記載させていただきました。

まず、在留カードとみなされる外国人登録証明書からの切り替え。それから、法務省のリーフレットでは11ページをご覧ください。氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更を生じたときは、住居地以外の在留カード記載事項変更の申出。在留カードには有効期間がありますので有効期間の更新申請。それから、在留カードの紛失、汚損などした場合には在留カードの再交付申請を、いずれも14日以内に地方入管で行っていただく必要があります。

法務省のリーフレットの12ページ、所属機関に関する届出ということで、レジユメでは、活動機関に関する届出、契約機関に関する届出というように、実際の手続名称で記載しましたが、リーフレットでは所属機関に関する届出が、レジユメの活動機関、契約機関に関する届出に該当する部分です。中長期在留者のうち、在留資格が「技術」「人文知識・

国際業務」などの就労資格、在留資格が「留学」などの学ぶ資格を持って在留する方が、自身の雇用先や教育機関の名称変更や所在地の変更、消滅があった場合、雇用先や教育機関から離脱、契約終了した場合、移籍、新たな契約締結をした場合においては、それぞれ14日以内に地方入管へ、郵送の場合には東京入管へ届出しなければなりません。所属機関に変更があった場合には、忘れずにこの所属機関に関する届出を行うことが必要です。

配偶者に関する届出ですが、今回の入管法の改正において重要な部分、注意が必要な部分です。まず、中長期在留者のうち配偶者としての在留資格。「家族滞在」「特定活動(八)」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」これらの在留資格を付与され在留している方が、配偶者と離婚あるいは死別した場合には、14日以内に地方入管へ、郵送の場合には東京入管へ届出なければなりません。そして、「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格で在留している方のうち、正当な理由がある場合を除いて、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6か月以上行わないで日本に在留している場合には、在留資格取消の対象となってしまいます。離婚や死別後、引き続き日本で在留を希望する場合、この6か月の期間内に在留資格変更などの手続きを行い許可を受けなければいけませんし、許可を受けるができなかった場合には、日本に在留することはできません。

そして、在留カードの返納事由です。詳しくは資料編の15ページをご覧ください。在留カードの返納事由に該当する場合には、在留カードを返納しなければなりません。レジュメの5ページに戻りまして、これは従来からある在留諸申請ですけれど、この更新許可、それから変更許可、取得許可、永住許可がなされた場合、従来は、パスポートに許可の証印シールが貼られていたのですが、今回の改正で、これらの許可に関しては、パスポートに許可の証印シールが貼られるのではなく、新たに在留カードが交付されることとなりました。そして、この中長期在留者の方々は、日本在留中に、このような各種届出、在留諸申請を行い、日本での在留活動を終えたら、日本から出国、帰国となります。

以上が今回の法改正で定められた主な届出手続きになりますが、これらの届出義務の履行を担保するために、様々な罰則等が定められています。法務省のリーフレット14ページをご覧ください。

まず、在留資格の取消しとして、不正な手段によって在留特別許可を受けたこと。それから、配偶者として「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格で在留している方が、正当な理由がなく、配偶者としての活動を6か月以上行わないで在留すること。そして、住居地に関する届出について、正当な理由がなく住居地の届出をしなかったり、虚

偽の住居地を届け出ると、在留資格取消しの対象となってしまいます。

在留カードの偽変造等の行為や、各種届出の際、虚偽届出等によって懲役以上の刑に処せられると退去強制事由に該当してしまいます。また、中長期在留者の各種届出に関して虚偽届出、届出義務違反、在留カードの受領、携帯、提示義務違反をしたり、在留カードの偽変造等の行為をすると罰則の対象となってしまいます。

資料編の14ページから20ページに、この在留カード届出関係などの罰則等、それから、資料編の21ページから24ページに、特別永住者証明書届出関係などの罰則等に関する一覧表を作成して掲載させていただきましたが、法務省のリーフレットでは、この14ページの1ページに収まっている部分、これを分解すると、これだけの罰則等が中長期在留者の方に科されていることが分かります。全部で10ページございますけれども、これだけの罰則等が設けられていることで、在留管理制度がより一段と強化されたこともお分かりになるかと思えます。

入管から公表されている「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」というものがあります。そちらでも、審査においては入管法に定める届出等の義務を履行していることを考慮すると明記されています。今回の改正で、継続的な在留状況を把握する、二元的管理から一元的管理、“点から線へ”ということで、この“線”の管理を行ううえで設けられたこの各種届出義務の履行が、中長期在留者の方にとっては、とても重要かつ大切な部分にもなっています。同時に、市区町村の方の立場からも、この届出義務の履行については、適正な行政サービスを行ううえで、とても重要なところだと思います。この届出義務によって、外国人の方の在留管理が一段と強化されたというところ、駆け足ではありましたが、ご説明させていただきました。

それでは、これにて終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(以上)

平成24年度 第2回研修会

「多文化共生を進める 人材の育成について」

平成25年2月12日（火）14:00～16:30
地球市民かながわプラザ研修室A

平成24年度かながわ自治体の国際政策研究会 第2回研修会
多文化共生を進める人材の育成について

日時：平成25年2月12日(火)14:00～16:30

場所：あーすぷらざ 研修室A

次 第

1 講演会 (14:00～15:00)

第1部「外国人住民の抱える課題と支援について

～カンボジアのコミュニティの事例から～

講師：富本潤子氏（かながわ国際交流財団職員）

萩原カナナ氏（かながわ国際交流財団 多文化サポーター）

第2部「実践事例の紹介 ～諸課題解決のための試み～

かながわ国際交流財団の取り組みの中から」

講師：富本潤子氏

森ちえろ氏（かながわ国際交流財団職員）

2 グループワーク（多文化共生施策企画シミュレーション）（15:10～16:30）

第1グループ 通訳・翻訳・相談対応

第2グループ 多言語情報の共有

第3グループ イベント・外国人セミナー・研修会

第4グループ 調査事業

進行・講評：富本潤子氏

森ちえろ氏

萩原カナナ氏

外国人住民の抱える課題と支援について
～カンボジアのコミュニティの事例から～

萩原カナナ

富本潤子(かながわ国際交流財団)

【1】神奈川県内に住むカンボジアの人々

2011年12月31日現在の「外国人登録者市(区)町村別主要国籍(出身地)別人員調査票」より作成

1	相模原市	309	11	藤沢市	49	21	横浜市戸塚区	5	31	横浜市南区	1
2	平塚市	258	12	川崎市	34	22	横浜市緑区	5	32	横浜市金沢区	1
3	大和市	175	13	横浜市中区	22	23	横浜市青葉区	4	33	逗子市	1
4	横浜市泉区	137	14	伊勢原市	21	24	横浜市港北区	3	34	南足柄市	1
5	厚木市	92	15	座間市	17	25	横浜市磯子区	3	35	湯河原町	1
6	秦野市	92	16	横浜市神奈川区	11	26	茅ヶ崎市	3	36	三浦市	1
7	愛川町	75	17	横須賀市	11	27	横浜市栄区	3	37	大磯町	1
8	綾瀬市	73	18	海老名市	10	28	横浜市鶴見区	2	合 計		1,559
9	横浜市瀬谷区	67	19	横浜市保土ヶ谷区	6	29	横浜市港南区	2			
10	横浜市旭区	55	20	横浜市都筑区	6	30	小田原市	2			

【2】カンボジアの人たちと関わって

3つのタイプ

難民として来日した人たち(主に50～60代)

結婚・呼び寄せ等で来日した人たち(主に20～30代)

日本生まれの子どもたち

情報の伝達について

翻訳資料の有効性

通訳の役割

「ちょっとおせっかい」

カンボジアコミュニティのこれから

子どもたちのこと

おわりに

(公財) かながわ国際交流財団
事業実施報告書

- 1 事業名 外国人住民総合支援モデル事業
- 2 ねらい 県内に暮らす外国人住民が直面することが予想される様々な生活上の課題を事前に予防・軽減するために、日本で暮らしていくに当たって必要な生活設計に関する基礎的な情報等を外国人住民に提供する。
- 3 日時 2012年11月18日(日) 13:30～15:30
- 4 場所 平塚市横内公民館
- 5 講師 山口章子氏(神奈川県金融広報委員会金融広報アドバイザー)
- 6 参加者 計18名(カンボジア語9名、スペイン語3名、ポルトガル語2名、ベトナム語1名、タガログ語1名、中国語1名、日本語2名)
- 7 実施内容
 - 1) 生活設計とは(家計簿について: 収入・支出を知る)
 - 2) 将来必要となるお金: 教育資金、住宅資金、老後資金、その他の資金
 - 3) 資金作りのためにすること
 - 4) 契約をする際の注意点
 - 5) 質疑応答

8 写真



講師の山口氏



和室前方(カンボジア・中国・日本の方々)



和室後方（ペルー・ボリビア・ブラジル・ベトナム・フィリピンの方々）



親を待つ間、会議室で高校生と勉強したり遊んだりした子ども達

9 総括（ねらいの達成について、良かったこと、課題など）

将来必要となる資金の全体像を参加者は把握することができた。また、家計簿をつける習慣のない国出身の参加者のほとんどだったので、家計簿をつけるということや、将来の不足金額を知り、そのために貯蓄をするという考え方は、多くの参加者にとって新しい情報となった。ただ、セミナーで提供された情報以外にも参加者が知りたいことがあり、年金や保険のことに質問が出たが、平塚市の制度ということもあり、講師の山口氏が全て回答することは難しかった。市の担当者がセミナーに同席することができたら、参加者にとって必要な情報をもっと多く提供できただろう。参加者層も幅広く、子どもが既に高校まで進学していたり家を購入している参加者がいる一方、単身世帯の若者もいた。このような場合、それぞれの参加者にとって必要な情報も異なるので、テーマを狭くして参加者層を限定した方が、それぞれの参加者が得られることが多いだろう。

10 参加者の感想

<ポルトガル語>

- ・毎日の出費について知っておくべきこと、気をつけることがよく分かりました。貯蓄の大切さも実感しました。（特に保護者にとっては、子どもの教育のために）
- ・お金のことについての話はとても勉強になりました。自分の子どもはもう学校を卒業していて、当時は教育費についての情報はほとんど得られませんでした。セミナーを聞いて、自分の色々な決断が間違っていないことを知り安心しました。
- ・私の家の経済状況や子どもの滞日期間も短さもあり、私立ではなく公立志向でした。私自身の疑問も色々と解消することができたので、日本の学校に入る予定の子どもがいる友達にも情報を伝えたいと思います。

<スペイン語>

- ・初めてこのようなセミナーに参加しましたが、とても勉強になりました。子どもの教育にかかる費用についても初めて知りました。
- ・大学進学費用についてももっと知りたいです。学部によって費用が違うのか、また、大学の入試制度についても知りたいです。
- ・高校や、大学進学対策について知りたいです。また、経済に関するセミナーにももっと参加したいと思います。
- ・このようなセミナーに参加するのは初めてでしたが、色々な情報が得られて良かったです。お金のことだけでなく、大学進学や大学生活についての情報も欲しいです。

<中国語>

- ・どうしたらもっと貯蓄できるのかや、家計ノートの付け方についてもっと知りたいです。

<カンボジア語>

- ・カンボジア語の相談窓口が欲しいです。今日は通訳がいて良かったです。
- ・契約書にサインする際に注意することを知ることができて良かったです。
- ・日々の生活が苦しい、といったことはどこに相談したら良いのでしょうか。

<ベトナム語>

- ・長男が高校1年生で留学して英語を勉強をしたいと思っています。平塚市の仕組みで留学などができるのか知りたいです。

<タガログ語>

- ・年金についてもっと知りたいです。現在障害年金を受け取っていますが、生活費やフィリピンでまだ学校に通っている子ども達への仕送りでお金がなくなってしまい、貯蓄ができる状況ではないのに、将来もらえる年金は4万円と聞いています。どうしたら良いか、市役所にも相談したいと思っています。

<日本語>

- ・質疑応答で「市役所に相談」という回答になるようなものも複数ありましたので、行政の担当者（税金、生活保護、教育等）が講師の補助のような形で参加するとより効果的なものになるのかなと思います。
- ・講師の方の話を区切って通訳するまでが長くなってしまったところもあったように思いますので、複数の言語の通訳が同時に訳す際、その点が進行において一つネックになるように感じました。

(公財) かながわ国際交流財団
事業実施報告書

- 1 事業名 外国人住民総合支援モデル事業
- 2 ねらい 県内に暮らす外国人住民が直面することが予想される様々な生活上の課題を事前に予防・軽減するために必要となる保健分野に関する基礎的な情報を提供する。
- 3 日時 2012年11月25日(日) 13:30～16:00
- 4 場所 平塚市横内公民館
- 5 講師 ジョゼ・アラウージョ・リマ・フィーリヨ氏(現地NGO・EPAH代表)、
岩木エリーザ章子氏(ブラジル国臨床心理士)
佐々木あづさ氏(平塚市役所健康課保健師)
- 6 参加者 計13名(スペイン語7名、ポルトガル語5名、中国語1名)
他、通訳2名(スペイン語、日本語)
- 7 実施内容
 - 1) 医療へのユニバーサルアクセスについて(日本の医療制度・ブラジルの医療制度)、
HIV感染症や癌などの病気と共に生きる経験(フィーリヨ氏)
 - 2) 移住者の精神面の健康について(岩木氏)
 - 3) 予防接種や検診等の市で受けられる保健サービスについて(佐々木氏)
 - 4) 質疑応答

8 写真



車座になって自己紹介



講師のジョゼ・アラウージョ・リマ・フィーリョ氏（左）と岩木エリーザ章子氏（右）



保健師佐々木氏からの説明

9 総括（ねらいの達成について、良かったこと、課題など）

少人数の参加者ではあったが、そのため参加者が発言しやすい雰囲気となり、互いの意見や気持ちを共有することができてよかった。最後に市のサービスを市の担当者から直に伝えてもらう場があり、検診などに関する郵便物（封筒も中身も日本語）がどういったものか（何色の封筒か、いつ頃届いているかなど）を確認することができた。今回のセミナーは18日に実施した第1回外国人住民向けセミナーに続いて2週連続となったこともあり、広報の時間が長くとれなかったことから、参加者の獲得が難しかった。

10 参加者の感想

<スペイン語>

- ・家庭の事情で、2:30 すぎにつきました。皆さんの意見を聞いて、健康や教育についての情報の大切さを感じました。通訳は、単に言葉を訳すだけでなく、誤解を招かないために両方の（国の）習慣を知っていることが重要だと思います。
- ・平塚市の行政サービスについてよく分かったのがためになりました。
- ・私には学校（保育園）に通う娘が2人（と息子が1人）います。長女には病気があり治療中ですが、学校に通っています。次女は元気で、長男も問題ありません。

<ポルトガル語>

- ・心と体の健康、市役所のサービスの3つについて知ることができ、とても有意義でした。
- ・もっと多くの方が学び、意識を高めるセミナーを期待しています。

2013/2/12

かながわ自治体の国際政策研究会研修事業


多文化共生を進める 人材の育成について



(公財)かながわ国際交流財団(KIF)
富本潤子 森 ちえろ


平塚市内での財団の事業について

2009年10月～2011年12月
平塚かけはし教室
(文部科学省「定住外国人の子どもの就学支援事業」受託)




平塚市内での財団の事業について

2011年11月～
「国際教室支援及び
学習支援事業」
小中学校への学習支援
サポーター派遣



2012年8月～
「よこうち宿題教室」
ボランティアによる
放課後宿題教室



外国人住民調査

(対象)カンボジア、ベトナム、中国、ボリビア、ペルー、
ブラジル等の家庭

[就労] 雇用形態、収入
(例) ハローワークではなく、口コミで就職。非正規雇用

[金銭面] 母国の送金の有無、貯金の有無
(例) 新車を購入したので保険料が払えない

[制度利用] 保健福祉制度、保険加入率
(例) 110/119番知らない(外国人は利用できないと思っていた)

[育児・教育]
(例) 親子の意思疎通、障がいがある場合、低学力

[情報]
(例) 母語で相談できるところがない。友人・親戚頼み

[将来]
(例) 子どもはできれば大学に。日本に住み続けたい。

分野横断的な連携が必要であること 福祉的な視野が必要であること

検討委員会

- 平塚市(文化交流課)
- 通訳翻訳バンクコーディネーター
- 平塚市教育委員会(指導室)
- 平塚市社会福祉協議会(ボランティアセンター)
- 学識経験者

事業協力: 平塚市(子ども家庭課、保健センター、保育園)
平塚市立小中学校、校長会
自治会、公民館、学童保育、食材店・レストラン
(財)日本国際協力センター

多文化サポーターの派遣

外国人住民だけで解決することが難しい場合に派遣。

(例) 保健師・社会福祉士の家庭訪問
保育園入園前の面談
公営住宅申込み手続き
不登校傾向の子どもの自宅訪問
養護学校での相談
病院での栄養指導
病院での検査結果報告

研修を通じた意識啓発

平塚市保健福祉研修
 (福祉部および健康・子ども部職員、社会福祉協議会職員等)
 民生委員地区会長会議・民児協理事會
 (市内民生委員・主任児童委員)
 小中学校人権教育研修(校内全職員)
 平塚市国際教育連絡協議會
 (日本語指導協力者受入校)
 通訳・翻訳ボランティアバンク



多言語情報の流通 自動翻訳の活用



多言語情報の流通 メールやインターネットの活用

多言語情報メール配信サービス
 INFO KANAGAWA
 (生活情報や緊急時の
 多言語による情報提供)

- ・スペイン語
- ・ポルトガル語
- ・英語
- ・中国語
- ・タガログ語
- ・やさしい日本語



多言語情報の流通 資料の翻訳、情報の共有

市内で統一して使える多言語情報の作成
 県内で共有できないか

- (例)
- 防災時の対応
 - 成績表
 - 保育園
 - 入学説明会



外国人向けセミナー

ライフプランセミナー

収支バランスや進学に必要な費用等
 について

関心は高いが、コミュニティによって
 ニーズが大きく異なる。



外国人向けセミナー 教育ガイダンス

小学校～大学まで
 各段階でのポイント、
 諸経費について

工夫：
 カトリック教会と連携
 facebook等で広報



外国人向けセミナー

介護のしごとをめざす外国人のための
ワークショップ

介護の仕事について、体験談も
交えて紹介

協力：

外国人介護従事者
育成に関わる機関



外国人向けセミナー

健康・保健セミナー

検診などに行く機会が少ないため、
心と体の健康を保つためのポイントを説明
平塚市保健センター職員の参加を依頼。
無料で受けられる検診等の情報提供



「災害多言語支援センター設置訓練」
「自主防災訓練」
(自治会の訓練に参加)

神奈川県の委託事業として
平塚市で実施

2013年平塚市の地域防災計画に災害
多言語支援センターの設置が盛り込まれる。



地域内での「居場所」「拠点」づくりの可能性

グループワークを通じて考えてみましょう
行政内の横断的な連携
関連団体との連携
外国人住民の手に情報が届く工夫
制度活用を進め、課題を解決する
アイデア

平成 24 年度第 2 回研修会記録

第 1 部「外国人住民の抱える課題と支援について～カンボジアのコミュニティの事例から～」

講師：富本潤子氏（かながわ国際交流財団職員）

萩原カナナ氏（かながわ国際交流財団 多文化サポーター）

富本氏 公益財団法人かながわ国際交流財団の富本です。今日は第一部でカンボジア出身の萩原カナナさんの方にお話を聞きたいと思いますが、私がインタビューをしながら、お話の方を進めさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。みなさんのお手元に A4、1 枚でカンボジアコミュニティの事例からという紙をお配りしていると思いますが、そちらを参考に進めていきたいと思っています。では、萩原さんの方から自己紹介をお願いします。

萩原氏 カンボジア出身の萩原カナナと申します。難民として 33 年前に来日しました。来日時、8 歳だったのですが、日本に逃れてきた難民たちの子ども世代の中でも一番上の世代になります。私より下の世代は、カンボジア語が分からなくなって、日本語のみになってしまう。私より上だと、日本語があんまりわからないまま就職してしまう状況でしたので、ちょうど私の世代が境になると思います。よろしくお願いします。

富本氏 神奈川県がとりまとめている外国人人口統計から、カンボジア国籍について、人数が多い順に、自治体ごと（横浜市は区単位）に一覧にしてみました。

相模原市に登録されているカンボジアの方が最多となっています。県内全体の登録数は 1,559 人となっていますが、こうして見ると、みなさんの周りにカンボジアの方がいる事がおわかりになるかなと思います。ただ、萩原さんは現在日本国籍をお持ちという事で、日本人として戸籍上の登録があると、この外国人人口には含まれないので、もっとたくさんの方がいらっしゃると思えます。カナナさん、この一覧を見て、いかがでしょうか。

萩原氏 だいたい県営住宅でかたまって住んでいます。相模原市もそうですし、あと大和市、横浜市泉区も大きな団地のあるところだと思います。厚木市もそうですね。だいたいが大和定住促進センターから出た時に職安から紹介されて入居するのが雇用促進住宅になるんです。その後、県営住宅を申し込む流れだと思います。

富本氏 例えば、平塚市に住んでいても、仕事は他の町で働いているという場合もありますか。

萩原氏 平塚に住んでいる男性は秦野市や愛川町の自動車関連の会社等で自動車部品の製造に携わるケースが多いです。

富本氏 カンボジアの方たちは、今ご紹介があったように難民として来日した方というイメージがありますがけれども、難民の方たちが日本に来られてだいぶ時間が経っているので、カンボジアの方たちの中でも、大きく 3 つの種類に分けられるのではないかという話を紹介していただいていいですか。

萩原氏 第一のグループは難民です。カンボジア難民の来日はベトナム、ラオスより遅れて 1980 年から始まり、私たち家族が第一号として大和市の定住促進センターに入所しました。第二のグループは、母国から呼び寄せられた難民の家族や結婚相手です。定住促進センターは 1998 年に閉所したので、それ以降に来日した人は日本語学習の機会もありませんでした。日本で結婚相手が見つかりにくいため母国に帰って結婚し、呼び寄せるといふ形は今でも続いています。第三のグループは日本生まれの子どもたちで、ほとんどが日本語しかできないため、家庭の中で親子の共通の言語がないというのも問題になっています。

富本氏 結婚あるいは親類の呼び寄せで来日するということについてですが、私たちも事業で関わっていて、やはり結婚を目的に来る方がすごく多いと思います。カンボジアの方の中で、出来ればカンボジアの人と結婚したいという考えがまだ強いのですか。

萩原氏 そうですね。難民世代で来た人たちは日本に行き場を求めて来るので、少し日本語も習って、60 代ぐらいの人でも多少ひらがな・カタカナが読めたり、慣れていこうという意思はあるのですが、結婚を期に呼び寄せで来た人たちはカンボジアの戦後の環境で生きてきた人たちなので、あまり弱みを見せない。だからといって日本語も習っていない。せいぜい喋れて挨拶ぐらいです。馴染む時間がないまま、孤立してしまう。カンボジアに置いてきた家族も経済的に余裕がないので、自分の生活に加え、仕送りをしなくては行けない。日本の方と結婚すると何が駄目かと言うと、理解してもらえないんです。なんで向こうの家族や親戚に仕送りするんだって。そういう意味で、親御さんが子どもに同じ国の人と結婚して欲しいと思い、子どもたちもそういう考えになっていきます。

富本氏 私も実際に平塚での事業に関わるまでは、難民として来た方が多いのだろうという簡単な括り方をしてしまっていたのですが、結婚の為に来日し、すぐに子育てに忙しくなってしまうと、カンボジアの人たちとのお付き合いだけでなかなか日本社会との接点がなく、日本語を勉強する機会もないという方が多いのだなと感じるようになりました。

そういうお父さん、お母さんの間の、日本生まれの子どもたちの学習環境についてはど

うお考えでしょうか。

萩原氏 学校で教えてもらった事を復習しようとしても、最初の取掛かりさえわからなくなってやめてしまう。共通して言えるのは文章問題を理解出来ないこと。読みが間違っただまとか、漢字は読み方が二通り、三通りあっても、それが一通りしか読めない。親に聞いてもわからない。

図工の授業で、例えばリースを作る時に、材料に使える物を持ってくるといいう指示があっても、外国の子たちは持ってこられないんです。日本の子はいろんなものを持って来て飾ったりするのを、忘れていたわけじゃなくて、わからない。目的がわからないので、結局先生が持って来た物とかお友達からわけてもらって作る。本人が考えて集めてきたものではないですね。

富本氏 図工の授業や、宿題などは、おそらく日本の家庭だと、お父さん、お母さんが手伝ってなんとかできる物が、カンボジアの方のご家庭では、日本語の理解が難しく、子どもが困ってしまうような事があると思います。

外国籍の方たちがいろいろと困った事がある時に、資料を翻訳して、保護者の方に届ければわかってもらえるかと思うのですが、資料が全部カンボジア語で書いてあれば問題は解決するでしょうか。

萩原氏 カンボジア語といってもいろいろあります。カンボジアは仏教国なので仏教語と、あと日本でいう謙譲語、王様と喋る時のすごく難しい言い回しと、あと普通の丁寧語と普通の一般語ですよ。そして、文章の言葉です。

カンボジアは、まだ落第制なんです。日本は成長していけばどんどん学年が上がっていきますが、カンボジアは試験を受けて、学年が上がるので、10歳になろうがお勉強出来なければそのままです。そのためカンボジア語が読めない人もいます。

富本氏 カンナさんは、学習支援サポーターなどのお仕事、活動のほかにも、ボランティアでたくさんの方に頼りにされて通訳をされています。通訳される時にどういうところに気をつけているか教えていただけますか。

萩原氏 日本の文章は難しく書きすぎている、あと説明も長いですよ。平仮名で書けば読めるじゃないかと思うかもしれませんが、平仮名で長々と書かれても、どこで区切るのかわからない。だから、漢字を丸暗記している場合もあるんです。この漢字はこういう読み、こういう読みだっていう。漢字にルビふりが親切かと思います。挨拶文等は抜きでいいので、要所を説明してあげるような文章が一番いい。矢印などの図形を使うのも伝わりやすいと思います。

富本氏 日本人の人だと当然だと思うことも、カンボジアの人が理解するためには少し説明を加えたりしなければいけないのでしょうか。

萩原氏 分かっているかどうか、表情を見てあげてください。適当に「はいはい」と言ってしまうこともあるので、「ここまでわかりますか、大丈夫ですか。」と聞く。もう 1 回繰り返してあげるくらいが一番ありがたいですね。

富本氏 これからも、結婚して若い世代で来日するカンボジアの方たちもたくさんいると思いますが、呼び寄せで来日して小学校に編入する子どもたちも最近増えているのですか。

萩原氏 今、日本は少子化が進んでいますが、カンボジアの家庭で子どもが出来ない場合、カンボジアに住む親戚の子どもを養子にすることがあります。日本に連れてきたのはいいけれど、親が学校教育の仕組みがわかっておらず、学校に任せ放しになってしまい子どもが困ってしまう。授業参観に行かないのは当たり前ですし、先生方が困っているのが忘れ物が多いことと、宿題をやってこないこと。勉強も小学 1 年生の時からずっとわからないまま、中学でもついていけず、高校進学率も低いのが現状です。

富本氏 高校に入学できても定時制高校が多かったり、途中で辞めてしまうような子もいますか。

萩原氏 途中で辞めてしまうことはあまりないです。入学したら頑張って行ってくれると思います。

富本氏 小さい頃からサポートできる体制を整え、高校まで入れるような道筋が出来れば安心ということですね。

萩原氏 そうですね。逆に 1 年生ぐらいから日本語が出来るようになると、親子の立場も逆転してしまうことがあります。親が子どもを頼って通訳のために市役所に連れていったり。住所すら自分で書けない親も多いので、子どもに書いてもらうんです。

富本氏 神奈川県内で、というか日本国内でカンボジア語の相談窓口は、おそらく相模原市の国際交流ラウンジで週に 1 回やっているだけです。同じインドシナ三国でもベトナムとラオスについてはある程度対応できる場所があるけれども、カンボジア語は極端に相談出来る場所が少なく、萩原カンナさんのような方が支えてくださっているのかなと思います。今後、少しでもカンボジア語が出来る若者たちが、通訳・翻訳で活躍出来るよう

な仕組みが出来るといいのですが、役所の窓口で日本語がまったく出来ないカンボジアの方が来た時に、やさしい日本語を使ったり、図を描いたりというふうに工夫するとかなり伝わりますよね。

萩原氏 窓口が少ないのは、カンボジア人は犯罪も少ないし、問題を起こさないの、特に問題視される事が少ないんですね。

また、弱みも見せない。さっきも言ったように1年生の時分からわからなくても、そのままずっと持ち越したままです。その子どもたちが日本語の文章を読んで理解しているかと言うと、理解出来てないんですね。日本人の大人向けの文章だと、読めないカンボジア人の若者が多いです。



萩原氏（写真左）と富本氏（右）

第2部「実践事例の紹介～諸課題解決のための試み～かながわ国際交流財団の取り組みの中から」

講師：富本潤子氏（かながわ国際交流財団職員）

森ちえる氏（同上）

富本氏 ここからはパワーポイントを使って、当財団の事業と、いろいろな協力をした中で見てきた事をテーマとしてお示しして、第三部のグループワークでみなさんの方からアイデアを出していただければと思います。

パワーポイントの資料については、みなさんに A3 裏表でお配りしているので、これについて私と森で、交互に発表させていただきます。かながわ交流交際財団は県域で、みなさんに協力をいただきながらいろいろな事業を行っていますが、2009年度の前から平塚市にお伺いして、いろいろな事業をさせていただいています。

実は、平塚はブラジルの方が一番多いのですが、その他の特徴は、カンボジアの方がとても多いという事と、ポリビアの方が多いい事です。平塚市に横内団地という県営住宅がありまして、カンボジアの方を中心に、ベトナム、ラオス、ポリビア、ペルー、ブラジル、フィリピン、中国などの方が住んでいます。

学区の小学校の2割ぐらいの子どもたちが外国につながる、外国人集住地域です。平塚駅から北に車で20分ぐらい行ったところで寒川町や伊勢原市に隣接している地域です。財団がこの地域で事業を行うきっかけとなったのが文部科学省の、外国につながる不登校・就学の子どもの、就学サポートをするという事業で2009年から2011年度まで行

いました。横内地域に一軒家を借りて子どもたちの学習支援教室・架け橋教室を運営して
いましたのでそこで子どもたちとの繋がりが出来ました。

架け橋教室は、今は終了になってしまったのですが、引き続き平塚市教育委員会や、地
域のボランティアの方と、学校の中での支援や放課後の学習教室の運営に関わっています。

その中で見えてきたのが、子どもたちが課題を抱えているのはその背景にある保護者の
方や、外国籍の家庭の方が複合的な課題を抱えているからで、それを関係機関と連携しな
がら解決をしていかないと子どもたちの課題も解消されないのではないかという事です。

みなさんのお手元に外国人住民総合支援モデル事業という概念図をお配りしているんで
すが、キーワードを、「子どもを入口にした家族支援」とし、背景にある家庭の問題を、
どうやったら解決していけるかこの約 2 年間モデル事業として試行してきました。森の方
から紹介します。

森氏 森と申します。外国人住民調査を元にお話しさせていただきます。昨年度ですが、
先程お話もあった架け橋教室に来ていた子どもが、最後には 30 名近くいたんですけれど
も、その中から、インタビューについて承諾して下さった 19 世帯にインタビューをさせ
ていただきました。ここにある就労、制度利用、育児、情報、将来という分野でインタビ
ューしました。

まず、仕事第一という家庭が多く見られました。ただ、ハローワーク等ではなくて、ク
チコミで就職している非正規の雇用がほとんどでした。大変苦しい生活状況の家庭もあり
まして、共働きであれば 30 万円以上の収入の家庭もあるんですが、中には 10 万円ぐら
いの収入で、家族でなんとか頑張っていますという家庭もありました。外国人コミュニティ
の中で協力していて、近所の同国出身からなんとか助けを受けて生活しているという状況
も見えました。

また、母国への送金をしている家庭も多いです。ただ、それは収入のある時しか出来な
いので、今はもう母国への送金は出来ていないというような家庭もありました。また、車
を買ったり、パソコンやテレビ等、結構みなさん家に物があるんですけども、そういっ
た物をおそらくローンで購入されているので、健康保険料が払えず、病院に行くことをた
めらうという状況もありました。

また、制度利用、あるいは保険、110 番とか 119 番もどういう番号かを知らない、また、
保育園とか学童とかも経済的な理由から行くことができずに、小学生なら鍵っ子、保育園
は行かずに、家や知り合いの人に面倒見てもらう等の状況があります。

親子でのコミュニケーションも問題になっていまして、自分の母国の言葉を話すことを
なかなか率先して出来ない、親から話しかけられても、返事を日本語で返す家庭もありま
す。地域への参加についても少し聞き取りをしたんですが、子ども会やお祭りの参加はあ
るんですけども、なかなか主体的に参加する事はありません。ちょっと見に行くという
程度の参加が中心でした。

将来については、できれば大学に進んでほしいという希望を持っている方が多かったのですが、仕事が忙しく子どもに勉強を教えることもできないので、積極的に教育に關与するのは難しいようです。

インタビュー調査を通じて問題が様々な分野にわたっている事がわかりました。モデル事業は、それぞれの分野を横断的な連携の必要があるという事で、モデル事業では、検討委員会を組織して、事業をどうやって進めていくかを決めてきました。

検討会のメンバーには平塚市文化・交流課職員や、通訳・翻訳ボランティアバンクコーディネーター、平塚市教育委員会指導主事、社会福祉協議会の職員、地域福祉専門家に入っていました。通訳・翻訳バンクは、通訳・翻訳ボランティアの派遣を行っている平塚市の制度です。

この検討会でモデル事業として内容を検討し、外国人セミナーの実施、多文化サポーターの派遣、研修などを行ってきました。

工夫した点としては、例えば外国人住民を対象とした通訳付きのセミナーの広報では、多言語のチラシを作成し、外国人が経営する食材店やレストランに置いたり、日本国際協力センターなどが行う日本語教室の学習者に直接チラシを渡す機会を作るなど、地域内の外国人コミュニティとの接点を作るようにしました。次に、多文化サポーターですが、萩原カナさんのような多言語対応できるサポーターを行政窓口などに派遣する同行支援の仕組みを作りました。

その具体例として、例えば保健師や社会福祉士が家庭訪問をする際に、一緒に同行して、書類記入の補助や制度説明を母語で行います。子育て期の栄養指導や病児の食事制限などとても重要な場面で多言語対応をすることができました。また保育園入園前の面談や公営住宅の申込手続き、不登校の子どもの見守りや養護学校での相談、検診結果の報告等にもサポーターを派遣しました。同行支援以外にもセミナーの通訳や翻訳も依頼できるようにしました。

2、3ヶ月に1回程度ケース会議を実施し平塚市の社会福祉士、保健師の方にも参加していただいているので、外国人住民支援をしている方と専門職の方が繋がる場にもなっています。

今年度は平塚市の保健福祉研修で先程の外国人住民調査と、平塚市における外国人コミュニティの抱える課題について報告させていただきました。民生委員や主任児童委員が集まる会議、小・中学校の人権教育研修、平塚市の国際教育連絡協議会、通訳・翻訳ボランティアバンク等でもモデル事業について紹介させていただきました。

多言語情報の流通につきましては、今ではかなりの県内自治体のホームページに自動翻訳が導入されていたり、外国人向けのページがあります。しかし折角の有用な情報について外国人当事者の方が知らないという問題があります。また、職員の方自身が、自動翻訳や、外国人住民向けのページが存在を知らないという場合もあるので、これを積極的に使っていただけるように周知をしていきたいと思っています。

財団では INFO KANAGAWA という多言語情報メール配信サービスを月に 4 回多言語で配信をしています。例えば、今日本語ですと、スマートフォンのアプリ等で緊急地震速報の知らせがありますが、多言語ではなかなか対応できていません。今後、INFO KANAGAWA などを活用して災害情報を提供していきたいと考えています。

また、通知表とか入学説明会の資料等、市内で統一して使える情報を作成しました。これをさらに充実させて出来れば神奈川県内全体で共有できるような多言語資料リソース集としてとりまとめをしたいと考えています。

富本氏 今まで、モデル事業として平塚で色々な事業を行ってきましたが、事業の成果を活かして神奈川県内で普及させ、より一層質の高いものにしていきたいなと思っています。

翻訳資料を作っても、それが本当に必要な人の手元に届いて、必要な手続きに申し込みが出来るまでには、かなりハードルがあります。効率は悪いかもしれませんが、直接対面で外国人住民の方とお話をして、質問が出来るような機会を設けることも有効であると思っています。

外国人向けのセミナーや、情報提供の機会について具体的にお知らせしたいと思います。まず、一つ目については、先日横内公民館で通訳つきのライフプランセミナーというのを行いました。先程の調査で、やはり日本でのやりくりの仕方を知らない。そもそも収入が少ないので、なかなか経済的に困窮している状態から抜け出られないという外国人の方も多いです。日本のいろいろな知恵を知ってもらって、少しでも賢くお金を使う方法を学んでもらうという趣旨で、セミナーを行いました。国で金融広報中央委員会という、いろいろな広報資料を日本語で出している、消費生活アドバイザーの方に来ていただいて、お話をさせていただきました。収支のバランスについてはみなさん残念ながら赤字になってしまったんですが、赤字になっているという事実を知ってもらう機会にはなったかと思います。

あとは、やはり大学に行って欲しいという望みはあっても、具体的にどういう手段があって、どのぐらいのお金がかかるのかということを知っている方は非常に少ないので、教育費用については一番質問が出た部分でした。お金の事についてはすごく関心が高く、通訳も用意をしたので、参加者が多かったのですが、やはり南米の方々とインドシナの方々とやはりニーズが大きく異なりました。カンボジアの方たちからは、本当に生活が大変でどうすればいいのかという切実な悩みも寄せられました。

また、日本語が読めず契約内容をよく理解しないまま家を購入したりローンを組んでしまっただ後悔していた方もいました。

財団では過去にも日本の教育制度や大学進学をテーマとした教育関連のガイダンスを県内数カ所で開催しました。その中で感じるのは、高校入学のためには入学試験を合格しなければならないことなど基本的な事項を知らなかったり、成績をの 5 と 1 で 1 が一番評価が高いと全く勘違いされている場合も多く、直接説明することで誤解を解く機会になったかと思っています。

教育はとても関心の高い分野で参加者も多いのですが、例えばカトリック教会で外国語のミサが終わった後に教会敷地内でガイダンスを行ったりという工夫をしました。外国人の方が多く集まる場に出かけることで有用な情報を直接手渡すことができると思います。また新たな広報手段としてフェイスブック等も活用できると思います。

就労、特に介護の仕事についても関心が高いため、実際に現場で働いている方の体験談を交えて仕事の内容を紹介するようなワークショップを行ったところ、とても好評でした。

こちらの写真は保険と健康に関するセミナーです。外国人の方は健康診断を受けることも少なく、自分の健康状態を確認したり、気をつけたりする機会がありません。子どもでも栄養状態があまりよくない場合の子もいるので、健康についてもっと意識を高めて欲しいと思います。

例えば、がん検診無料などのお知らせは家には届いているはずですが、それが全部日本語で書かれているので読めない。重要そうな手紙が来るととりあえずためておき、もし日本語が出来る友達や親戚に会えたら、読んでもらったり、記入してもらったりするけれども、そういう機会がなくて、たまってしまうとそれも捨ててしまうという話もありました。おそらく重要な行政からのお知らせが、残念ながら読まれず、そのままになってしまうという事が多いと思います。

日本語が読めなくてもピンクの封筒なら 40 代のがん検診、というように封筒の色でお知らせの内容を判断する方法もあります。セミナーでは、平塚市の保健師にも協力していただき、健康サービスの概要や利用方法についても具体的に説明していただきました。

今年度、県の委託を受けまして、災害多言語支援センター設置訓練と自主防災訓練を、平塚市の自治会の防災訓練に併せて実施しました。通訳の方をお願いしたところ、多くの外国人住民の参加があり、起震車体験などにも参加されていました。平塚市は平坦なところが多く、津波の危険があります。そのため避難場所になっている学校の屋上に、実際にヘルメットをかぶって登ってみました。そのような体験を通じて、地震について意識する機会になったかと思います。

今年度発表された平塚市の地域防災計画の中では災害多言語支援センターを設置することが明記され、外国人住民に対する支援についての項目も多く盛り込まれました。

外国人向けのいろいろな取り組みについて具体的な例を紹介させていただきました。直接外国人の方たちと日常的に接点を持って、いつも寄り添うというのは難しいですし、同行支援というのももちろん理想的ではありますが、人材もお金もそこまでないというのが現状だと思います。後半のグループワークでは、限られた資源の中で何が出来るかということについて、アイデアを出し合う時間になればと思います。私たちもグループの入れさせていただきますので、是非いろいろ教えていただければと思います。第二部は以上になります。

(以上)

資料集

平成24年度 市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄	
横浜市	外国青年受入交流事業	外国青年を招致し、地域における国際交流の推進を図る		
	自治体外交推進事業	・姉妹・友好都市との訪問団の派遣や受入れ ・パートナー都市との交流の推進 ・上海市・仁川市・ソウル市との職員相互派遣 ・TICAD キックオフウィーク開催		
	姉妹都市友好委員会支援事業	姉妹・友好都市友好委員会活動への援助・協力等により姉妹・友好都市との市民レベルの交流を推進する		
	シティネット事業	・会員都市への技術協力 ・シティネット25周年記念事業の開催 ・シティネット事業活動への支援 ・シティネット事務局の運営を支援		
	国際協力平和推進事業	・横浜国際協力センターに入室する国際熱帯木材機関（ITTO）をはじめとした国際機関等や日仏学院への支援を行う。 ・APEC「女性と経済フォーラム」への参加 ・ピースメッセンジャー都市国際協会活動への参画及び市民向け国際平和啓発事業の実施		
	海外拠点運営事業	・各海外事務所（上海、フランクフルト）の運営 ・ムンバイ拠点機能の運営		
	国際性豊かなまちづくり事業	国際性豊かなまちづくりを推進するため、「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会」の開催や国際交流ラウンジへのコーディネーター配置などを実施		
	国際交流ラウンジ整備事業	市内在住の外国人に対し、身近な情報提供や相談を行う場となる国際交流ラウンジを設置		
	在住外国人支援モデル事業	専門通訳ボランティアを育成・派遣し、在住外国人へのコミュニケーション支援の充実を図る。		
	外国人のための日本語学習支援事業	教室実習型研修や地域日本語教室の事例発表会などを、委託により実施。		
	国際交流推進事業	・姉妹港（オークランド、バンクーバー、ハンブルク）、友好港（上海、大連）、貿易協力港（メルボルン）との相互交流 ・JICA、OCD等との連携による海外港湾からの研修生の受け入れ		
	客船寄港促進事業	外国客船寄港時のサービス及び横浜港への誘致活動を実施		
	小学校国際理解教室	市内の全小学校に外国人講師を派遣		
	外国語教育推進事業	英語指導助手（AET）配置業務委託等		
	日本語教室運営	日本語の初期指導が必要な児童生徒へ指導を行うため日本語教室を運営		
	学校通訳ボランティア派遣事業	保護者との面談、家庭訪問など、通訳が必要な際に小中学校へ学校通訳ボランティアを派遣		
	国際教室運営	国際教室の設置される小中学校の運営		
	母語を用いたサポーター事業	小中学校児童生徒への学習場面、生活面での通訳支援		
	よこはま子ども国際平和プログラム	国際理解教育の一環として国際平和の大切さを市民をはじめ、広く世界に呼びかけるため「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」の開催、「国際平和募金（エッチ募金）」への取組、「よこはま子どもピースメッセンジャーの活動」等を行う		
	国際学生会館管理運営委託	横浜市国際学生会館の管理運営を指定管理者に委託する		
公益財団法人 横浜市国際交流協会	国際交流ラウンジ連携支援事業	市内国際交流ラウンジのネットワーク化及び各ラウンジの人材育成などの支援を行なうとともに、YOKE情報・相談コーナーでの多言語での情報提供・相談を行った。		
	日本語学習支援事業	日本語を学びたい地域の外国人に対して、日本語学習の場を設けた。		
	なか国際交流ラウンジ運営事業	多言語での情報提供・生活相談の実施、日本語学習支援、外国人生徒の学習支援、国際理解講座の開催		
	みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ運営事業	多言語での情報提供・生活相談等の実施、日本語及び学習支援ボランティアの育成、学校等への外国人支援ボランティア派遣、みなみラウンジ祭りの実施		
	鶴見国際交流ラウンジ運営事業	多言語での情報提供・生活相談等の実施、外国人の子どもたちへの日本語及び学習支援、外国人との交流会の実施		
	多言語情報発信事業	『ヨコハマ・エコ』(英語)、『よこはま Yokohama』(中国語・スペイン語・ハンガール・ポルトガル語・インドネシア語・ベトナム語・やさしいほんご)をWEB版で発行。		
	多言語サポーター派遣事業	市内公共機関窓口等でスムーズな対応ができるよう必要な通訳の派遣。		
	在住外国人の災害時対応事業	横浜市と締結した「横浜市外国人震災時情報センター設置・運営に関する協定」に基づき運営体制の充実を努めるため、情報センター設置運営マニュアルのブラッシュアップ、横浜型Dig訓練（YOKE版）の実施、その他横浜市や関東地域国際化協会連絡協議会・災害時連携について考える作業部会に参加		
	国際協力・交流プラットフォーム事業	「よこはま国際フェスタ2012」、「よこはま国際フォーラム2013」を開催。また、「よこはま国際協力・国際交流プラットフォームポータルサイト」を運営し、情報発信を行った。		
	国際理解事業	外国語講座（英語・スペイン語）の実施		
	海外介護人材支援事業	EPAに基づき、インドネシア・フィリピンから来日した介護人材（介護福祉士候補者）及び受入施設への支援		
	横浜市国際学生会館運営事業	指定管理者として、留学生への宿舍提供及び留学生と市民との交流事業を実施		
	海外研修員支援事業	JICA横浜国際センターに滞在する研修員と市民との交流を通して、市民の途上国理解や国際協力に対する理解を促進するための地域交流等事業をJICAから受託し、交流事業や情報提供業務を実施		
	国際協力センター運営事業	ITTO等の国際機関が入室する「横浜国際協力センター」の運営、国際機関実務体験プログラムの実施、地球市民講座の開催		
	国際交流情報提供・広報事業	国際交流・協力情報誌「ヨークピア」の発行やホームページの運営、YOKE Facebook ページの開設・運営		
	川崎市	国際親善事業	姉妹・友好都市派遣受入れ 川崎・富川市職員相互派遣事業 外国青年招致事業	
		姉妹・友好都市記念事業	代表団の派遣、記念品の授受等 ザルツブルク市・リュウベック市友好都市提携20周年記念事業	
		国際交流推進事業	国際交流基金積立 外国人相談窓口事業（指定管理） （公財）川崎市国際交流協会補助 国際交流センター管理運営（指定管理）	
		国際交流センター施設整備		

団体名	事業名	事業の概要	備考欄	
川崎 市	外国人市民施策事業	外国人市民代表者会議の運営等外国人市民施策の推進		
	アジア交流音楽祭	4月20日(土)21日(日)開催		
	アジア起業家誘致交流促進事業	アジア起業家村への誘致活動、進出企業への支援、交流事業の開催等		
	国際産業交流推進事業	シティプロモート活動を実施し、海外企業と市内企業のビジネスマッチング、市内企業の海外販路拡大などを支援		
	国連環境計画(UNEP)連携協調事業	国連環境計画(UNEP)との事業連携を一層進める 国連の提唱するグローバル・コンパクトの市内における推進 持続可能な都市実現を目指すフォーラムの開催 姉妹都市中国瀋陽市環境技術研修生受入れ		
	外国人医療看護事業の実施	生活保護対象外の外国人に対し、医療面で支援		
	外国人高齢者福祉手当の支給	戦前・戦後における外国人の労苦に報い、福祉向上を目的に外国人に対して福祉手当を支給		
	外国人心身障害者福祉手当の支給	外国人心身障害者に福祉の向上を目的に手当を支給		
	外国人救急医療対策の補助	医療費負担能力のない外国人の救急診療を行い、損失が生じた医療機関へ補助		
	外国人母子に対する支援	外国人母子に対する育児教室の開催 外国語版母子健康手帳を副読本として配布 通訳ボランティアの派遣など		
	居住支援制度 あんしん賃貸 支援事業	外国人市民等が民間賃貸住宅への入居の際、保証人が見つからない場合に保証人の役割を担うなど、入居機会の確保と安定した居住継続を支援 外国人世帯等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の登録を行い、登録された住宅及び支援情報を提供することで、住宅探し及び入居、居住継続を支援		
	友好港交流推進事業	ベトナム・ダナン港との交流・協力を深める		
	国際理解の推進	海外帰国・外国人児童生徒の教育相談及び日本語指導等 日本語教室の充実 識字(日本語)学級、日本語ボランティア研修 地域日本語教育推進事業の実施 識字・日本語学習にとどまらず外国人市民支援のための連携等について継続的に協議する		
	国際理解の推進	ふれあい館社会教育事業 民族差別の克服、外国人と日本人との共生による地域社会づくり 民族文化講師の学校派遣 外国人市民等を民族文化講師として学校へ派遣		
	(公財)川崎 市国際交流協会	諸外国の情報及び資料の収集及び提供事業	・情報収集・提供事業 ・情報サービス、各種情報の提供 ・外国人相談事業(市からの受託事業) ・外国人市民に対しての生活相談受付、専門機関との連携 ・広報出版事業 「ハローかわさき」の発行	
		市民レベルでの国際交流事業	・国際交流事業 市民交流団、ふれあい交流会 ・行事開催事業 インターナショナルフェスティバル ・語学講座事業 語学講座、外国人のための伝統文化体験・生活情報提供 ・調査研究事業 調査研究 ・外国人留学生修学奨励金支給事業 外国人留学生の経済的負担を軽減するため、修学奨励金を支給	
		民間交流団体及びボランティアの育成事業	・民間交流活動振興事業 民間交流団体及びボランティアの育成 ・民間交流団体補助事業 市内の民間交流団体の行う国際交流事業に対し、補助金を交付	
		指定管理事業	・情報収集・提供事業 図書・資料室等の運営、ホームページの更新等 ・研修事業 日本語講座、文化理解講座、外国語による国際理解講座 ・国際交流促進事業 外国人による日本語スピーチコンテスト、国際文化交流事業、センター活用企画検討委員会等	
		友好都市等交流事業	・相模原市友好訪中団派遣 ・相模原市友好訪加団派遣 ・相模原市議会友好訪加団派遣 ・少年海外スポーツ交流団派遣(無錫市へ派遣)	
		諸外国との交流・協力の推進	・諸外国訪日団受入れ	
さがみはら国際交流ラウンジの運営		外国人市民への情報提供、交流、支援及びボランティア活動の場として設置。 ・9言語のスタッフを週1回ずつ配置(英、中、ハ、ポ、ス、タイ、タガ、ベ、カ)		
相模原 市	外国人相談事業	外国人相談、外国人法律相談(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語)		
	各種通訳制度の実施	・通訳ボランティアの派遣 ・医療通訳ボランティア助成制度 ・職員通訳登録・派遣制度		
	日本語ボランティア養成講座	外国人に日本語を教えるボランティアを養成するために実施		
	外国語版刊行物等の発行	・さがみはらマップ(英、中、ハ) ・くらしのガイド(英、中、ハ、ポ、ス、タイ、タガ、カ、ベ) ・ごみと資源の日程・出し方(英、中、ハ、ポ、ス) ・子育てガイド(英、中、ハ、ポ、ス、タガ) ・母子健康手帳(英、中、ハ、ポ、ス、タガ)		
	庁舎内案内板英語表記	市役所庁舎内の英語案内表示を必要に応じ修正を行う。		
	外国人英語指導助手の任用	市内各小中学校に1名のALTを配置する。		
	JETプログラム	市非常勤特別職員として国際交流員を配置する。		
	海外帰国及び外国人児童生徒教育推進	・日本語 巡回指導講師 派遣 ・日本語 指導等協力者 派遣		
	在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給	無年金の外国人高齢者・障害者に対して福祉給付金を支給する。		
	平和思想普及啓発事業	核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を願い、市民主体の市民平和のつどい実行委員会とともに、「市民平和のつどい」を実施する。		

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
	国際経済交流支援	・海外見本市出展費補助 ・国際経済セミナー	
	国際化推進事業支援金の交付 市職員の国際化研修	国際化を進める市民団体の事業に対して支援金を交付する。 ・国際化対応力養成研修への職員派遣 ・海外研修への職員派遣	
	相模原国際交流基金の運用	国際交流事業に活用するため、基金を運用する。	
横須賀市	国際式典事業	・三浦按針祭観覧会、咸臨丸フェスティバル式典、水師提督ペリー上陸記念式典、ウェルニール・小栗祭式典	
	国際化推進事業	・外国語情報発信事業 ・外国人生活支援事業 ・文化交流事業 ・国際コースフォーラム等の開催 ・国際平和のための標語・ポスターの募集 ・「市民平和のつどい」の開催 ・C I R（国際交流員）の配置 ・海外地方自治体職員等短期視察受入	
平塚市	都市間交流関係業務	・プレスト市との人材交流 ・姉妹都市交換学生派遣・受入事業 ・姉妹都市等都市間交流経費	
	ローレンス市との青少年交流事業	ホームステイを通じて、青少年の国際意識の高揚を図る ・姉妹都市米国ローレンス市からの青少年受入れ・平塚市青少年海外派遣事業（ローレンス市へ）	
平塚市国際交流協会	外国人英語指導助手学校訪問事業	国際理解教育及び英語教育の充実のため、外国人英語指導助手(A E T)が幼稚園、小学校、及び中学校を訪問する。	
	国際教室事業	日本語を母語としない児童、生徒への日本語指導、適応指導等を行うため、学校の要請に応じ、日本語指導協力者を派遣する。	
	生活情報提供事業	・8言語版「市民生活ガイドブック」の改訂、配布 ・多文化共生のまちづくりボランティア活動情報誌「SWING」の発行	
	通訳・翻訳派遣事業	・通訳・翻訳ボランティアの登録 ・外国籍市民相談窓口等への通訳派遣 ・行政情報、生活情報等の翻訳	
	多文化共生事業	・外国籍市民ボランティアによる母国文化等の紹介・講演会、各種フェスティバルへの出品、出席	
	外国籍市民ネットワークづくり支援事業	外国籍市民、市民、行政とのネットワーク化を進めるため、コーディネーターの育成や情報交換会、交流会等を開催	
	ローレンス市紹介事業	・ローレンス市紹介七夕飾りの掲出 ・ローレンス市青少年と市民との交流会の開催 ・ローレンス市紹介写真展の開催	
平塚市国際交流協会	広報事業	・平塚市国際交流事業の活動を紹介する機関誌「H I E A」の編集、発行 ・多言語による外国籍市民向け生活情報のFM放送（インタナショナルナバサ）の運営	
	ホームステイ推進事業	・ローレンス市をはじめ諸外国からの訪問者のホームステイを受入れ ・カンザス大学留学生との市民交流	
	通訳・翻訳事業	・ローレンス市からの青少年受入れの際の通訳 ・ローレンス市へ派遣する青少年に対する事前英会話研修の講師派遣 ・通訳ボランティアブラッシュアップ講座の開催 ・七夕まつりでの日本文化の紹介	
	外国語教室開設事業 日本語教室開設事業	・英語、韓国語教室の開催、運営 ・日本語教室（8教室）の運営 ・日本語教室ボランティア養成講座の開催	
	国際交流イベント開催事業	・国際交流フェスティバルの開催 ・みんなで楽しもうかいの開催 ・国際交流バスハイクの開催 ・留学生とのひな祭りの開催	
	国際理解講座開催事業	・外国籍市民家族と一緒のレクリエーション ・日本語外国文化等を知るつどい	
	平和・国際理解普及事業	・国際理解・国際協力のためのポスター・作文コンテストの開催 ・国際理解を深めるつどいの開催 ・公民館まつりにおける国連協会コーナーの設置 ・機関誌「国連協会平塚支部だより」の発行	
鎌倉市	難民支援事業	・UNHCRへの難民募金寄託 ・国際活動団体支援 ・ひらつか国際フェスティバル会場内での難民の日イベント「難民支援PR」コーナーの設置	
	国際政策推進プランの推進 市民通訳ボランティア登録制度	「かまくら国際政策推進プラン」の各施策の推進 語学に堪能な市民のボランティアを募り、外国籍市民が行政サービスを受け る上で、日本語による意思疎通が困難な場合に通訳ボランティアを派遣	
鎌倉市	国際交流ボランティア登録制度	市民等のボランティアを募り、市を訪れる外国人に対して日本及び鎌倉の伝統文化を紹介するボランティアを派遣	
	国際親善友好バッジ・バナーの交付	市民レベルの国際交流を推進するため、バッジ・バナーを作成し、申請により無償で交付	
	国際交流・協力活動の拠点整備 ホームページ英語版の維持・管理	市民レベルで行われている国際交流・国際協力活動の拠点づくりの検討 外国籍市民ヘイターネットホームページで生活情報等を提供	
	都市提携事業等奨励金制度	市民レベルにおける姉妹都市等都市提携を締結している都市との交流活動、国際協力活動又は国際理解活動の促進を図る	
	A L Tの配置	外国人英語教師を市内小・中学校に派遣	
藤沢市	姉妹・友好都市交流事業	ウィンザー市との交流事業 ・市民交流事業 ・公式訪問団派遣 ・公式訪問団受入 ・市民訪問団助成 昆明市との交流事業 ・市民交流事業 ・公式訪問団派遣 保寧市との交流事業 ・市民交流事業 ・公式訪問団派遣 ・青少年交流事業（受け入れ） ・市民訪問団助成	
	多文化共生推進事業	多文化共生事業 ・外国人市民との共生を考える会議の開催 ・ふじさわ国際交流フェスティバルの開催 ・MINTOMO交流会の開催	

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
	その他内外諸都市との交流事業	本市を訪問する内外諸都市からの視察者等の受入れ	
	都市親善委員会運営	藤沢市都市親善委員会運営事務	
	職員海外派遣研修事業 外国人相談室運営事業	職員を海外の諸都市の行政事務、自治制度などの視察研修に派遣 市内在住外国人（特にブラジル、ペルーなどの日系人）に対して生活相談、 行政情報提供を実施	
	一般相談事業	市民生活に関する一般的な相談を英語で実施	
	外国語指導業務委託・小学校国際理解協 力員及び外国語活動支援員派遣事業・日 本語指導員派遣事業	国際教育 ・外国語指導業務委託F L Tの公立学校での授業 ・小学校での国際理解協力員による異文化理解の学習 ・外国語活動支援員による外国語活動の授業支援 ・日本語指導教室の設置（湘南台小学校） ・公立小中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国籍等児童生徒に対し て、日本語指導員が巡回指導を実施	
	公民館での国際交流・国際化事業	国際交流・国際化事業 ・各種講座、サークル活動支援 ・外国人市民との交流	
(公財)藤沢 市みらい創 造財団青年 事業部	青少年国際化推進事業	・国際交流事業 ・外国人のための日本語講座 ・世界のあいさつ入門講座 ・日本語講師養成講座 ・日本語講師養成講座フォローアップ	
小田原市	ときめき国際学校	オーストラリア・マンリー市の青少年との相互交流を通して国際的視野を持つ 青少年を育成	
	小田原海外市民交流会	米国・チュラピスタ市との青年相互交流事業等を実施する交流会の運営を補助	
	海外姉妹都市青年交流	チュラピスタ市との青年相互交流事業において、青年派遣及び受入れに係る 費用を補助	
	通訳・翻訳ボランティア事業	外国籍住民が必要とする生活情報や手続方法などの各種通訳・翻訳支援	
	国際理解教育推進事業	外国語指導助手が小・中学校を訪問	
	外国人児童生徒日本語指導等協力者派遣 事業	外国人の児童・生徒に、日本語指導等を通し適切な学校教育の機会を確保す るため、日本語指導等協力者を派遣	
	おだわら国際交流ラウンジ	外国籍住民への情報提供の場、支援活動をはじめとする国際関係団体の活動 の場、国際交流の場として設置	
	おだわら国際交流ラウンジ・ティーサロ ン 地球市民フェスタ	おだわら国際交流ラウンジを会場に、月1回程度、外国籍住民をはじめ、市 民が気軽に参加して、互いに交流を深められる場を提供 外国籍住民とふれあい、互いの理解を深める機会として、国際関係団体と市 が連携して実施	
茅ヶ崎市	国際理解講座	外国籍住民のおかれている現状について認識し、市民一人一人が地域住民と して外国籍住民と共生していく多文化共生の実現を模索する	
	日本語ボランティア養成講座 国際理解教育	外国人に日本語を教えるボランティアを養成する基礎講座を実施する ・外国人英語指導助手業務委託 ・日本語指導協力者派遣	
	国際交流活動推進事業	・民間団体による国際交流活動を支援 ・各団体において語学教室を開設 ・中学、高校などの国際交流活動を支援 ・市表敬訪問、研修視察団等の受入	
	(一部新規)茅ヶ崎市外国語版生活便利 帳	(一部新規)外国籍住民のための生活ガイドの改訂(英、中、ポ、ス)(3 年に1回の改訂)	
逗子市	消防自動車等寄贈	(財)日本消防協会、(財)日本外交協会等に協力し、廃車した消防自動車 等を寄贈	
	広報・啓発	・外国籍住民に市民生活に必要な情報を掲載した冊子「Living In Z U S H I」を配布	
	日本語指導講師派遣	海外在留期間が長く、又は外国籍の、日本語が不自由な児童及び生徒に日本 語指導講師を派遣し、学校生活を支援	
	国際教育推進 国際友好都市交流事業	外国人の国際教育指導助手を市内中学校、小学校へ派遣 ポルトガルのナザレ市とインターネット等で交流を行う(中学生の教育交流 など)	
	国際理解講座	市民の国際感覚の醸成と国際理解の増進を目的として、講座を実施 ・三浦市国際交流協会への補助金の交付	
三浦市	国際交流推進事業	・外国人の国際教育指導助手を市内中学校、小学校へ派遣 ・姉妹都市オーストラリア・ウォーナンプール市への中高校生の派遣 ・姉妹都市オーストラリア・ウォーナンプール市からの中高校生の受入れ	
	青少年姉妹都市国際交流事業	・姉妹都市オーストラリア・ウォーナンプール市からの中高校生の受入れ	
秦野市	外国籍市民生活相談	外国籍市民からの相談に対応する各言語に精通する相談員を配置(ポ、ス、 英、中、ベ)	
	外国籍市民向け「暮らしの教室(日本語 教室)」開催	外国籍市民の日本語習得を支援する団体に対する委託事業	
	国際交流促進事業	地域の国際化を目指す団体に対する委託事業。外国籍市民等を講師にした外 国文化の紹介講座や交流パーティー等を実施	
	文書等の翻訳事業	外国籍市民への市の制度等に関する文書を翻訳して提供(スペイン語・ポルト ガル語などのホームページ開設)	
	外国籍児童・生徒への日本語指導推進事 業	外国籍児童・生徒の言葉の壁による生活上の問題解決を図るため当該言語に 堪能な日本語指導者を派遣	
	国外姉妹都市及び友好都市交流	米国テキサス州バサデナ市との各種交流事業及び大韓民国坡州市との交流事 業	
	市民外交官制度	留学、ビジネス等で海外渡航する市民に市長メッセージや記念品を託し渡航 先の市民との交流を図る	
	中学生英語スピーチコンテスト	青少年の国際感覚と平和意識を育むことを目的に、市内在住中学生を対象と した英語スピーチコンテストを開催。上位入賞3名は、韓国にある友好都市・ 坡州市を訪問。	
	インターナショナル・フェスティバル	中学生による英語での発表やスピーチを行う。また、外国人留学生等との交 流を通して国際理解を深めるとともに、中学生の英語力の向上を図る。	
	厚木市	海外学生交流事業 多文化共生交流事業	ホームステイ等を希望する海外学生等の受入れ ・日本語教室の開設(週5回) ・外国籍市民懇話会委員の委嘱(会議年3回) ・災害時通訳ボランティアの登録者募集(研修会1回) ・通訳ボランティアの設置(スペイン語、ベトナム語) ・医療通訳派遣システム事業
海外友好都市受入派遣事業		海外友好都市との各分野での交流を促進するため、訪問団の受入れ及び派遣 を行う	
国際交流事業交付金		友好親善及び国際交流を図ることを目的に、友好都市等を訪問または受入れ する市民団体及び市内大学への支援	
インターナショナルティーサロン運営事 業		外国籍市民と地域住民が気軽に集い、お互いの文化を理解し合う場として、 年6回、市民協働事業として開催する。	

団体名	事業名	事業の概要	備考欄	
大和市	スペイン語通訳者配置	市民税課（確定申告時）、収納課、市立病院に通訳を配置		
	スペイン語通訳補助インターンシップ受入	神奈川大学とのインターンシップ協定により、外国語学部（スペイン語学科）の学生が通訳補助を行う（大学の夏季及び春季休暇中）		
	生活ガイド	市役所からのお知らせを中心とした行政情報及び生活情報を紙媒体及びホームページ上で提供（英語・スペイン語）		
	医療通訳派遣システム事業負担金	医療通訳派遣システム事業の協働事業者である、かながわ医療通訳派遣システム自治体協議会への負担		
	外国人児童生徒教育推進事業	小中学校に日本語指導員及び外国人児童生徒教育相談員を派遣。 「楽しい学校」（外国人児童生徒・保護者用翻訳冊子）改訂版の製本作業を行い、刊行する。 外国出身児童、生徒のための通訳、翻訳事業を行う。	指導室	
	ホームページによる情報の提供	市のホームページを多言語（英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語）で提供（自動翻訳） ホームページ上のボタンをクリックすることにより、市のホームページをルビ振り、またはローマ字で読むことができる。		
	多言語による、行政情報の提供	次の冊子、ペーパー類を多言語で作成し、あるいは、他団体の作成した多言語情報を、外国人相談窓口、市民課窓口などで、情報提供を行っている。 （住民票写しの見本/住民異動届（記載例）/仮住民票記載事項通知/納税通知書発送用封筒等/固定資産税等の説明/勤労福祉会館リーフレット/国民健康保険制度案内/家庭の資源とごみの分け方・出し方/リサイクルステーション用看板/事業系ごみの適正処理方法パンフレット/ごみの排出等に係る市民アンケート/介護保険制度について/予防接種（説明文、日程表）/児童手当概要/がん検診個別通知/通知票及び学校だより/図書館利用案内/病院案内の翻訳 ほか多数 対応言語（英語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ラオス語、カンボジア語、ポルトガル語、ハングル、中国語、インドネシア語、ミャンマー語）必要に応じて。ルビ振り対応のものもあり。		
	海外友好都市交流事業	大韓民国京畿道光明市との友好親善活動を推進（やまと国際親善委員会）。光明市立農楽団が来市（神奈川大和岡波おどりにて演奏）。大和市青少年（中学生・高校生）訪問団が光明市を訪問。民間団体の交流活動（光明市立農楽団受け入れ事業）を支援。（大和市国際交流事業補助金交付制度による） 県立大和高等学校姉妹校交流支援（光明市光文高校）		
	国際化推進業務委託事業	国際化推進業務（ホームステイバンク・ホームビジット事業、外国語通訳事業（緊急雇用創出臨時特例基金事業を含む）、通訳・翻訳ボランティアの派遣、外国人市民サミット・第3期多文化共生会議、外国語版情報誌の発行、にほんごひるば、やまと世界料理の屋台村）を公益財団法人大和市国際化協会に委託して実施。 生活に役立つ日本語の読み書きを学ぶ「つまま読み書きの部屋」（NPO法人かながわ難民定住援助協会との協働事業） 大和市・AJAPEプレスクール開催事業（NPO法人日本ペルー共生協会との協働事業）		
	国際化協会支援事業	公益財団法人大和市国際化協会に対して運営費補助金を交付 市役所窓口での手続き、市立病院での診察の際などの通訳サービスを実施。（受託事業）		
	(公財)大和市国際化協	多言語による通訳窓口の設置（スペイン語、ベトナム語、中国語、英語、タガログ語）	市民や市役所、学校等からの依頼に応じて、通訳・翻訳のサービス（有料）を提供。協会登録ボランティアを活用。（一部受託事業）	
		登録ボランティアによる通訳・翻訳サービスの実施	外国人市民を対象に、母国語で日本社会の仕組みや大和市内で生活する上で必要な情報を提供するセミナーを開催	
		生活セミナー	スペイン語、英語、中国語、ベトナム語で情報紙を発行し、生活に密着した情報の提供（日本語併記）（年6回発行）	
		外国語版情報紙の発行『Tierra』『Terra』『ニイハオ』『チャーオバーン』	FMやまとを媒体に毎週日曜日の19時～20時に、英語、スペイン語、中国語、タガログ語により、行政及び生活情報を提供	
コミュニティラジオを通じた情報の発信		市内日本語教室で外国人の日本語学習を支援できるボランティアの育成		
日本語ボランティア教師養成講座（後期）		日本語教室で活躍しているボランティアを対象に、ブラッシュアップを目的に現場で役立つ日本語教授法の講座を開講。		
日本語教室（保育付き）		日常生活で使える実用的な日本語会話を学ぶ場の提供		
大和日本語支援ボランティアネットワークの運営		市内の日本語教室のボランティアが情報交換できる場の提供		
日本語スピーチ大会		外国人市民による日本語のスピーチ大会を催し、外国人市民が日ごろの学習成果を発表する場を提供		
日本語・学習支援ボランティア養成講座（後期）		市内小中学校に通う外国につながる子どもたちに学習支援が行えるボランティアの育成		
日本語・学習支援ボランティアの派遣		大和市内の小・中学校に学習支援ボランティアを派遣し、外国人児童らに対して、日本語/教科学習を支援		
外国につながる子どもたちへの補習クラスの開催		小中学生を対象に、夏季休暇中に「夏休み子ども教室」を開催するほか、通年を通して外国人保護者からの依頼に応じて日本語及び教科の「特別支援」の実施 外国につながる小学校入学を控えた子どもたちを対象に、簡単な日本語や生活ルールを学ぶ「にほんごひるば」の実施		
外国人市民サミット・第3期多文化共生会議の開催		（外国人市民サミット）外国人市民が、大和市に住んで活動して感じることを、行政へ望むことなどを率直に語る場として開催。 （第3期多文化共生会議）公募の委員がフィールドワークを行い、災害対策を軸としたネットワーク作りを目指しながら課題解決へ向けた方策を検討（受託事業）		
外国人市民で作る活動グループへの運営支援		外国人市民が自身の抱える課題を解決するために、自らが主体となって行う活動に対し支援を実施		
国際理解講座	ジャーナリスト、学術経験者による諸外国の時事問題、文化等についての講義と質疑応答			
外国語と外国文化紹介講座の開催	講師から簡単な会話と出身国の生活習慣、文化について学ぶ スペイン語（初級） ハングル（入門） 英会話（初級）（各講座全15回）			
クロスカルチャーセミナーの開催	講師を依頼先（小・中学校、社会奉仕団体等）へ派遣し、セミナーを通して外国の文化（生活習慣、料理など）を紹介。			
やまと国際交流フェスティバル	野外でのステージ、ワークショップ、屋台出店などを通して日本人市民と外国人市民の交流の場を提供。（実行委員会形式で開催）			
やまと世界料理の屋台村の開催	「食」を通して、市民に気軽に外国文化に親しむ機会を提供することで、市民間の交流の場を提供			
大和市民まつり等への出展	大和市内で行われるイベント地域の国際化をテーマに出展			
市民主体の国際交流活動への後援	後援名義の付与			

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
	国際化推進事業助成金の交付	国際化を推進する団体への助成	
	大和市友好都市交流事業助成金の交付	大和市の友好都市である韓国の光明市との交流を行う団体へ助成（2団体）	
	ボランティア交流会	ボランティア活動に役立つセミナーや協会登録ボランティア間の情報交換会の開催	
	ホームステイバンク・ホームビジット事業	ホームステイ・ホームビジットの受入が可能な家庭と、他団体を通じて来日した外国人及び在住外国人との交流を促進。（受託事業）	
	機関誌『Pal』 ホームページの管理運営	協会事業報告、事業案内、市内の国際交流事業の紹介等（年4回発行） 電子媒体を活用し、法人概要、事業案内、事業報告を行い、広く市民に情報を提供	
伊 勢 原 市	海外姉妹都市交流推進事業	伊勢原市国際交流委員会の活動を支援 市内在住外国人との交流事業など	
	国際交流促進団体補助事業	伊勢原市国際交流委員会への補助	
	外国籍市民高齢者・障害者等福祉給付金助成事業	国民年金法の適用を受けない外国籍の高齢者及び障害者に対する福祉給付	
	日本語講座（1年3コース）	市民団体との共催で、日本語講座を行う。	
	英語教育推進事業	英語指導助手を市内小・中学校へ配置	
	日本語指導等協力者派遣事業	外国籍児童・生徒のため、日本語指導等協力者を該当校へ派遣	
	姉妹都市ラミラダ市教育視察研修事業	ラミラダ市との教育視察研修 ・本市からの派遣 ・ホームステイ、学校訪問等の受入	
海 老 名 市	外国語版刊行物等の発行	外国語版の母子手帳の発行（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・インドネシア語・タイ語） ・外国語版いせはら分別ガイドの発行（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・タイ語・ベトナム語）	
	外国語版母子手帳の発行	外国語による母子手帳の発行（英・中・ポ・ス・ハ・タガ・タイ・インドネシア語）	
	ごみと資源の分別カレンダー配布	ごみの出し方（分別等）と収集日を記したカレンダーを配布	
	ごみと資源の分別カレンダー補足チラシ配布	ごみと資源の分別カレンダーの補足資料として配布（英・中・ポ・ス・ベ・タ・タガ・ハ）	
	ガイドマップの配布	外国人を対象に窓口で配布	
	外国人英語指導講師の派遣	外国人英語指導講師を小・中学校へ派遣	
	国際教室設置	小学校1校 担当教員1人配置	
	学校生活の手引書の発行	日本の学校生活を紹介（英・中・ポ・ス・ハ・ラ・タガ・フ・タイ）	
	保護者への通知文書の翻訳	教育資料等の通知文書の翻訳（英・中・ポ・ス・タイ・ベ・ラ・ハ・フ）	
	通訳者派遣	学校からの要請により、外国籍児童・生徒の保護者と学校との連絡援助のため、通訳者を派遣する（英・中・ポ・ス・タイ・ベ・ラ・ハ・フ・タガ）	
座 間 市	外国語図書等の貸し出し	市立図書館において、外国語新聞・雑誌・図書を購入、貸し出し	
	日本語指導学級	外国籍児童・生徒への日本語指導	
	国際交流事業	えびな市民まつりで見こしをかつぐ	
	国際交流協会運営費補助事業	座間市国際交流協会への運営支援	
	スポーツ・文化団体交流事業	市民の幅広い参加による文化・芸術・スポーツ交流活動	
	中学校外国語教育推進事業	中学校英語教育の充実と国際理解を深めるため、英語授業等の中で、聞く・話すことを中心に、外国人英語指導講師が担当教員とともに指導を行う。	
	小学校外国語活動推進事業	高学年の「小学校外国語活動」においてコミュニケーション能力の素地を育てるために、外国人英語指導講師が担当教員とともに指導を行う。	
	外国人子女日本語指導等協力者派遣事業	外国人子女が抱える言葉の壁による問題の解決を図るため、通訳可能な日本語指導協力者を学校側の依頼に基づき派遣し、学習面や心の面の支援を行う。	
	水道使用開始等届出用紙の配布	水道使用開始等届出用紙及び無断使用者への届出依頼文（英）	
	図書館利用案内の配布	市立図書館の利用案内チラシの英語訳	
	外国人に対する救急対応カード	救急現場で日本語が話せない外国籍住民にカードを提示し、救急活動が円滑にできるようにする。（英、中、ポ、ス、ハ）	
	国民健康保険異動通知等印刷物の配布	国民健康保険の加入者に対し、被保険者証更新の案内、在留期限・資格の確認を行うために通知するもの。（英、中、ハ、ス、ポ）	
	外国語版母子手帳の購入	英、中、ポ、ス、ハ、タガ、タイ語併記の母子手帳を購入し、外国籍住民の言語に応じ配布する。	
にほんご教室リストの配布	市内施設で開催されている日本語教室の一覧を配布（英語、ハンガール、中国語、ポルトガル語、スペイン語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ベトナム語）		
家庭ゴミの分け方、出し方の配布	ゴミの分別と、収集日について（英語、ハンガール、中国語、スペイン語、ポルトガル語）		
市勢ガイドの配布	公共施設案内図 一部英語併記		
市民便利帳の配布	外国人登録、各種手続きについての英語、中国語、ポルトガル語の併記		
座間市防災マップの配布	避難所、避難場所等について一部英語併記		
南 足 柄 市	姉妹都市交流事業	南足柄市姉妹都市交流協会の活動支援	
	ボランティア通訳制度	ティルブルグ市交流団の来訪や交流団の派遣時のボランティア通訳の登録制度	
	ホストファミリー制度	ティルブルグ市民が来訪の際に、市民相互の交流を深めるため、ホームステイを斡旋	
	外国人英語教員招へい事業	幼児・児童・生徒の国際理解を深め、英語教育の充実を図るため、外国人英語教員を招へい	
綾 瀬 市	英文観光パンフレット作成	市内外の外国人に市を紹介する英文併記パンフレットを作成	
	子供ふれあい交流事業	子供ふれあいフェスティバルの開催（市内在住の外国人の子供と日本人の子供との交流）	
	多言語による刊行物の作成・発行	・多言語情報資料あやせトッデイ（生活に役立つ情報／英・中・ハ・ポ・ス・タイ・タガ・ベ・ラ）年3回発行 ・外国語版母子手帳発行（英・ポ・ス・タガ） ・国民健康保険納付案内（英・中・ハ・ポ・ス） ・あやせタウンガイド（英（一部）） ・外国人向けのごみの出し方パンフレット（英・ポ・ス・中・ハ・タガ・タイ・ベ・ラ）	
	多言語情報の提供	・市ホームページによる多言語情報の提供 ・市ホームページ翻訳システムの維持・管理（英・中・ポ・ハ） ・多言語情報資料コーナー（常設）による多言語情報の提供	
葉 山 町	国際交流事業	国際交流事業を推進する ・国際交流団体との連携 ・葉山町国際交流協会が主催する事業の支援 ・外国文化紹介講座の開催委託	
	国際教育推進事業	・外国人英語指導助手等の派遣 ・日本語指導講師の派遣	

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
寒川町	国際交流基金積立	青少年を中心とした国際交流を進めるための基金積立	
	民間団体活動支援	さわかわ国際交流協会の活動支援	
	英語指導助手活用事業	英語指導助手による小・中学校の英語教育・外国語活動・国際理解教育を推進。 公民館の英語講座に講師として派遣。	
大磯町	姉妹都市協会事業補助	米国ウィスコンシン州ラシン市へ町内在住高校生を短期派遣	
	外国語（英語）教育推進事業	外国語指導助手の幼・小・中学校派遣 ・外国人英語指導助手を幼・小・中学校に派遣し、英語指導の充実と国際理解の推進を図る	
二宮町	英語教育推進事業	外国人講師を小中学校へ派遣し、外国語活動や英語の授業を実施。効果的なチームティーチング方法をテーマに教職員研修も実施。	
	支援教育推進事業（日本語指導補助員の派遣）	外国籍等で、日本語が不自由な児童生徒の学校生活を支援するため、当該言語に堪能な日本語指導員を学校に派遣。	
中井町	外国人講師設置事業	外国人講師により幼稚園・小・中学生の英語力向上と国際理解の推進を図る	
	学校生活支援者（日本語指導員）設置事業	外国籍の小学生の日本語力向上を図る	
大井町	外国人講師英語指導	外国人講師により幼稚園・小・中学生の英語力向上と国際理解の推進を図る	
松田町	国際理解教育振興事業	外国人講師により幼稚園・小・中学生の英語力向上と国際理解の推進を図る	
山北町	国際理解教育推進事業	外国人英語教師により幼・保・小・中学生の英語指導の充実と国際理解の推進を図る	
開成町	外国人講師派遣事業	外国人講師により幼稚園・小・中学生の外国語教育の充実と国際理解の推進を図る	
	国際理解授業	県内の外国人留学生を特別講師として小学校に招き、子どもたちの国際理解教育の推進に努める	
	外国籍児童・生徒日本語指導事業	日本語の不自由な外国籍児童・生徒に日本語の指導と教科指導及び国際理解教育を行う	
箱根町	国際親善交流事業	姉妹都市カナダ・ジャスパーからの親善訪問団受入れ	
	観光情報推進事業	リアルタイム情報システム（道路状況・お天気カメラ）借上、観光案内所運営	
	国際観光推進事業	V案内所、町観光協会への委託	
真鶴町	国際観光プロモーション実施事業	台湾・韓国・タイセールスプロモーションの実施	
	中学生国際交流海外派遣事業	町内の中学生をオーストラリアでのホームステイに派遣	
	外国語指導助手事業	小中学生を対象に外国語指導助手による英会話指導	
湯河原町	中学生ホートステイプンス市ホームステイ派遣事業	町内の中学生を姉妹都市オーストラリア・ホートステイプンス市へホームステイに派遣	
	ホートステイプンス市訪問団受入事業	姉妹都市オーストラリア・ホートステイプンス市からの訪問団が来訪する際の受け入れを「ゆがわら国際交流協会」に委託	
	国際交流推進事業	国内外の親善都市等との交流の推進及び国際交流活動、国際協力活動又は国際理解活動を行う民間団体への支援	
	外国籍住民相談	外国籍住民を対象に通訳（ボランティア）を介した生活相談等を実施	
	国際理解講座開催事業	外国人講師を迎えての語学講座を年2回（2010年度は英語・中国語）開催。また、国際理解講座を開催し諸外国の文化等について紹介	
	国際理解教育推進事業	町内小中学校において、外国人講師等を迎え、その国の言葉や文化に触れ合うことにより国際感覚を身につけることを目的とする	
	国際化教育事業（外国人英会話講師）	町内小学校に外国語指導助手を派遣し、英会話指導	
愛川町	愛川国際交流クラブへ助成金の支援	日本語教室やスポーツ、文化交流を実施している愛川国際交流クラブへの助成金の支援	
	乳幼児健診問診票の翻訳	乳幼児健診問診票の翻訳（ス・ポ）	
	予防接種問診票の翻訳	ポリオ予防接種問診票の翻訳作成（ス・ポ）	
	外国籍住民向けごみ・資源物収集カレンダー等の作成	「ごみ・資源物収集カレンダー」（ス・ポ・タイ・クメール・中・英）及び「ごみと資源分別の手引」（ス・ポ・タイ・カ・中・英）の作成	
	外国語の図書、新聞等の設置	図書館に外国語の図書、新聞等を購入・配架し、利便性の向上と親しみやすい教育の場の提供を図る	
	多文化共生懇話会の開催	外国籍住民、国際交流ボランティア、地域住民、企業、学校関係者などが意見交換を行う懇話会を開催し、相互理解の促進と情報伝達の円滑化を図ることとして、外国籍住民の地域社会への参画を促す	

縣市町村友好交流先一覧（友好港等は除く）

自治体名	友好交流先	所属する国	友好提携年
横浜市	サンディエゴ市	アメリカ	1957
	リヨン市	フランス	1959
	ムンバイ市	インド	1965
	マニラ市	フィリピン	1965
	オデッサ市	ウクライナ	1965
	バンクーバー市	カナダ	1965
	上海市	中華人民共和国	1973
	コンスタンツァ市	ルーマニア	1977
川崎市	リエカ市	クロアチア	1977
	ボルチモア市	アメリカ	1979
	瀋陽市	中華人民共和国	1981
	ウーロンゴン市	オーストラリア	1988
	シェフィールド市	イギリス	1990
	ザルツブルク市	オーストリア	1992
	リュベック市	ドイツ	1992
	富川市	大韓民国	1996
相模原市	無錫市	中華人民共和国	1985
	トロント市	カナダ	1991
	トレイル市	カナダ	1991
平塚市	ローレンス市	アメリカ	1990
鎌倉市	ニース市	フランス	1966
	敦煌市	中華人民共和国	1998
藤沢市	マイアミビーチ市	アメリカ	1959
	昆明市	中華人民共和国	1981
	ウィンザー市	カナダ	1987
	保寧市	大韓民国	2002
小田原市	チュラピスタ市	アメリカ	1981
逗子市	ナザレ市	ポルトガル	2004
横須賀市	コーパスクリスティ市	アメリカ	1962
	ブレスト市	フランス	1970
	フリマントル市	オーストラリア	1979
	メッドウェイ市	イギリス	1998
	(旧ジリングラム市)		(1982)
三浦市	ウォーナンプール市	オーストラリア	1992
	ホノルル市	アメリカ	2004
秦野市	パサデナ市	アメリカ	1964
	坡州市	大韓民国	2005
厚木市	ニューブリテン市	アメリカ	1983
	揚州市	中華人民共和国	1984
	軍浦市	大韓民国	2005
大和市	光明市	大韓民国	2009

伊勢原市	ラミラダ市	アメリカ	1981
座間市	スマーナ市	アメリカ	1991
南足柄市	ティルブルグ市	オランダ	1989
葉山町	ホールドファストベイ市	オーストラリア	1997
大磯町	デイトン市	アメリカ	1968
	ラシン市	アメリカ	1982
箱根町	ジャスパー町	カナダ	1972
	タウポ町	ニュージーランド	1987
湯河原町	忠州市	大韓民国	1994
	ポートスティーブンス市	オーストラリア	1998
神奈川県	メリーランド州	アメリカ	1981
	遼寧省	中華人民共和国	1983
	バーデンビュルテンベルク州	ドイツ	1989
	京畿道	大韓民国	1990
	オデッサ州	ウクライナ	1986
	ペナン州	マレーシア	1991
	ヴェストラジョータランド県 (旧エーテボリブーフス県)	スウェーデン	1998 (1993)

(平成25年3月現在)

本表には、姉妹都市提携のほか、友好交流関係の強化を確認した共同声明の調印も含む。

相模湾沿岸とゴールドコースト海岸との友好提携(1990年)

1990年に開催した相模湾の人と海との共生をめざした「サーフ'90」の開催趣旨を生かし、海岸、海浜の有効利用を先進的に進めているゴールドコースト市と相模湾沿岸の13市町及び県が共同で友好提携を締結した。(13市町：横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、真鶴町、湯河原町)

県市町村友好都市所在地域別・年次別推移

	国名	56～65	66～75	76～85	86～95	96～	合計
北 米	アメリカ	4	1	6	2	1	14
	カナダ	1	1		3		5
	小計(2カ国)	5	2	6	5	1	19
ア ジ ア	中華人民共和国		1	5		1	7
	大韓民国				2	5	7
	インド	1					1
	フィリピン	1					1
	マレーシア				1		1
	小計(5カ国)	2	1	5	3	6	17
ヨ ー ロ ッ パ	ウクライナ	1			1		2
	ドイツ				2		2
	フランス	1	2				3
	ルーマニア			1			1
	クロアチア			1			1
	オーストリア				1		1
	イギリス			1	1		2
	オランダ				1		1
	スウェーデン				1		1
	ポルトガル					1	1
	小計(10カ国)	2	2	3	7	1	15
オ セ ア ニ ア	オーストラリア			1	2	2	5
	ニュージーランド				1		1
	小計(2カ国)	-	-	1	3	2	6
合計(19カ国)		9	5	15	18	10	57

(平成25(2013)年3月現在)

自治体合併等により交流先の相手方の名称等に変動が生じ、友好都市提携を再調印した場合は、旧提携年を基準として整理。

相模湾沿岸市町とゴールドコースト市との友好提携は、本表から除外。

大陸別友好都市数と構成比

北米	アジア	ヨーロッパ	オセアニア	合計
19地域 (33.3%)	17地域 (29.8%)	15地域 (26.3%)	6地域 (10.5%)	57地域 (100.0%)

外国籍住民に対する施策状況(平成25年3月現在)

英・英語 中・中国語 八・韓国語 朝鮮語 ポルトガル語 ス・スペイン語 ロ・ロシア語 タイ・タイ語 タガ・タガログ語
 ベ・ベトナム語 ラ・ラオス語 カ・カンボジア語 独・ドイツ語 仏・フランス語 イ・インドネシア語
 印刷物:年数表示は最新版の発行西暦年、年数のないものは定期更新・発行、C:コピーでのみ入手可能、W:外国人登録の際に、窓口で外国籍住民に手渡す印刷物「ウェルカムキット」、
 日本語教室、ボランティア登録制度等は、主催団体が当該市町村以外である場合は、[]内に団体名を記入

相談窓口、通訳の有無等	印刷物(暮らし、医療、福祉、地震・防災等)	日本語教育、日本語教授法(成人向け)、 外国籍児童生徒教育	その他(国際交流協会、ホームステイ、国際関係ボランティア等)
<p>横 区役所窓口外国人支援サービス 中区(英・中)、 鶴見区(英・ス・ポ)、港北区(英・ス・ポ)に外国語能力のある職員を配置 浜 市民通訳ボランティアの派遣 区役所、福祉保健センター等に派遣 市 いのちの電話外国人相談への助成 ス、ポ 外国人相談 国際交流ラウンジ (青葉、金沢、港南、港北、都筑、鶴見、中、保土ヶ谷、南、泉、YQKE情報相談コーナー)</p>	<p>定期情報誌 中区等で外国語広報紙を発行 英・中等 多言語防災リーフレット 英、中、ハ、ポ、ス、タイ、タガ、ベ、イ 母子健康手帳 英、中、ハ、ス、ポ、ベ 保育所入所案内 英、中、ハ、ポ、ス、タイ、タガ、ベ ごみと資源物の分け方・出し方パンフレット 英、中、ハ、ス、ポ 介護保険制度案内パンフレット 英、中、ハ、ス、ポ 国民健康保険ガイドブック 英、中、ハ、ス、ポ 入学のご案内 英、中、ハ、ポ、ス、タイ、タガ、ベ、カ 就学援助制度のお知らせ 英、中、ハ、ス、ポ、カ、ラ、ベ、タガ ほか</p>	<p>日本語学習の支援 ・教室実習型研修の実施 ・国際交流ラウンジ (青葉、金沢、港南、港北、都筑、鶴見、中、保土ヶ谷、南、泉)で日本語教室開催 ・公益財団法人横浜市国際交流協会日本語教室開催 外国人児童保育支援 外国人児童数の多い保育所への保育士の加配、通訳の派遣 外国人児童生徒教育(日本語教室、国際教室) 私立外国人学校補助8校 ほか</p>	<p>公益財団法人横浜市国際交流協会 http://www.yoke.or.jp ・多言語による相談や情報提供(YOKE情報相談コーナー) ・市民通訳ボランティアの派遣 ・多言語情報のHP掲載 ・Yokohama echo(英) ・よこはまYokohama(中(簡・繁)、ハ、ス、ポ、ベ、イ、やさしい日本語) 国際交流ラウンジの整備・運営 在住外国人への情報提供・相談、日本人との交流などを行う国際交流ラウンジを整備(青葉、金沢、港南、港北、都筑、鶴見、中、保土ヶ谷、南、泉で運営) 留学生への支援 横浜市国際学生会館の運営 外国人障害者及び高齢者への福祉給付金支給 外国人救急医療対策事業 横浜市民間住宅あんしん入居事業 ほか</p>
<p>川 崎市 市</p>	<p>災害時要援護者のための防災行動ガイド「災害から身を守るために」英、中、ハ かわさきの消防 英 だまされないう！悪質商法 英、中、ハ、ス、タガ 外国人市民代表者会議ニュースレター 英、中、ハ、ポ、ス 川崎市に住む外国人の皆さんへ 英、中、ハ、ポ、ス、タガ、霧 川崎市市民オンズマン制度 英、中、ハ、ポ、ス 川崎市人権オンズバーソン制度 英、中、ハ、ポ、ス 住民投票制度リーフレット 英、中、ハ、ポ、ス、タガ 外国人市民に身近な市区の案内 英、中、ハ、ポ、ス 母子健康手帳翻訳本 英、中、ハ、ポ、ス、タイ、タガ、霧 しどうふようであて(児童扶養手当) 英、中、ハ、ポ、ス こんにちは介護保険です 英、中、ハ、ポ、ス 国民健康保険のしおり 英、中、ハ、ポ、ス 生活保護のしおり 八 エイズ予防啓発用パンフレット 英、中、ハ、ポ、ス、タイ ラビットクラブ(外国人母子子育て) 英、中、ハ、ポ、ス、タガ 川崎区子育てガイドさんぽみち 英、中、ハ、ポ、ス、タガ 川崎区で暮らす外国人のお母さんへ 英、中、ハ、ポ、ス 川崎区子育て散歩マップ 英、中、ハ、ポ、ス、タガ 「食中毒にご注意！～知ってますか？！予防3原則～」 英 ノロウイルスによる感染性胃腸炎に気をつけましょう 英、中、ハ、ポ、ス、タガ、タイ 高津区子育て情報ガイドブックこそだて・たかつ 英 麻生区地域子育て支援センターの御案内 Come Visit Us! 英 外国人保護者用就学ハンドブック「ともに生きる社会をめざして」 英、中、ハ、ポ、ス 川崎市から事業者のみなさまへ(事業系ごみの処理方法) 英、中、ハ 川崎市のごみの分け方・出し方 英、中、ハ、ポ、ス、タガ 「ミックスペーパー」と「プラスチック製容器包装」の分け方・出し方 英、中、ハ、ポ、ス、タガ 川崎の上下水道 英、中、ハ 川崎市居性支援制度 英、中、ハ、ポ、ス 生活情報を学ぶ「外国人のための子育てガイド」C 英、中、ハ、ポ、ス 生活情報を学ぶ「外国人のための医療ガイド」C 英、中、ハ、ポ、ス MUZA KAWASAKI SYMPHONY HALL 英 藤子・F・不二雄ミュージアム 案内リーフレット 英 川崎市観光パンフレット「川崎日和」 英、中、ハ Map around kawasaki City Hall 英 LIBRARY USER'S GUIDE 英、中、ハ KAWASAKI CITY MUSEUM 英、中、ハ、ポ、ス TARO OKAMOTO MUSEUM OF ART KAWASAKI 英 川崎市立日本民家園 英、中、ハ、ポ、ス ほしぞらワークペーパー(四季の星座の案内) 英、中、ハ 青少年の家利用案内 英、ハ ARENA Guide KAWASAKI TODOROKI ARENA(とどろきアリーナトレーニング室の案内) 英、中、ハ、ポ、ス KAWASAKI CITY GYMNASIUM User's Guide(川崎市体育館の利用案内) 英 石川記念武道館の利用案内 英 City of Kawasaki (市勢要覧) 英 LOVEかわさき(シティセールスパンフレット) 英 アジア企業家村構想 英、中、ハ 川崎市の投資環境 英、中、ハ</p>	<p>日本語学習・生活支援 ・市民館(7館)、ふれあい館にて識字学級開設 全16学級 ・識字ボランティア研修の実施 国際教室 (日本語教室) 小学校 4校 中学校 3校 日本語指導講師派遣 215名 日本語教室 ・日本語学習の支援 ・教室実習型研修の実施 ・国際交流ラウンジ (青葉、金沢、港南、港北、都筑、鶴見、中、保土ヶ谷、南、泉)で日本語教室開催 ・公益財団法人横浜市国際交流協会日本語教室開催 外国人児童保育支援 外国人児童数の多い保育所への保育士の加配、通訳の派遣 外国人児童生徒教育(日本語教室、国際教室) 私立外国人学校補助8校 ほか</p>	<p>公益財団法人川崎市国際交流協会 http://www.kian.or.jp/ 外国人相談事業 ・川崎市国際交流センター 英 月・土 中 火、水、金 タガ 火、水 韓国語 朝鮮語 火、木 ス 火、水 ポ 火、金 時間はいずれも 10:00-12:00 13:00-16:00 ・麻生区役所 中 第1・3火 9:30-12:00 タガ 第1・3水 14:00-16:30 英 第1・3木 9:30-12:00 ・川崎区役所 中 第1・3火 14:00-16:30 タガ 第1・3火 9:30-12:00 英 第1・3木 14:00-16:30 ボランティア登録 ・通訳・翻訳 ・ホームステイ ・ホームビジット ・日本語講座 ・国際理解教育支援 ・一般 ・多言語印刷物の発行 ・外国人相談コーナーのご案内 日、英、中、韓、ポル、スベ、タガ ・ハローかわさき「定期情報誌」 日、英、中、韓、ポル、スベ、タガ 日本語教室 ・夜間コース(週1回) ・午前コース(週2回) 情報収集・提供事業 広報出版事業 国際交流事業 行事開催事業 研修事業 外国人留学生修学奨励金支給事業 調査及び研究事業 民間交流活動振興事業 他</p>

相談窓口、通訳の有無等	印刷物(暮らし、医療、福祉、地震・防災等)	日本語教育、日本語教授法(成人向け)、外国籍児童生徒教育	その他(国際交流協会、NPO等)、国際関係ボランティア等
川崎市	<p>かわさきスタートアップルーム(外国企業の日本進出サポートのための事業を紹介) 英、中、八 公害研究所リーフレット 英 川崎市公害監視センター 英 浮島処理センター 英 南部リサイクルセンター 英 PORT OF KAWASAKI 英、中 川崎港便覧 英 市議会のしおり 英 にほんごひろば学習ガイド 英、中、八、ポ、ス、タイ 中原市民館で日本語を勉強しませんか! 英、中、八、ポ、ス、タイ、タガ、露、仏 高津区日本語教室に参加するみなさんへ 英、中、八、タイ 多摩区にほんごクラスごあんない 英、中、八 あさおにほんごくらす 英 ほか</p>		
相模原市	<p>〈らしのガイド〉(PDF) 英、中、八、ポ、ス、タイ タガ、カ、ベ(ホームページに掲載) シティセールスブック 英(併記) 観光地図 英、中、八 さがみはら国際交流ラウンジパンフレット 英、中、八、ポ、ス、タイ、タガ、ベ、カ 外国人相談事業案内パンフレット 英、中、ポ、ス さがみはら国際プラン(改定版) 英、中、八 ごみと資源の日程・出し方 英、中、八、ポ、ス 子育てガイド 英、中、八、ポ、ス、タガ 妊娠届出書 英、中、八、ポ、ス、タガ 母子健康手帳 英、中、八、ポ、ス、タガ 乳幼児健康診査のお知らせ 英、中、八、ポ、ス、タガ 乳幼児健康診査質問紙(4ヶ月児・1歳6ヶ月児・2歳6ヶ月児・3歳6ヶ月児) 英、中、八、ポ、ス、タガ 乳幼児健康診査質問紙(8ヶ月児・1歳児) 英、中、タガ 乳幼児健康診査未受診質問紙(4ヶ月児・8ヶ月児・1歳6ヶ月児・3歳6ヶ月児) 英、中、タガ 乳幼児健康診査未受診質問紙3歳6ヶ月健康診査視聴覚検査アンケート等 英、中、八、ポ、ス、タガ 外国人児童・生徒の手引 英、中、八、ポ、ス、タイ、タガ、ベ、ラ、カ 言語別初期日本語指導用単語集 英、中、八、ポ、ス、タイ、タガ、ベ、カ、ラ、露、イ</p>	<p>日本語ボランティア養成講座 日本語巡回指導講師派遣 日本語指導協力者派遣</p>	<p>さがみはら国際交流ラウンジ 1996.10開設 国際交流力アップNPO開催等 http://www1.odn.ne.jp/sil/ 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給 庁内案内英語併記 市職員国際化対応要請派遣研修</p>
横須賀市	<p>市民憲章(英) 三浦按針と横須賀(英) ベリーと横須賀(英) ヴェルニーと横須賀(英) 小栗上野介と横須賀(英) 横須賀市生活ガイドブック 英、中、八、ス 横須賀市紹介パンフレット(英) 英文「YOKOSUKAマップ 2008 (生活情報、市内の広域遊覧地等) What's New in Yokosuka (市内行事のお知らせ) 英 県税事務所、市役所案内図 英 軽自動車税証紙(英) 様々な危機と市民の備え 英、中、八、ス、ポ 防災情報メールサービス案内 英、中、ポ、ス、八 町内会・自治会への加入のすすめ 英、中、八、ス、ポ 窓口会話事例集 英、中、八、ス、ポ 生活保護のしおり 中、八、ス、ポ、英 国民健康保険について(英) 外国人従業員のための食品衛生 英、中、八 横須賀市人権都市宣言 英、中、八、ス、ポ、タガ 2歳6ヶ月児歯科健康診査無料受診券 英、中、八、ス、ポ、タガ 学校歯科巡回教室のお知らせ 英、中、八、ス、ポ、タガ 母子健康手帳 英、中、八、ス、ポ、タガ、タイ、イ 視聴覚検査 英、ス、ポ 乳児健診アンケート 英、中、八、ス、ポ、タガ 1歳6ヶ月健康検査のお知らせ 英、中、八、ス、ポ、タガ、タイ BCG予防票 英、中、八、ス、ポ、タガ 10か月児健康診査のご案内 英、中、八、ス、ポ、タガ 3歳6ヶ月児健康診査のお知らせ 英、中、八、ス、ポ、タガ、タイ 妊婦連絡票 中、ス、ポ、タガ 出生連絡票 中、ス、ポ、タガ</p>	<p>日本語会話サロン 1期4ヵ月(1年3期) 土曜日を除く毎日開設 場所は曜日による 横須賀国際交流協会へ委託 外国籍児童生徒教育 日本語指導 小学校 33校(うち3校は国際教室) 中学校 12校(うち1校は国際教室)</p>	<p>http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp (横須賀市) 国際交流課電子メール ir-mo@city.yokosuka.kanagawa.jp NPO横須賀国際交流協会 2003.4設立 http://www.yia.info 姉妹都市交流、ボランティアの活動 拠点、ボランティアグループ、NPO等との連携、外国人生活相談 npo-yia@kb3.so-net.ne.jp 国際交流ボランティア登録制度有(505名+15団体登録) ・通訳、翻訳 ・外国語講座 ・国際理解講座 ・世界の料理教室 ・ホームステイ、ホームビジット受入 ・日本文化の紹介 ・フェアトレード商品の販売 ・ホームページの自動翻訳サービス 英、中、八、仏、独、伊、ス、ポ 防災情報メールサービス 英、やさしい日本語</p>

相談窓口、通訳の有無等	印刷物(暮らし、医療、福祉、地震・防災等)	日本語教育、日本語教授法(成人向け)、 外国籍児童生徒教育	その他(国際交流協会、NPO等、国際関係NPO等)
横須賀市	<p>3歳6か月児健康診査(検尿のお知らせ) 中、ス、ボ、カ</p> <p>離乳食のすすめ方 カ</p> <p>こども健康課案内 英、ス</p> <p>BCG任意接種説明書 英、ス</p> <p>乳幼児健康診査未受診案内 英、ス</p> <p>長井海の手公園、ソレイユの丘 英</p> <p>ごみと資源物の分け方・出し方 英、中、ハ、ス、ボ</p> <p>Aicle(英) 「循環都市よこすか」の創造をめざして 英</p> <p>横須賀観光案内(Four Seasons) 英、中、ハ併記</p> <p>企業等立地促進制度 英、中、ハ</p> <p>自転車等保管所のご案内 英</p> <p>あしんかんパンフレット 英</p> <p>あしんかん新聞(英) 防災啓発冊子「地震に自信を」 英、中、ハ、ボ</p> <p>図書館利用案内(User Guide) 英</p> <p>図書館利用案内(For Children) 英</p> <p>A Message to Baby Caretakers 英</p> <p>あかちゃんのすきなものしてる？ 英、中、ハ、ス、ボ、カ</p> <p>ヴェルニー記念館(英) 横須賀市博物館報(英) 横須賀市博物館研究報告 (人文科学) 英 横須賀市博物館研究報告 (自然科学) 英 横須賀市博物館資料集(英) 自然・人文博物館常設展示 フロアガイド(英)</p> <p>横須賀美術館のご案内(英) 横須賀美術館の特色(英) 館内での写真撮影に関する案内 英</p> <p>学校通知文翻訳集 英、中、ハ、ス、ボ</p> <p>就学援助制度のお知らせ 英、ス、ボ、中、ハ、タ</p> <p>外国籍者へ就学のご案内 英、ス、ボ</p> <p>在籍証明書(英) 退学証明書(英) 卒業証明書(英) 成績証明書(英) 結核問診票 英、中、ハ、ス、ボ、カ、ネ、ペ、タイ</p> <p>心臓調査票 英、中、ス、ボ</p> <p>就学時健康診断のご案内 英、ス、ボ、カ</p> <p>就学時健康診断の結果についてのお知らせ 英、ス、ボ、カ</p> <p>結核検診精密検査の依頼について 英、中、ス、ボ、カ</p> <p>結核検診精密検査の受信について 英、中、ス、ボ</p> <p>心臓精密検査保護者あて通知 英、中、ス、ボ、カ</p> <p>心臓検診予備日実施のお知らせ 英、中、ス、ボ、カ</p> <p>Outline of City Council 市議会の概要 英</p>		
平塚市	<p>市民生活ガイドブック W 英、ボ、2007、中、ス、2008 ハ、2009、カ、2010、ペ、2011 ラ、2012</p> <p>家庭ごみ・資源物の分け方・出し方 英、中、ハ、ボ、ス、タガ、カ、ペ、ラ、2004</p> <p>家庭ごみ収集日カレンダー 英、中、ハ、ボ、ス、タガ、カ、ペ、ラ、2009</p> <p>健診票(1歳6ヶ月、3歳児) 英、ボ、ス、2002</p> <p>さわやかで清潔なまちづくり条例 中、ハ、ボ、ス、タガ、2006</p> <p>自治会加入のお知らせ 英、中、ハ、ボ、ス、ペ、カ、ラ、2007</p> <p>災害時避難所施設一覧 英、中、ハ、ボ、ス、タガ、2010</p> <p>カ、2010</p> <p>予防接種インフォメーション・ポリオ集団予防接種 英、中、ハ、ボ、ス、タガ、カ、2009</p> <p>耳鼻咽喉科治療のおすすめ外7種 英、中、ボ、ス、タ、カ、ロ、ハ</p> <p>大地震発生などの非常時の対応について 英、中、ハ、ボ、ス、タガ、カ、2011</p> <p>ペ、ラ、タ、2012</p> <p>結核問診票、2013 英、中、韓、ボ、ス、ペ、ラ、カ、タイ、タガ</p>	<p>日本語教室3教室 (市国際交流協会)委託 国際教室 小4・中3校 日本語指導協力者 20人(ボ4、ス6、中3、英1、ラ1、カ1、ペ1、タ ガ2、タイ1、露1、ハ1、直接1)(重複あり)</p>	<p>市国際交流協会 1994設立 E-mail: hiea@ma.scn-net.ne.jp http://www.scn-net.ne.jp/hiea 国際姉妹都市交流、日本語教室、ホームステイ 交流、外国語教室 外国人児童保育補助1園 日本語ボランティア</p>

相談窓口、通訳の有無等	印刷物(暮らし、医療、福祉、地震・防災等)	日本語教育、日本語教授法(成人向け)、 外国籍児童生徒教育	その他(国際交流協会、NPO-NG、国際関係ボランティア等)
鎌倉市 市民通訳ボランティア登録制度	Garbage Disposal and Recycling (鎌倉のゴミ処理とリサイクル) (平成21年)2009年 英・W Buried Cultural Properties in Kamakura 16 (鎌倉の埋蔵文化財 16) (平成25年)2013年 日英併記 Kamakura Home of the Samurai - Nominated for inscription on the World Heritage List - (「武家の古都・鎌倉」世界遺産への登録をめざして) (平成24年)2012年改訂 日英併記 Kamakura (鎌倉観光案内地図) 英・中・ハ・ス、仏 (平成25年)2013年改訂(5月発行予定) Discuss disaster prevention at home (家族で話そうわが家の防災) (平成17年)2005年 日英中ハ併記 'W' 母子健康手帳 英・中・ハ、ス、ポ、タイ、タガ、イ		都市交流事業等奨励金の交付 国際交流ボランティア登録制度 国際親善友好パジャ・パナーの交付 かまくら国際交流フェスティバルの開催 鎌倉市ホームページ http://www.city.kamakura.kanagawa.jp
藤沢市 外国人相談窓口 (市民相談情報課) ス、ポ、英	ふじさわ生活ガイド(定期情報誌) 英・中・ハ、ポ、ス、ベ 'W' 休日夜間診療情報(定期情報誌) 英・中・ハ、ポ、ス、ベ 資源とごみの分け方・出し方 (定期情報誌) 英・中・ハ、ポ、ス 'W' 国民健康保険ハンドブック(2012年) 英・中・ハ・ポ、ス、日併記 外国の方のための多言語防災ガイド(2010年) 英・中・ハ・ポ、ス、ベ、日併記 観光パンフレット(藤沢市ツーリストガイド)(2011年) 英・中(簡・繁)、ハ 江の島イラストマップ(2011年) 英・中(簡・繁)、ハ 湘南藤沢江の島パンフレット(2012年) 英・中(簡・繁)・ハ3言語表記 江の島ツーリストマップ(2012年) 英	日本語講座 日本語教授法フォローアップ講座 日本語指導教室(湘南台小学校内) 日本語指導員巡回指導 外国人のための日本語講座 日本語講師養成講座 日本語講師養成講座フォローアップ[(公財)藤沢市みらい創造財団]	地域公民館 国際関係事業 世界のあいさつ入門 国際交流のつとめ[(公財)藤沢市みらい創造財団] 市民病院外国語通訳ボランティア事業 インターネットホームページ(日、英、中、ハ、ス、ポ) ふじさわ生活ガイド(NPO-NG) (英・中、ハ、ス、ポ、ベ) 休日・夜間の診療情報(NPO-NG) (英、中、ハ、ス、ポ、ベ)
小田原市 通訳・翻訳ボランティア事業	情報ファイル 'W' 英・中・ポ、ス、ハ 2012 住民基本台帳、急病になったとき、税金、国民健康保険、 困ったときの対応、水道、子供の教育等 観光パンフレット 英・中、ハ、ス 2012 (* スペイン語版はPDFデータのみ) 外国語版ゴミ分別ガイド 'W' 英・中、ハ(簡体語・繁体語)、ハ 2012 国際交流ラウンジパンフレット 'W' 英 2008	外国人児童生徒日本語指導	あたら国際交流ラウンジ 1998.12開設 小田原海外市民交流会 1982.6設立 http://homepage3.nifty.com/oifa/ 日本語クラス、姉妹都市との市民交流ほか 国際交流団体連絡会 地球市民フェスタ実行委員会 毎月1回開催 地球市民フェスタの企画運営/情報交換ほか
茅ヶ崎市	外国語版便利帳(2010年) 英・中、ス、ポ、ハ	国際理解講座 全2回 日本語ボランティア養成講座 全3回 帰国子女教育相談(随時)	市国際交流協会1984.7設立 民間団体による国際交流活動の支援、青少年 交流、語学教室、NPO-NG受入等 http://7jp.com/iac ボランティア団体による日本語ボランティア教 室
逗子市	暮らしのガイド 'LIVING IN ZUSHI' 英 (2008) ごみの出し方 'Clean Up Zushi' 英 (2012) 防災マップ 'Disaster Operation Map 2009' 英 (2009) 逗子ガイドマップ 'A Hike around Zushi' 英 (2011)	日本語指導講師派遣事業	逗子市ホームページ http://www.city.zushi.kanagawa.jp/
三浦市	ゴミと資源の分け方出し方 英 三浦市のガイド 英		三浦市国際交流協会(設立1982.10) 姉妹都市交流事業等 国際交流啓発事業等 交流推進事業(英会話教室、こども英語体験教 室等) 通訳ボランティア登録制度 通訳ボランティア12名 ホストファミリー 1家庭 日本文化紹介 1名
秦野市	外国人籍市民生活相談 (広聴相談課)1992～ 木中/金ベ/金 波/火 英・ス/水・ ポ	東南アジア人向け「暮らしの教室(日本語教室)」 開催委託事業 [東南アジアの人々と共に歩む会]月7回 [中南米人向け「暮らしの教室(日本語教室)」開 催委託事業 [中南米の人々を考える会]月7回 [外国籍児童・生徒日本語教育 小130名中43名 日本語指導等協力者派遣 (11名) 中、ス、ポ、ベ、ラ、カ、ハ、タガ	秦野市国際交流協会 (任意団体)1985設立 市内在住外国人との交流事業の企画・運営 国際交流ボランティア登録制度 計200名 ・通訳 ・ホスト家庭 ・スタッフ
厚木市	外国人相談 ス・ポ・英/木 13時～16時 災害時通訳ボランティア 通訳ボランティア ス/月、ベ/水 14時～16時 予防接種予診票 2010 英・ポ、ス・中・ハ・タガ・仏・独・伊・露・タイ・イ・モンゴル・ アラビア 資源とごみの正しい出し方 2009 W 英・ハ・マレータガ・ベ・ス・ラ・ポ・中 市勢ガイド W 英 2008 家族で話そうわが家の防災 2009 英・中・ハ・ポ 家族で備える東海地震 2012 英・中・ハ・ポ 日本語教室の案内 W 英 2012 みんな友だち ここから始まる学校生活 ス・ベ・ハ・タガ・中・ポ・ラ・英・仏・タイ・カ 2006 外国人相談のチラシ ス・ポ・英 図書館利用案内冊子 2005 ス・ハ・中・ポ、英 母子健康手帳(ガイド) 2010 ス・中・ハ・ポ、英・タガ・タイ・イ 厚木市みんなで笑える美しい環境のまちづくり条例冊子 2005 英 臨時運行する際の注意事項 (仮ナンバー)英 2009 災害時避難所一覧 2010 W 英 厚木市外国語生活情報サイトのお知らせ 2011 W 英 ス ポ ハ 中 ベ	日本語教室 週5回 [厚木日本語ボランティアの会] 日本語指導協力者 派遣 小 11校 中 7校 日本語指導教室支援員(放課後の補習の支 援)派遣 小 5校	

	相談窓口、通訳の有無等	印刷物(暮らし、医療、福祉、地震・防災等)	日本語教育、日本語教授法(成人向け)、外国人児童生徒教育	その他(国際交流協会、NPO-NG、国際関係NPO等)
大和	国際・男女共同参画課国際・男女共同参画担当 入・火・金 市立病院に通訳配置 ス/水・金 住民税確定申告時の通訳 ス	生活ガイド 英・ス W/C 家庭の資源とごみの分け方・出し方9カ国語 英・ス・中・ハ・ポ・ボ・タイ・ラ・カ C 予防接種予診票 9カ国語 英・ス・中・ハ・ポ・ボ・タイ・ラ・カ C 子宮頸がん予防ワクチン関係書類送付封筒 英・ス・中・ハ・ポ 母子手帳 7カ国語 英・ス・ボ・タガ・中・タイ・ハ・イ 児童手当概要 英・ス・中・タガ 小学校生活の手引き(開学) 「楽しい学校」の国語 英・ス・ハ・カ・中・ハ・ポ・ボ・タガ 事業系ゴミの適正処理パンフレット 10ヶ国語 英・ス・中・ハ・ポ・ボ・タイ・ラ・カ・タガ C 納税通知書封筒 英・ス 納税証明申請書 英・ス 国民健康保険ガイド ス・ボ 市民税・県民税証明の申請書 英・ス 住民票写しの見本 英・ス・中・ハ 仮住民票記載事項通知書に関する窓口案内 英・ス・中・ハ・ポ・ハ 就学援助制度 医療費補助及びむねの購入費補助の申請についてのお知らせ 英・ス・タガ・タイ・ボ・カ・中・ラ・ハ・ベ 児童生徒医療券交付申請書 英・ス・タガ・タイ・ボ・カ・中・ラ・ハ・ベ 心臓病調査票 英・ス・タイ・ハ・タガ・ボ・中 図書館利用案内 英・ス・中・ハ 投票資格者名簿登録申請書 英・ス	国際教室 配置数 小12校 中7校 日本語指導員派遣(6名) 外国人児童生徒相談員(16人・7カ国語) 外国人児童生徒の父母への通知文等翻訳	大和市国際化推進事業 http://www.city.yamato.lg.jp/web/kokusai/index.html (公財)大和市国際化協会 1994年設立 http://www.yamato-kokusai.or.jp 行政及び一般相談・市立病院での診察の通訳 英/月・金・ス/火・金 9時～12時、13時～17時 中/第1、3、5木 9時～12時 タガ/第2、4木 9時～12時 ベ/水 9時～12時、13時～15時 日本語教授法ワークショップ講座 ボランティアによる通訳・翻訳サービス 日本語・学習支援ボランティア派遣事業(通年) クロスカルチャーセミナーの実施(通年) 生活セミナーの実施 情報紙「テラ」(英)「ティエラ」(ス)「ニイハ」(中) 「チャオバナン」(ベトナム) 隔月・年6回 日本語教室(初級)の開催 登録ボランティアによる学習支援教室の開催 日本語ボランティア教師養成講座の開催 日本語・学習支援ボランティア養成講座の開催 インターナショナルクラブ(FMやまとを媒体としたスペイン語、英語、中国語による番組提供)(毎週日曜日) 日本語スピーチ大会の開催 外国人市民サミットの開催 第3期多文化共生会議の開催
伊勢原		観光パンフレット(英)2012 いせはら分別ガイド外国語版(英・中・韓・ポ・ス2008、ベ2009) 図書館利用案内リーフレット(英)2009 外国語版母子手帳の発行(英・中・韓・ポ・ス・タガ・イ・タイ2012)	日本語講座 1年3コース 日本語指導協力者派遣 市内小・中学校	市姉妹都市(現国際交流)委員会 1982設立
海老名		ごみと資源の分別カレンダー ごみと資源の分別カレンダー補足チラシ 英・中・ハ・ポ・ス・ベ・タイ・タガ 外国語版母子健康手帳の発行 英・中・ハ・ポ・ス・タイ・タガ・イ 児童教育資料等の通知文書の翻訳 英・中・ハ・ポ・ス・タイ・タガ・ベ・ラ	非常勤職員による小・中学校巡回指導(日本人) 4名 通訳者派遣事業 英・中・ハ・ポ・ス・タイ・ベ・ラ・仏	海老名国際交流の会 (国際交流ボランティア) http://www.tinyworld.com/index3.html
座間		市勢ガイド(一部英) 2011 市民便利帳(一部英・中・ポ) 2011 家庭ごみの分け方・出し方 英・ポ・ス・中・ハ・C 図書館利用案内 英 C 2006 「にほんご教室リスト」 (市内施設で行われている日本語教室の一覧) 英・中・ハ・ス・ボ・カ・タイ・タガ・ベ 2009 国民健康保険の被保険者の資格について 英・ハ・中・ポ・ス C 2006 外国人に対する救急対応カード (救急現場で日本語が話せない外国人にカードを提示し、救急活動が円滑にできるように作成したもので、各救急車に搭載している。) 英・ハ・中・ポ・ス C 妊娠届出書 2010 英 出生連絡票 2010 英 保健衛生のお知らせ 英(一部英) 2010/2013 防災マップ(一部英) 2012		市国際交流協会 1992設立 (運営費補助) 国際化推進委託事業(国際交流フェスティバル、語外国との文化作品交流)(市からの受託事業) 会報の発行、外国語教室、市内イベントへの参加、 協会ホームページの運営
南足柄		市勢要覧(英語併記) 2006 観光パンフレット(英語併記)2012	外国人児童教育コーディネーター派遣事業(必要に応じて派遣)	市姉妹都市交流協会 1989設立 英・米・ス・タイ・ラ・ポ・フ通訳
綾瀬	学校への日本語指導協力者派遣による外国語相談 対象:外国人児童言語/随時 (児童、親、先生による面談の際の通訳) 英、中、ポ、ス、タイ、タガ、ベ、ラ、カ	資源とごみの分け方・出し方 英、中、ハ、ポ、ス、タイ、ベ、ラ、 2008 W 資源とごみの地域別収集日 英、中、ハ、ポ、ス、タイ、ベ、ラ、カ 2009 W 綾瀬市投票防止によるきれいなまちづくり条例の概要 中、ポ、タイ 2008 タガ、ベ、ラ 2009 綾瀬の学校 英、中、ポ、ス、ベ、ラ、カ 2008 小中学校就学通知 英、中、ポ、ス、タイ、ベ、ラ、カ、タガ 2004 就学時健康診断のお知らせ ポ、ス、ラ、ベ、ト、タガ、中、カ、タイ、英 2004 就学援助制度のお知らせ 英、中、ポ、ス、タイ、ベ、ラ、カ、タガ 2004 母子健康手帳 英、ポ、ス 2010/タイ 2006 ハ、タガ 2002 妊娠届出書 英、ス 2007 あやせタウンガイド 英(一部) 2010 W 母子福祉に関するQ&A集 英、中、ポ、ス 2005 C 防災ガイド 英、中、ハ、ポ、ス、タイ、ベ、ラ、カ 2002 C 市税ミニ知識 英、中、ハ、ポ、ス 2006 C あやせトッデイ 英、中、ハ、ポ、ス、タイ、タガ、ベ、ラ 2004- 1-32号 (定期情報誌) 外国人市民生活ガイド 英、中、ハ、ポ、ス、タガ、ラ、タイ、ベ 2012 W 国民健康保険税納付案内 英、中、ハ、ポ、ス 2013	国際教室 配置数 小3校 中1校 日本語指導協力者派遣 派遣先 小4校 中1校	
葉山		Living in Hayama (葉山(らし)の便利帳) 英 2006	講師派遣 日本語指導講師を小中学校に派遣	葉山町国際交流協会 1992年設立 葉山町公式ホームページ http://www.town.hayama.lg.jp/
寒川		ごみの出し方パンフレット 英・ポ・ス・ベ 2012 母子健康手帳[母子保健事業団体作成] イ・ハ・タ 2003 英・ス・タガ・中・ポ 2012		さむかわ国際交流協会 1994設立 http://www.shj.or.jp/siea/ 日本語教室の開催 寒川町公式ホームページ http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/

相談窓口、通訳の有無等	印刷物(暮らし、医療、福祉、地震・防災等)	日本語教育、日本語教授法(成人向け)、 外国籍児童生徒教育	その他(国際交流協会、ホームステイ、国際関係ボランティア等)	
大磯町	町勢要覧 英 2010 The Oiso Public Library (図書館要覧) 英 1992			
二宮町	町勢要覧(英語併記)2006 ごみの出し方・分け方ガイド C 英・中・ハ・ス・ポ 2004 くらしの便利帳 英 2007、中 2008、 ポ 2009 母子健康手帳 英、ポ、タガ 2010 予防接種の解説 英、中、タガ、ハ 2008			
中井町		外国籍児童日本語教育 小学校1校		
箱根町	観光パンフレット 英、中、ハ		町国際交流協会 1987設立 ・民際交流、交換学生の派遣及び受入、語学講座等 http://www.hakone.or.jp/town V案内所(観光案内等)	
湯河原町	外国籍住民相談窓口 英・ハ・タガ等 (事前予約制)	観光パンフレット 英、中、ハ	ゆがわら国際交流協会 1988設立 ホームステイ、語学講座等 湯河原町公式ホームページ http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/	
要川町	外国人総合相談窓口 ス、ポ/月・水・木・金 13時～17時 町立保育園に外国籍児童・保護者対応の通訳 保育士配置・通訳保育士3人	保健だより(ス、水)(母子保健サービス日程表) 母子健康手帳 英、ポ、ハ、中、タガ、カ ごみ・資源物収集カレンダー(ス、ポ、タイ、クメール、 中、英)W 乳幼児健診問診票(ス、ポ) 予防接種問診票(ス、水) 暮らしの便利帳(ス、水)W 多言語災害マップ(ス、ポ、ローマ字)2008 W 災害カード(ス、水)2008 W ごみと資源 新分別の手引(ス、ポ、タイ、カ、中、英) 2012	外国籍児童日本語教育 小3校、中1校 指導協力者 5名	国際交流クラブ 1997年設立 語学講座等
神奈川県 川崎市 川崎県センター2階 タイ/第1月 厚木合同庁舎1階 ス/月、第3水 ポ/水、第3水 インドネシア難民定住相談 厚木合同庁舎1階 日本語(通訳可)水 法律相談 県立地球市民かながわプラザ2階(横浜) 英/第1・3火 中/第1・3火、第4木 ハ/第4木 ス/第2水、第4金 ポ/第2水、第4金 厚木合同庁舎1階 ス/第3水 ポ/第3水 労働相談 かながわ労働プラザ2階(横浜) 中/金 ス/水 厚木合同庁舎本館2階 ス/水 ポ/月 平塚合同庁舎別館 ポ/第1・3火 教育相談 県立地球市民かながわプラザ2階(横浜) 日本語/火・水・木・金・土 中/水・土 ス/金 ポ/水 タガ/火 一般通訳支援事業(NPOとの協働事業) 医療通訳派遣システム事業(NPOとの協働事業) 県ホームページによる多言語情報の提供 (英・中・ハ・ス・ポ・タイ・タガ・ベ・ラ)	外国人(くらしのガイドブック 英・中・ハ・ス・ポ・ベ・ラ・ カ・タイ 2001 タガ 2004 C 地震から身を守るための10カ条 英・中・ハ 2004 外国語医科歯科診療マニュアル 英・中・ハ・ス・ポ・タイ・タガ・ベ・ラ 2001 ラ 2005 外国籍県民のための保険・医療ガイド 英・ス 2012 外国人住まいガイド 2012 敷金と原状回復 2013 住まい方ルール 2001 住宅の借り方マニュアル 2001 住宅の引越しルール 2001 あんしん賃貸住宅普及啓発リーフレット 2012 日本の交通ルール 2009 外国語による消費生活相談窓口案内リーフレット 2013 外国籍県民のための保健 医療ガイド 英 2007 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり防犯対策ガイド 英・中・ハ・ス・ポ 2008 かながわブランドデザイン2012 英・中・ハ・ス・ポ 県営住宅住まいのマニュアル 英・中・ハ・ス・ベ・ラ・カ 2012 多言語化事例集 英・中・ハ・ス・ポ 2012 かながわの国民保護 英・中・ハ・ス・ポ 2009 多言語DV相談窓口のご案内 英・中・ハ・ス・ポ・タイ・タガ 2012 かながわ国際施策推進指針(改定素案)県民意見募集 (パブリックコメント)チラシ 2012 変動喫煙防止条例周知用リーフレット 英 2013 県立図書館利用案内 英・中・ハ ○外国人労働問題対処/ウハウ集 中・ス・ポ 2010 公立高校入学のためのガイドブック 英・中・ハ・ス・ポ・タイ・タガ・ベ・ラ・カ 2012 夫からの暴力に悩むあなたへ 英・中・ハ・ス・ポ・タイ・タガ・ベ 2012 ○Invest Kanagawa 2nd Step 英 2012 かながわ産業用地マップ 2013 外国人労働相談のご案内 中、ス、ポ 2011 定期情報誌「こんにちにはかながわ」1992～ 英・中、ハ、ス、ポ 年3回 インターネット被害未然防止 教材「インターネットの危ない世界」英・中・ハ 2012	国際言語文化アカデミア 日本語教育 (講座) ・はじめてのほんご ・外国籍県民のための日本語作文講座 ・親子日本語教室 ・外国籍県民のための就労・進学サポート教室 ・やさしいほんごで学ぶ日本社会 ・留学生支援講座 読みやすい文章作成講座 ・留学生支援講座 アカデミックプレゼンテーショ ン講座 ・留学生支援講座 言いたいことを伝えるためのラ イティングスキル ・留学生支援講座 ウェブから学ぶ日本語と日本 人の考え方 ・EPA看護師・介護福祉士候補者支援講座 (教材の作成) ・生活者としての外国人のための日本語教材「つ ながるにほんご-かながわでとにもくらし-」の作 成 日本語教授法、日本語ボランティア養成等講座 (成人向け) ・日本語ボランティア入門講座 ・日本語ボランティアのための教養講座(心理編、 文法編) ・中国語ボランティアスキルアップ講座(生活支援 編) ・日本語ボランティア団体-相談と研修-(出前講 座) ・支援者のための心理相談サポート ・日本語ボランティアのための教養講座「多言語 化する日本と日本語教育」 ・日本語ボランティアのための教養講座「ことばの 変化にどう向き合うか」 ・日本語ボランティアのための教養講座「宣教師た ちの日本語」 ・外国籍の人々の心の問題 ・コミュニティの通訳者に学ぶ「かながわの住みや すき、住みにくさ」 ・シリーズボランティアは世界をつなぐ 変わりゆく ミャンマー、変わらないミャンマー ・ホームステイ受入れのための異文化理解講座 (基礎編、応用編) ・外国籍県民への行政サービス(保健福祉編、窓 口サービス編) 教員指導者向け (講座) ・日本語を母語としない生徒の教科指導研修講座 ・外国につながる子どもたちの学習支援ボランティ ア講座 ・ボランティアのための高校入試ガイダンス ・中国語ボランティアスキルアップ講座(学習支援 編) ・今、帰国子女は-文化間を移動する子どもたち- ・シリーズ世界の学校(ベル編、フリビン編) ・多文化共生の学校づくり支援講座 (教材の作成) ・外国籍生徒学習支援教材「えい・えい・Go!」の作 成	(財)かながわ国際交流財団 http://www.k-i-a.or.jp/ 1977設立 ホームステイ、語学講座、情報提供事業等 助成 かながわ国際協力基金による国際協力NGO 助成 かながわ国際ファンクラブポータルサイト 生活情報 英、中、ハ、ス、ポ、タガ、タイ、ベ、ラ、カ 災害時外国人住民支援のページ 英、中、ハ、ス、ポ、タガ、タイ、ベ、ラ、カ 県税便利帳 英	

外国人登録者に関する統計

外国人数（外国人登録者数）の推移（単位：人）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
県合計	47279 (100)	77351 (164)	104882 (222)	123179 (261)	157947 (334)	160600 (340)	167601 (355)	174352 (369)	175014 (370)	171439 (363)	167893 (355)	161,155
増減数(*1)	5,615	30,072	27,531	18,297	5,674	2,653	7,001	6,751	662	-3,575	-3,546	
増減率(%)(*2)	13.5	63.6	35.6	17.4	3.7	1.7	4.4	4	0.4	-2	-2.1	

()内は1985年を100とした時の指数

(*1)(*2)1985～2000年は5年ごとの増減数および増減率、2005年以降は前年と比較した増減数及び増減率

2011年までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年は住民基本台帳上の外国人数

各年12月末日現在のデータ：県国際課調べ

外国人数（外国人登録者数）の国籍（出身地）数の推移

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
県合計	100	119	153	154	166	165	166	161	163	164	161	158
増減数(*3)	3	19	34	1	4	-1	1	-5	2	1	-3	

(*3)1985～2000年は5年ごとの増減数、2005年以降は前年と比較した増減数

2011年までは外国人登録法に基づく外国人登録者数の国籍数、2012年は住民基本台帳上の外国人数の国籍数

外国人数（外国人登録者数）の上位5国籍（出身地）の推移（単位：人）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
1位	1985-2011年外国人登録者数	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国
	2012年外国人人数	30,337人	33,443人	32,960人	33,453人	40,711人	43,355人	47,697人	52,430人	55,691人	56,689人	55,259人
	構成比	64.20%	43.20%	31.40%	27.20%	25.80%	27.00%	28.50%	30.10%	31.80%	33.10%	33.40%
2位	1985-2011年外国人登録者数	中国	中国	中国	中国	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮
	2012年外国人人数	7,230人	13,806人	20,175人	27,389人	34,205人	34,317人	34,742人	34,990人	34,331人	33,414人	32,372人
	構成比	15.30%	17.80%	19.20%	22.20%	21.70%	21.40%	20.70%	20.10%	19.60%	19.50%	19.30%
3位	1985-2011年外国人登録者数	米国	ブラジル	ブラジル	ブラジル	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン
	2012年外国人人数	2,943人	8,143人	14,471人	12,565人	17,643人	18,247人	18,802人	19,191人	19,081人	18,249人	18,426人
	構成比	6.20%	10.50%	13.80%	10.20%	11.20%	11.40%	11.20%	11.00%	10.90%	10.60%	11.00%
4位	1985-2011年外国人登録者数	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル
	2012年外国人人数	968人	4,040人	7,648人	12,040人	14,630人	13,743人	13,756人	13,925人	12,780人	11,410人	10,257人
	構成比	2.00%	5.20%	7.30%	9.80%	9.30%	8.60%	8.20%	8.00%	7.30%	6.70%	6.10%
5位	1985-2011年外国人登録者数	英国	米国	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー
	2012年外国人人数	710人	4,035人	6,110人	6,920人	8,842人	8,661人	8,783人	8,741人	8,341人	7,823人	7,459人
	構成比	1.50%	5.20%	5.80%	5.60%	5.60%	5.40%	5.20%	5.00%	4.80%	4.60%	4.40%

2011年までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年は住民基本台帳上の外国人数

神奈川県民局くらし県民部国際課調べ

市(区)町村別主要国籍(出身地)別外国人数(2012(平成24)年12月31日現在)

国籍数 158カ国

	全国籍 合計	中国	韓国・ 朝鮮	フィリピン	ブラジル	ペル- ベトナム	米国	タイ	インド	インドネシア	カンボジア	英国	ネパール	その他 145カ国	
県合計	161,155	55,259	30,660	17,696	9,002	6,762	6,371	4,778	3,584	3,392	1,677	1,563	1,483	1,392	17,536
横浜市	75,099	32,836	14,301	6,619	2,599	1,330	1,891	2,248	1,443	1,541	839	349	835	738	7,530
鶴見区	9,165	3,301	1,709	1,011	1,137	428	118	111	116	181	86	1	41	158	767
神奈川区	4,774	2,185	1,068	368	80	28	70	152	58	54	67	13	37	167	427
西区	3,563	1,683	660	193	23	41	36	141	72	49	50		112	51	452
中区	15,060	8,846	2,385	747	109	36	28	602	288	350	55	23	291	67	1,233
南区	7,370	3,574	1,640	979	25	59	41	100	239	134	69	1	33	27	449
港南区	2,081	797	560	228	54	14	38	69	63	30	23	2	15	21	167
保土ヶ谷区	4,162	2,052	727	434	24	8	83	70	49	143	61	6	28	60	417
旭区	2,056	790	482	254	22	23	51	52	64	3	13	58	22	27	195
磯子区	3,200	1,489	605	315	223	119	13	90	49	34	12	3	22	20	206
金沢区	2,284	680	416	198	129	315	60	92	51	27	59	1	18	16	222
港北区	5,064	1,579	1,206	474	112	30	77	255	90	69	120	3	62	65	922
緑区	2,475	923	366	308	228	39	47	44	43	167	45	3	16	9	237
青葉区	3,229	1,115	723	196	51	32	26	204	64	60	70	3	61	9	615
都筑区	2,588	543	581	266	144	31	56	91	40	153	26	11	22	4	620
戸塚区	3,063	1,419	562	266	141	54	133	72	53	65	38	3	21	11	225
栄区	974	377	237	95	16	8	63	39	24	7	4	3	18	3	80
泉区	2,570	1,034	175	137	43	31	736	35	43	2	12	149	9	2	162
瀬谷区	1,421	449	199	150	38	34	215	29	37	13	29	66	7	21	134
川崎市	29,624	10,333	8,210	3,586	812	510	726	687	505	1,029	258	29	226	359	2,354
相模原市	10,262	3,444	1,906	1,517	301	273	290	293	301	144	103	309	63	65	1,253
横須賀市	4,552	786	929	1,178	214	324	84	413	116	16	61	12	28	57	334
平塚市	4,118	672	413	659	781	189	191	57	99	19	44	257	12	8	717
鎌倉市	1,171	240	310	71	13	9	23	137	38	12	12		62	10	234
藤沢市	5,269	968	883	399	638	637	321	181	138	41	60	48	65	25	865
小田原市	1,810	492	349	418	165	61	50	36	43	17	26	1	18	10	124
茅ヶ崎市	1,463	384	311	207	88	22	31	91	32	15	30	4	47	17	184
逗子市	418	55	121	44	2	2	3	74	13	13	1	1	17	9	63
三浦市	212	60	46	39	11			24	6		1	2	4		19
秦野市	3,173	567	204	142	601	433	354	40	68	14	19	96	10	1	624
厚木市	5,264	1,015	500	531	427	722	853	58	124	188	21	95	9	6	715
大和市	5,594	1,184	867	705	350	792	523	95	179	32	56	157	15	49	590
伊勢原市	1,411	336	115	216	161	68	205	14	31	81	12	21	3	12	136
海老名市	2,023	391	258	186	172	116	160	57	68	177	10	11	23	2	392
座間市	2,316	545	334	371	174	123	111	101	62	24	30	16	14	8	403
南足柄市	336	148	48	38	43	2	6	7	8		1	3			32
綾瀬市	2,793	243	181	238	686	232	410	47	153	6	26	73	1	6	491
葉山町	205	24	34	16	2	1	2	48	3	2			20	5	46
寒川町	598	90	61	62	105	44	88	9	24		36				79
大磯町	148	29	25	25	3	1		22	8		3	2			28
二宮町	145	28	17	20	21	23		7	3	6			1	1	18
中井町	105	12	7	14	24	35		1	2						10
大井町	62	30	10	7	3			2	2						8
松田町	62	9	14	14	6	1	3	2	1		1				11
山北町	48	17	5	12			5	1	8						
開成町	104	30	19	18	24	6		2	2				1		2
箱根町	163	41	42	19	21		3	8	1	5	3		3	3	14
真鶴町	42	12	11	9	2			3			1			1	3
湯河原町	293	46	84	59	6	65	1	6	6	3	1	1	1		14
愛川町	2,248	188	44	252	536	741	37	6	96	7	21	78			242
清川村	24	4	1	5	11			1	1						1

神奈川県民局くらし県民部国際課調べ

本表は、県内市区町村の住民基本台帳に登録されているの外国人の数の集計値です。

国籍（出身地）別外国人数（2012（平成24）年12月31日現在）

全国籍合計	158カ国	161,155	ブルガリア	35	セルビア・モンテネグロ	3	カナダ	741
アジア		128,806	ベラルーシ	23	セルビア共和国	4	コスタリカ	32
アフガニスタン		16	クロアチア	13	アフリカ	1,463	キューバ	16
アラブ首長国連邦		15	チェコ	28	アルジェリア	35	ドミニカ共和国	160
ミャンマー		402	デンマーク	45	カメルーン	28	ドミニカ	5
ブータン		11	エストニア	8	コンゴ共和国	8	エルサルバドル	13
バングラデシュ		775	フィンランド	46	コンゴ民主共和国	29	グアテマラ	13
カンボジア		1,563	フランス	672	ベナン	5	ハイチ	2
スリランカ		1,307	ドイツ	776	イチビア	34	ホンジュラス	11
中国		55,259	ギリシャ	31	ガボン	4	ジャマイカ	32
キプロス		2	ハンガリー	58	ガーナ	310	メキシコ	183
東ティモール		11	アイスランド	1	ギニア	23	ニカラグア	10
インド		3,392	アイルランド	92	ガンビア	2	パナマ	5
インドネシア		1,677	イタリア	218	コートジボワール	20	セントビンセント	3
イラン		503	キルギス	20	ケニア	49	セントクリストファー・ネイビス	1
イラク		7	カザフスタン	19	リベリア	1	トリニダード・トバゴ	6
イスラエル		43	ルクセンブルク	5	リビア	4	米国	4,778
ヨルダン		5	ラトビア	3	マダガスカル	10	南米	17,959
韓国・朝鮮		30,660	リトアニア	16	マリ	20	アルゼンチン	722
クウェート		3	モルドバ	19	モロッコ	38	ボリビア	820
ラオス		1,204	マケドニア	1	マラウイ	5	ブラジル	9,002
レバノン		4	オランダ	115	モリシャス	10	チリ	39
マレーシア		921	ルルウェー	31	モザンビーク	7	コロンビア	281
モンゴル		504	ポーランド	104	ナイジェリア	440	エクアドル	52
オマーン		8	ポルトガル	38	ルワンダ	1	ガイアナ	1
モルデブ		2	ルーマニア	196	セネガル	84	パラグアイ	237
ネパール		1,392	ロシア	682	シエラレオネ	1	ペルー	6,762
パキスタン		927	サンマリノ	1	スーダン	7	ウルグアイ	8
フィリピン		17,696	スペイン	164	タンザニア	102	ベネズエラ	35
カタール		21	スウェーデン	170	トゴ	3	オセアニア	974
サウジアラビア		110	スイス	116	チュニジア	29	オーストラリア	744
シリア		17	トルクメニスタン	10	ウガンダ	27	フィジー	18
シンガポール		226	タジキスタン	5	南アフリカ共和国	38	ミクロネシア	9
タイ		3,584	英国	1,483	エジプト	64	ニュージランド	193
トルコ		163	ウクライナ	170	ブルキナファソ	6	パプアニューギニア	1
ベトナム		6,371	ウズベキスタン	69	ザンビア	6	パラオ	3
イエメン		2	アルメニア	2	ジンバブエ	11	ソロモン	1
パレスチナ		3	アゼルバイジャン	8	アンゴラ	2	トンガ	2
ヨーロッパ		5,638	グルジア	3	北米	6,016	サモア	3
アルバニア		1	スロベニア	3	バルバドス	1	無国籍、その他	299
オーストリア		55	スロバキア	11	バハマ	3		
ベルギー		60	ポスニア・ヘルツェゴビナ	5	ベリーズ	1		

神奈川県県民局くらし県民部国際課調べ

本表は県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。

「無国籍、その他」には出生による経過滞在者も含まれています。

県市町村国際政策担当課（平成25年4月現在）

自治体名	国際政策担当課	所在地	電話	FAX
横浜市	政策局国際政策課	231-0017 横浜市中区港町1-1	045-671-3826直	045-664-7145
川崎市	総務局国際施策調整室	210-8577 川崎市川崎区宮本町1	044-200-2244直	044-200-3746
相模原市	総務局渉外部渉外課	252-5277 相模原市中央区中央2-11-15	042-769-8207直	042-754-2280
横須賀市	政策推進部国際交流課	238-8550 横須賀市小川町11	046-822-8138直	046-827-8878
平塚市	市民部文化・交流課	254-0031 平塚市天沼7-8	0463-25-2520直	0463-24-3666
鎌倉市	経営企画部秘書広報課	248-8686 鎌倉市御成町18-10	0467-23-3000代	0467-23-8700
藤沢市	企画政策部平和国際課	251-8601 藤沢市朝日町1-1	0466-50-3550直	0466-50-8427
小田原市	市民部人権・男女共同参画課	250-8555 小田原市荻窪300	0465-33-1725直	0465-33-1286
茅ヶ崎市	文化生涯学習部男女共同参画課	253-0044 茅ヶ崎市新栄町12-12茅ヶ崎トラストビル4階	0467-57-1414直	0467-57-1666
逗子市	市民協働課	249-0006 逗子市逗子4-2-11	046-873-1111代	046-872-3003
三浦市	政策経営部政策経営課	238-0298 三浦市城山町1-1	046-882-1111代	046-882-2836
秦野市	くらし安心部市民自治振興課	257-8501 秦野市桜町1-3-2	0463-82-5118直	0463-82-6793
厚木市	政策部秘書課	243-8511 厚木市中町3-17-17	046-225-2050直	046-225-3732
大和市	文化スポーツ部国際・男女共同参画課	242-8601 大和市下鶴間1-1-1	046-260-5164直	046-263-2080
伊勢原市	市民生活部市民協働課	259-1188 伊勢原市田中348	0463-94-4711代	0463-97-4321
海老名市	市民協働部市民活動推進課	243-0492 海老名市勝瀬175-1	046-235-4568直	046-231-2670
座間市	市民部市民協働課	252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1	046-252-8035直	046-255-3550
南足柄市	秘書広報課	250-0192 南足柄市関本440	0465-73-8000直	0465-73-4110
綾瀬市	市民こども部市民協働課	252-1192 綾瀬市早川550	0467-70-5640直	0467-70-5701
葉山町	総務部総務課	240-0192 葉山町堀内2135	046-876-1111代	046-876-1717
寒川町	町民部協働文化推進課	253-0196 寒川町宮山165	0467-74-1111代	0467-74-9141
大磯町	政策総務部総務課	255-8555 大磯町東小磯183	0463-61-4100代	0463-61-1991
二宮町	政策部企画政策課	259-0196 二宮町二宮961	0463-71-3311代	0463-73-0134
中井町	企画課	259-0197 中井町比奈窪56	0465-81-1112直	0465-81-1443
大井町	総務安全課	258-8501 大井町金子1995	0465-85-5001直	0465-82-9965
松田町	庶務課	258-8585 松田町松田惣領2037	0465-83-1221代	0465-83-1229
山北町	企画財政課	258-0195 山北町山北1301-4	0465-75-3652直	0465-75-3660
開成町	町民サービス部自治活動応援課	258-8502 開成町延沢773	0465-84-0315直	0465-82-5234
箱根町	企画観光部観光課	250-0398 箱根町湯本256	0460-85-7410直	0460-85-6815
真鶴町	企画調整課	259-0202 真鶴町真鶴244-1	0465-68-1131代	0465-68-5119
湯河原町	総務部地域政策課	259-0392 湯河原町中央2-2-1	0465-63-2111代	0465-62-1991
愛川町	総務部企画政策課	243-0392 愛川町角田251-1	046-285-2111代	046-286-5021
清川村	総務部総務課	243-0195 清川村煤ヶ谷2216	046-288-1212直	046-288-1767
神奈川県	県民局くらし県民部国際課	231-8588 横浜市中区日本大通1	045-210-1111代	045-212-2753

国及び地域の国際化関係機関（平成 25(2013)年 4 月現在）

省名等	所在地	電話
内閣府 政策統括官（共生社会推進担当）	100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111代
総務省 自治行政局国際室	100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	03-5253-5111代
外務省 外務報道官・広報文化組織人物交流室	100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1	03-3580-3311代
外務省 地方連携推進室	100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1	03-3580-3311代
財団法人 自治体国際化協会	102-0083 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル1・6・7階	03-5213-1730代
独立行政法人 国際協力機構	102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 1階～6階	03-5226-6660～6663代
財団法人 全国市町村振興協会 全国市町村国際文化研修所	520-0106 滋賀県大津市唐崎2-13-1	077-578-5931代

主な国際交流協会・国際交流関係施設（平成25年4月現在）：市役所、町役場担当課内に事務局を設置

名 称	所 在 地	電 話	F A X
公益財団法人 横浜市国際交流協会	220-0012 横浜市西区みなとみらい1-1-1 パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5階	045-222-1171	045-222-1187
公益財団法人 川崎市国際交流協会	211-0033 川崎市中原区木月祇園町2-2 川崎市国際交流センター内	044-435-7000	044-435-7010
相模原市国際化推進委員会	252-5277 相模原市中央区中央2-11-15	042-769-8207	042-754-2280
特定非営利活動法人 横須賀国際交流協会	238-0006 横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか2階	046-827-2166	046-827-2167
平塚市国際交流協会	254-0031 平塚市天沼7-8 松原分庁舎	0463-25-4010 (事務局専用電話)	0463-24-3666
藤沢市都市親善委員会	251-8601 藤沢市朝日町1-1	0466-50-3550	0466-50-8427
小田原海外市民交流会	250-8555 小田原市荻窪300	0465-33-1703	0465-33-1526
茅ヶ崎市国際交流協会	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市役所 気付	0467-82-1111 090-1557-7789 (事務局専用携帯)	0467-57-1666
三浦市国際交流協会	238-0298 三浦市城山町1-1	046-882-1111	046-882-2836
秦野市国際交流協会	257-8501 秦野市桜町1-3-2	0463-82-5118	0463-82-6793
厚木市友好交流委員会	243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所秘書課 気付	046-225-2050	046-225-3732
公益財団法人 大和市国際化協会	242-0018 大和市深見西8-6-12	046-260-5126	046-260-5127
伊勢原市国際交流委員会	259-1188 伊勢原市田中348	0463-94-4711	0463-97-4321
座間市国際交流協会	252-0027 座間市座間2-2886	046-251-9000	046-251-9000
南足柄市姉妹都市交流協会	250-0192 南足柄市関本440	0465-73-8018	0465-73-4110
葉山町国際交流協会	本協会理事宅（民間へ移行）		
さむかわ国際交流協会	253-0196 寒川町宮山165 寒川町町民部協働文化推進課 気付	0467-74-1111	0467-74-9141
大磯町姉妹都市協会	255-8555 大磯町東小磯183	0463-61-4100	0463-61-1991
箱根町国際交流協会	250-0398 箱根町湯本256	0460-85-7410	0460-85-6815
ゆがわら国際交流協会	259-0392 湯河原町中央2-2-1 湯河原町総務部地域政策課	0465-63-2111	0465-62-1991
公益財団法人 かながわ国際交流財団	221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第一安田ビル4F	045-620-0011	045-620-0025
地球市民かながわプラザ	247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1	045-896-2121	045-896-2299
神奈川国際研修センター	241-0815 横浜市旭区中尾2-6-1	045-366-0157	045-366-0164
神奈川国際学生会館・白根	241-0005 横浜市旭区白根4-24-3	045-953-7001	同左
神奈川国際学生会館・淵野辺	252-0233 相模原市中央区鹿沼台1-10-22	042-768-0211	042-768-0213
かながわ県民活動センター	221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	045-312-1121	045-312-4810
湘南国際村センター	240-0198 葉山町上山口1560-39	046-855-1800	046-855-1816
横浜市国際学生会館	230-0048 横浜市鶴見区本町通4-171-23	045-507-0121	045-507-2441
公益財団法人 横浜市国際交流協会 YOKE情報・相談コーナー	220-0012 横浜市西区みなとみらい1-1-1 パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5階	045-222-1209	045-222-1187
青葉国際交流ラウンジ	227-0064 横浜市青葉区田奈町76 青葉区区民交流センター田奈マンション内	045-989-5266	045-982-0701
金沢国際交流ラウンジ	236-0027 横浜市金沢区瀬戸22-2 横浜市立大学 シーガルセンター2階	045-786-0531	045-786-0532
港南国際交流ラウンジ	233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー13階	045-848-0990	045-848-3669
港北国際交流ラウンジ	222-0032 横浜市港北区大豆戸町316-1	045-430-5670	045-430-5671

名 称	所 在 地	電 話	F A X
つづきMYプラザ (都筑多文化・青少年交流プラザ)	224-0003 横浜市都筑区中川中央1-25-1 ノースポート・モール5階	045-914-7171	045-914-7172
鶴見国際交流ラウンジ	230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央1-31-2 シークレイン2階	045-511-5311	045-511-5312
なか国際交流ラウンジ	231-0021 横浜市中区日本大通34 なか区民活動センター内	045-210-0667	045-224-8343
保土ヶ谷区国際交流コーナー	240-0004 横浜市保土ヶ谷区岩間町1-7-15 岩間市民プラザ1階	045-337-0012	045-337-0013
みなみ市民活動・多文化共生ラ ウンジ	232-0024 横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合施設10階	日本語045-232-9544 外国語045-242-0888	045-242-0897
川崎市国際交流センター	211-0033 川崎市中原区木月祇園町2-2	044-435-7000	044-435-7010
川崎市平和館	211-0021 川崎市中原区木月住吉町33-1	044-433-0171	044-433-0232
川崎市ふれあい館	210-0833 川崎市川崎区桜本1-5-6	044-276-4800	044-287-2045
さがみはら国際交流ラウンジ	252-0233 相模原市中央区鹿沼台1-9-15 プロミティふちのべビル2F	042-750-4150	同左
鎌倉市民活動センター (NPOセンター鎌倉)	248-0012 鎌倉市御成町18-10	0467-60-4555	0467-61-3928
大船市民活動センター (NPOセンター大船)	247-0061 鎌倉市台1-2-25	0467-42-0345	-
おだわら国際交流ラウンジ	250-0011 小田原市栄町1-15-19栄町駐車場3F	0465-24-7760	同左

かながわ自治体の国際政策研究会規約

(名称)

第1条 本会は、かながわ自治体の国際政策研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、地域の国際化に関する施策の充実と推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、調査、研究、研修、情報交換、連絡調整、共同事業その他必要な事業を行う。

(組織)

第4条 研究会は、県及び市町村の国際政策関係主管課により組織する。

(幹事会)

第5条 研究会に幹事会を置く。

2 幹事会は、研究会の円滑かつ効果的な運営を図るため必要な事項を処理する。

3 幹事会は、代表幹事、常任幹事及び幹事若干名をもって組織する。

4 幹事及び代表幹事は、研究会の構成員の互選とし、常任幹事には神奈川県県民局くらし県民部国際課長を充てる。

5 幹事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 代表幹事は、研究会及び幹事会を招集し、主宰する。

7 幹事は、代表幹事を補佐し、研究会及び幹事会の運営に必要な事務を分掌する。

(監事)

第6条 研究会に監事2名を置く。

2 監事は、研究会の構成員の互選とする。

3 監事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 監事は、研究会の会計の状況を監査する。

(経費)

第7条 研究会の運営に関する経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 分担金

(2) その他の収入

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 研究会の事務局は、神奈川県県民局くらし県民部国際課に置く。

2 事務局に事務局長及び局員を置く。

附 則

この規約は、平成2年6月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 22 年 6 月 17 日から施行する。

2 第 7 条第 1 号については、平成 22 年度から当面の間、徴収しない。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成24(2012)年度 かながわ自治体の国際政策研究会役員名簿

役職	団体名	所属	職名	氏名
代表幹事	鎌倉市	経営企画部	経営企画部次長 兼秘書広報課長	奈須 菊夫
幹事	相模原市	渉外課	課長	仙波 康司
	藤沢市	市長室国際課	市長室参事 兼国際課長	松井 洋二
	海老名市	市民活動推進課	参事兼課長	鴨志田 政治
	松田町	庶務課	課長	佐藤 利明
監事	大磯町	総務課	課長	岩本 清嗣
	愛川町	企画政策課	課長	大成 敦夫
常任幹事	神奈川県	国際課	課長	船本 和則
事務局長	神奈川県	国際課	企画グループリーダー	長谷川 浩

サラダボウル 2 0

平成24(2012)年度 かながわ自治体の国際政策研究会年次報告書
2013年 9 月発行

かながわ自治体の国際政策研究会事務局

神奈川県県民局くらし県民部国際課 電話 045-210-3748